

第4次与那原町総合計画

～太陽とみどり、伝統とやさしさを
未来へつなぐ海辺のまち～



平成23年度
与那原町

『太陽とみどり、伝統とやさしさを
未来へつなぐ海辺のまち』
～みんなで創るこころ豊かでゆとりと
潤いのあるまちを目指して～



与那原町は、山原船や軽便鉄道といった交通機関による産業経済の集散基地として、沖縄全域と交流をなす商工業の拠点として栄えてまいりました。本島内では最も面積の小さなまちですが、国道 329 号と国道 331 号が交差する位置にあり、那覇方面や本島中部方面への移動の利便性が高く、近年ではマリントウンプロジェクトにより誕生した東浜地区で市街地が形成されるなど、新たな魅力を備えつつあります。

昭和 53 年に第 1 次与那原町総合計画を策定し、「太陽と緑の町・与那原」を基調に、住むことに喜びと誇りのもてる、うるおいのある個性豊かなまちづくりを目指してきました。

「太陽と緑の町・与那原」は、第 2 次及び第 3 次与那原町総合計画にも引き継がれ、「東部地域の中核都市」「個性とうるおいのある快適環境都市」「人間性豊かな教育・文化・福祉都市」づくりを目標に、マリントウンプロジェクトの推進による東浜地区の整備、与那原中学校改築や阿知利団地・保育所改築、下水道整備等の施策の展開により、まちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、第 1 次及び第 2 次与那原町総合計画の策定期間は、沖縄県全体の人口増加が著しく、都市化の進行に伴う社会基盤資本の整備が強く求められていた時代から、第 3 次与那原町総合計画が策定された平成 13 年頃には、少子高齢化や地方分権、住民参画などがまちづくりにおける課題となり、これらの対応が求められていました。

本計画は、平成 30 年度を目標年次に定め、第 3 次総合計画から引き続き、少子高齢化などの課題に対応しつつ、「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」を将来像に掲げ、東浜地区と既存市街地の一体的な整備を推進し、沖縄県や近隣市町も含めた、広域的な視点からのまちづくり、そして住民協働によるまちづくりを目指し、ハードとソフトが充実した、各種施策の展開に傾注して参りたいと存じます。

終わりに、本総合計画策定にあたり、住民の皆様をはじめ提言書を取りまとめていただいた住民会議委員、ご審議いただきました与那原町総合計画審議会委員、町議会議員、各種団体関係者各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 23 年 4 月

与那原町長 古 堅 國 雄

目 次

基本構想

I 総合計画の構成	1
1. 総合計画とは	1
II まちの将来像	2
1. 基本理念	2
2. まちづくりの基調	2
3. まちの将来像	3
4. まちの目標	3
5. まちづくりの基本方針	4
6. まちづくりの体系	5
III まちづくりの基本方針	6
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	6
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	7
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	8
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり	9
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	10
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	11

基本計画

I 将来人口	13
1. 与那原町の人口動向	13
2. 与那原町の将来人口の推計	15
II 土地利用計画	21
1. 土地利用に関する基本的な考え方	21
2. 利用区分別の土地利用の基本方針	21
III 施策の方向	23
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	25
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	33

3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	45
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり	65
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	81
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	97

参考資料

1. 第4次与那原町総合計画策定基本方針	111
2. 与那原町住民会議	115
3. 第4次与那原町総合計画策定業務経緯	121
4. 総合計画フローイメージ	122
5. 与那原町総合計画審議会設置規則	123
6. 諮問	125
7. 答申	126
8. 意見書	127
9. 審議会名簿	128

基本構想

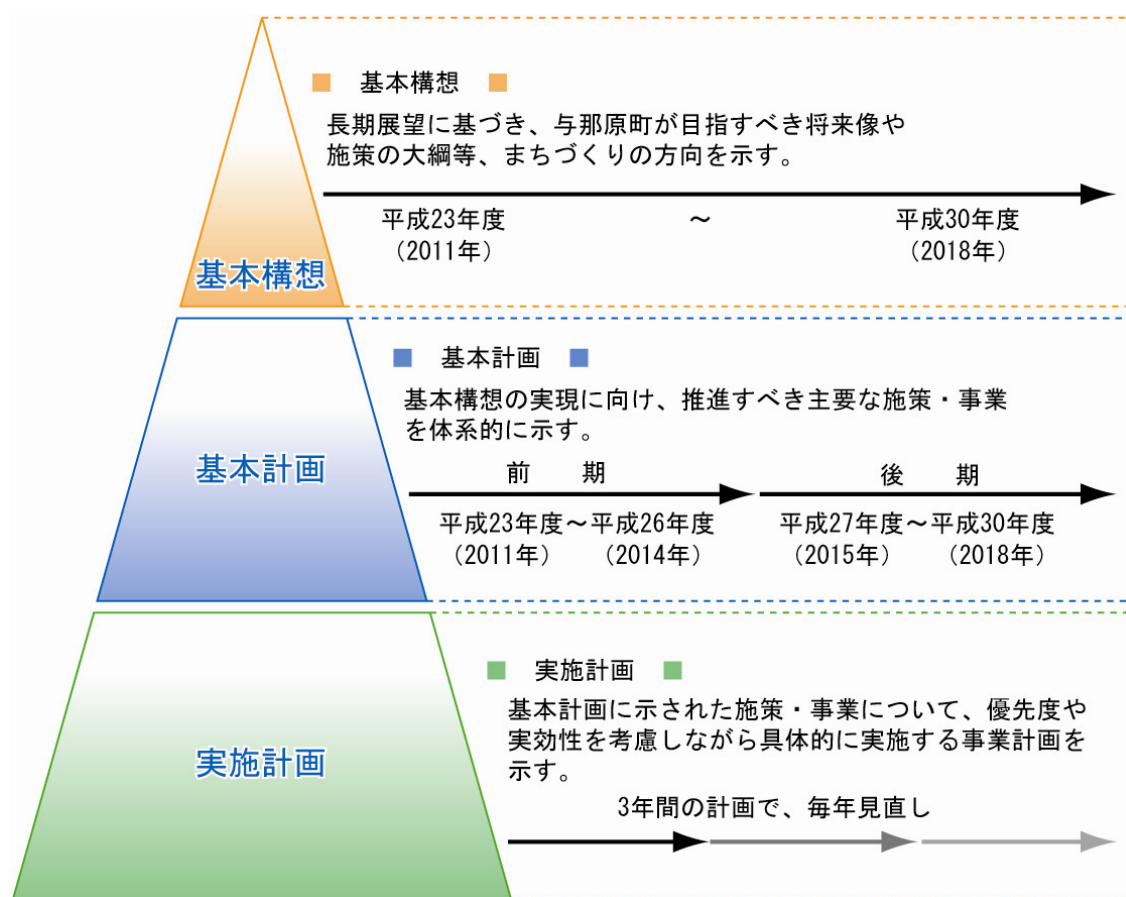
I 総合計画の構成

1. 総合計画とは

総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て策定するもので、与那原町のまちづくりの最も上位に位置づけられる計画です。

8年後の与那原町の将来像を描くものであり、その分野は教育・福祉、生活環境、産業など多岐にわたります。

総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、基本構想の期間は平成23年4月から平成31年3月までの8年間です。



【地方自治法第2条第4項】

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

【町民と住民】

「住民」・・・本町に「住む」、「働く」、「通う」など本町のまちづくりに関わる全ての人を言います。

「町民」・・・本町に「住み」地域コミュニティの主体となる人を言います。

Ⅱ まちの将来像

1. 基本理念

わたしたちのまちには、これまで交通の要衝、商業の街として栄え、先人の知恵とたゆまぬ努力により、個性的で人間味あふれる歴史と文化が培われ、発展してきました。

まちづくりの目的は平和な社会のもと、すべての町民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮らせるまちを創ることにあります。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、環境問題、人口減少や超高齢社会、産業構造や雇用形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を乗り越え、次代に誇れるまちづくりを進めることが、現代に生きるわたしたちの務めです。先人の培ってきた歴史と文化を継承し発展させ、安全で快適な生活環境をはぐくむとともに、人権が尊重されるまちを目指します。

住民一人ひとりが、まちづくりの主役として個性と創造力を発揮し、住み・働き・学び・集うすべての人との協働により、活力ある与那原町を創造します。

2. まちづくりの基調

与那原町（以下、本町）は、昭和 53 年に与那原町基本構想、平成 3 年に第 2 次与那原町総合計画、平成 13 年に第 3 次与那原町総合計画を策定し、「太陽と緑の町・与那原」を基調としてまちづくりを進めてきました。平成 21 年に町制施行 60 周年を迎え、一大プロジェクトである中城湾港マリントウンプロジェクトも進み人口も増加に転じるなど、活力あるまちづくりが着実に進展しています。

本町は、面積 5.08km²、沖縄本島で 1 番小さなまちですが、国道 329 号と国道 331 号が交差し、県都那覇市や中南部地域への交通利便性が高い位置にあります。また、戦前は軽便鉄道が走り、山原船の出入港など陸上海上交通の要衝としての機能を有していました。

本町の特徴として、大綱曳、赤瓦、ヒジキ等があげられ、400 年余の伝統を誇る与那原大綱曳は、住民の一体感を高める行事となっています。これは、豊かなコミュニティがあるからこそ継承されている行事であると考えられます。また、赤瓦やヒジキについては、本町の主な産業として今後も維持・発展していくことが望まれます。

住民アンケートで、本町の今後の方向性について聞いたところ、「子供、高齢者、障がい者も含めてすべての人が快適に暮らせるまち」や「災害に強く、犯罪の少ない安心安全なまち」との回答が多くみられ、福祉の充実、安心・安全な生活環境の形成が望まれています。

また、住民会議で設定した将来像は、以下の5つです。

- (1) やさしさと元気が未来につながるまち与那原
～安全・安心で子供とあるきたいまち～
- (2) 瞳輝き豊かな学びで心優しく文化が根づくまち
- (3) いきいき綱がるやさしいまち
- (4) 自然と心を育む住みたい海辺のまち
- (5) 誇れる産業、受けつぐ伝統、人が“綱がる”パワーみなぎるまち

「やさしさ」がキーワードになっており、住民アンケートでも声の多かった福祉面の充実、人々にやさしいまちづくりを望んでいることが伺えます。やさしいまちとは、バリアフリー化などハード面の改善とともにソフト的な施策の充実も望まれます。

今回開催した住民会議は、協働のまちづくりの第一歩であると考えられ、今後は具体的な施策を行う場合に、計画段階から住民が関わっていく仕組みづくりなどが望まれます。

以上をふまえ、本町の特性を活かし、安全・安心・快適な環境で、住民と行政が手を取りあい、活力あるまちづくりを進めます。

3. まちの将来像

第1次から第3次までの与那原町総合計画で示された将来像と、住民会議で設定した5つの将来像をふまえて、第4次与那原町総合計画のまちの将来像を以下のとおり設定します。

【まちの将来像】

太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち

4. まちの目標

まちの将来像実現に向けて、基本理念に基づき、まちの目標を以下のとおり設定します。

- 1. みんなで創るこころ豊かなまち
- 2. ゆとりと潤いのあるまち

(1) みんなで創るこころ豊かなまち

わたしたちの住む町を取り巻く環境は、社会状況の変化や生活形態などの多様化に伴い住民ニーズは多岐に渡り、行政の限られた予算と人材では、すべてに応えることはできません。

誰もが望む住みよいまちの姿とは、一人ひとりが尊重され、安心し安定した生活が送れる、やさしさ溢れるまちです。

そのためには、住民が互いに協力し合い、支えあいながら行政との役割分担のもとに、地域や暮らしの問題を解決する協働のまちづくりを推進していくことが必要です。

今後は、住民との協働のもと、本町の伝統行事で築かれる地域コミュニティを継承しつつ、未来を担う子どもたちが、豊かで、人間性に満ち溢れる人として育つための教育環境づくりを進めます。

また、誰もが慣れ親しんだ地域で子どもを生み育て、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れる健康福祉社会の実現を目指し、「みんなで創るこころ豊かなまち」の形成を進めます

(2) ゆとりと潤いのあるまち

本町は、沖縄本島東部地域の産業経済活動の集散地として発展したまちであり、住民の気質や伝統、さらに、地域コミュニティは、こうした産業経済活動を背景として築かれてきました。

伝統や地域コミュニティを未来へつなぎながら、活力と潤いのある海辺のまちづくりを目指して、中城湾港マリントウンプロジェクトを推進し、既成市街地と東浜地区における新たな市街地が一体となり、名実ともに「東部地域の拠点都市」を目指します。

まちづくりにおいては、つねにそこに住む人々の視点に立って考え、コンパクトで機能的な安心・安全・快適なまちをつくるとともに、本町で暮らす人々が共通の財産としていつまでも愛しつづけることのできるまちづくりが必要です。

今後は、本町の持つ美しい自然環境を住民に潤いとやすらぎを与える社会資本の一つとして捉えて次世代へ引き継ぎ、「住む・働く・憩う」が効率的に行なえるまちの形成を目指し、誰もが住みたくくなるような「ゆとりと潤いのあるまち」の形成を進めます。

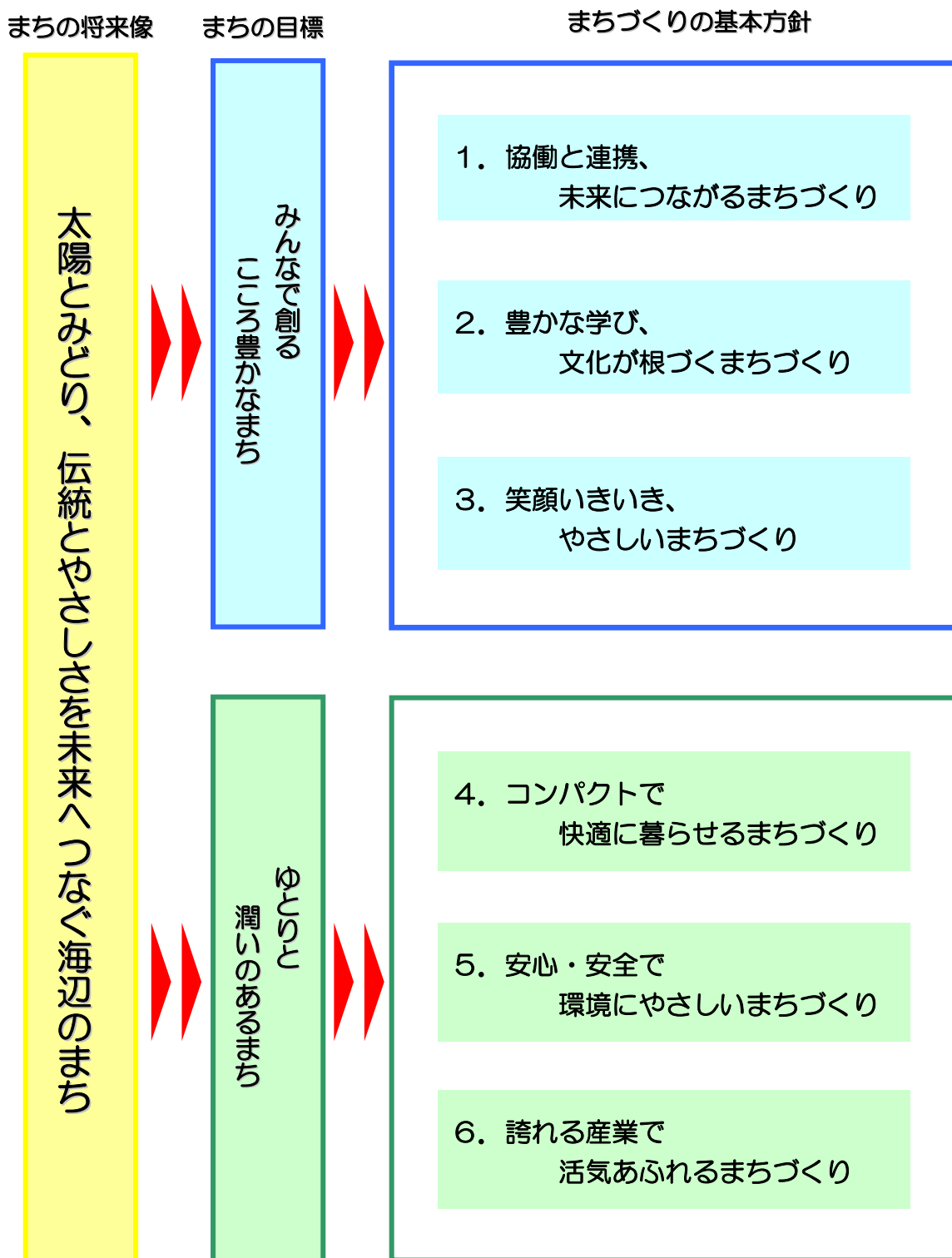
5. まちづくりの基本方針

まちの将来像及びまちの目標をふまえ、目標達成に向けたまちづくりの基本方針を以下のとおり設定します。

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

6. まちづくりの体系

第4次与那原町総合計画のまちづくりの体系を以下に示します。



Ⅲ まちづくりの基本方針

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり

住民と行政がともに行動する協働（※1）のまちづくりを進めていくために、必要な情報を共有し、住民と行政が互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

町民一人ひとりの人権が社会生活のあらゆる場面で尊重される基本的人権の擁護に努めていきます。

効率的な行政施策を推進するとともに、地域コミュニティの充実を図り、住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようなまち“よなばる”を目指します。

自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで決定し、みんなで住みよい“よなばる”を創るために行動を興していきます。

（※1 行政と住民（自治会・地域活動団体・NPOなど）と企業が、共通の目的実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、対等な関係のもとで、ともに考え、ともに取り組んでいくことを言います。）

（1）住民協働のまちづくり

- 与那原大綱曳にみられる町民の融和と団結力は、一人ひとりが地域に対して誇りを持っていることの表れであり、今後も地域コミュニティの充実したまちづくりを目指します。

（2）情報の共有・共鳴で築くまち

- 住民に必要な情報は、個人情報保護に努めるとともに、積極的に発信し誰でも収集・活用できるような環境づくりを進めます。また情報の共有により、行政と住民がお互いに参画し、共鳴しながら住みよいまちを創っていきます。

（3）自律・自立するまち（※2）

- 住民と行政が相互に尊重しあいながら、それぞれの役割と責任を自覚し、協働のまちづくりに取り組んでいきます。
- 町民一人ひとりの人権が尊重され、社会生活のあらゆる場面で不当な扱いを受けないよう、基本的人権の擁護に資する取り組みとして、人権尊重思想の普及高揚を図り、町民に人権問題に対する正しい認識を深めていきます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて住民の意識向上を図り、男女の人権が尊重され、ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

（※2 行政（役場）、そして住民一人ひとりが、自らの考えで（自律）、他の支配や助けを受けずに（自立）行動していくことです。）

（4）構想実現に向けて

- 住民一人ひとりが問題意識をもち、課題解決に参画できるまちづくりを目指します。
- 財源の確保と効率的な行政施策の推進により、限られた財源のなかで健全な財政運営と行政サービスの向上の両立を図ります。

- 職員の意識改革により、合理化及び効率的な事務処理を行い、より円滑な住民サービスの向上に取り組みます。

2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり

本町には、町立小学校 2 校、町立中学校 1 校が設置され、学力の向上はもとより健康で豊かな人間性の形成を目指した教育を実践しています。首里王府の時代には、東御廻り（※3）やお新下り（※4）などの要衝の地でもあり、商業や文化が発達した地でもありました。それと同時に、与那原大綱曳や地域での綱曳、当添ハーリー、板良敷及び上与那原の獅子舞など多くの伝統文化が先人から継承されています。これらは住民の誇りであり、地域の文化的意識を高揚させる貴重な財産です。

豊かな人格形成のためには、学校教育のみならず家庭や地域での教育の充実も必要であり、地域の歴史や文化に触れ合う機会を増やしていくことが望まれます。そのためにも、健康で日常生活を送ることが重要となります。

学校と地域が協力し合い、幼児、児童、生徒が希望に満ち溢れる教育環境の充実を図るとともに、次世代を担う子ども達に与那原の歴史・文化を継承していくことに努めます。また、誰でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりに努めます。

（※3 創世神であるアマミキヨがニライカナイから渡来して住みついたと伝えられる霊地を巡拝する行事）

（※4 琉球王国の最高神職である聞得大君の就任儀式）

(1) 学校教育

- 学校と家庭、地域が一体となった活動を進めていくために、情報の共有をはかり教育に関する情報公開に努めます。
- 幼児や児童、生徒が豊かな心で健やかに学べるよう、快適な学習環境の整備を図り、「知・徳・体」の調和のとれた学校教育に努めます。

(2) 家庭教育

- 家庭教育に関する知識や技能などの情報提供や支援体制整備など、家庭教育支援の充実を図ります。

(3) 社会教育

- 多種多様な人材を発掘し、生涯学習活動が行える人材の活用に努めます。また、多種多様な学習の要望に応えるため、地域や行政が一体となって、幅広い人材の育成に努めます。
- 子どもから高齢者まで幅広い生涯学習を行うため、生きがいづくりとなる学習機会や各種活動の拠点となる学習環境の整備に努めます。
- 次世代を担う青少年が、安全・安心で健全な生活を行うために、家庭や学校、地域が連携し、青少年の健全育成を図る取り組みを進めます。

(4) 文化・スポーツ活動

- 本町には、与那原大綱曳や赤瓦などの歴史・文化資源や伝統芸能が先人から受け継がれています。町の重要な財産として今後も、歴史・文化資源の保全・活用を図り、伝統芸能の継承発展並びに新たな文化の創造に努めます。
- 子どもから高齢者まで、誰でも気軽に参加できる軽スポーツやレクリエーションの充実に努めます。また、学校及び関係機関と連携をとりながらスポーツ競技力の向上を目指して支援に努めます。

3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり

本町の人口は約 16,300 人（平成 22 年現在）で、年々増加傾向にあります。東浜地区の人口増加が顕著で、平成 21 年から 22 年の人口増加率は県内自治体で第一位となりました。しかし人口構成比を 10 年前と比較すると、年少人口（0～14 歳）は平成 12 年の 21%から平成 22 年は 18.5%、高齢人口（65 歳以上）は平成 12 年の 12.6%から平成 22 年には 16.5%となっており、年少人口の割合が低くなり、高齢人口の割合が高くなっています。

このような少子高齢化の傾向は今後も進行していくと想定され、地域の人々を地域で支えあうコミュニティの力が、今後ますます重要になります。特に今日の与那原町を築いてきた高齢者は敬うべき存在であり、これからのまちづくりにおいても重要な役割を担うことが考えられます。また、高齢者に限らず、子供、障がい者など本町に暮らす住民が、健康で文化的な生活を送ることが活力あるまちづくりにつながるものと考えられます。すべての住民が笑顔で暮らしていけるよう、保健福祉の充実したまちを目指していきます。

(1) 地域福祉

- すべての住民がともに支え合い、誰もが安心して生活できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーション(※5)の理念に基づき、地域福祉施策を展開していきます。
(※5 障害のあるなしに関わらず、お互いが区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。)
- 地域福祉を支える基盤となる地域コミュニティの形成・強化や、福祉活動を行うボランティアや各種団体への支援等に努めます。

(2) 子どもの福祉

- 次世代を担う子ども達は地域の宝であり、子ども達が健やかに成長することができる環境づくりは地域全体の責務です。
- 誰もが安心して子どもを産み育てられ、子ども達の健全な遊びや学びを支えられる地域社会づくりを進めていきます。

(3) 高齢者の福祉

- 高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、地域での役割、仕事、遊びボランティア等の場や機会づくりを進めます。
- 高齢者の生活を取り巻く不安や負担を軽減するため、地域で高齢者を支える仕組みづくりや、各種制度の強化、情報提供等を進めます。

(4) 障がい者（児）の福祉

- 障がいを有する者が、安心して家庭や地域での生活が送れるよう、住み良い環境づくりや自立・自律を支援する対策に取り組むとともに、就労の場や健常者とのふれあいの場といった、社会参加活動等の施策を総合的に展開します。

(5) 生活困窮者への支援

- 生活困窮者が健康で文化的な最低限の生活を営めるよう、社会保障に関する各種制度の充実を図るとともに、多面的な支援対策を実施します。

(6) 健康づくり

- 「自らの健康は自ら守る」を基本として、健康に関する住民の意識高揚を図り、幼児期から老年期までの各時期の健康課題及び生活様式に応じた健康づくりを進めます。

(7) 保健医療福祉のネットワークづくり

- 全ての町民がいつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、関係機関が連携して、病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションまでの効果的な対応とともに、感染症等の健康危機に迅速かつ適切に対応する体制確保のため、保健医療福祉ネットワークづくりに努めます。

4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

本町は、沖縄本島東部地域の交通の要衝として国道 329 号と国道 331 号が交差する位置にあり、国道 329 号与那原バイパスの整備が着手されるなど広域的な道路網の整備が進められています。今後は、骨格的な道路網を活かした多種多様な移動手段を確保し、だれもが移動しやすい交通環境の整備が求められます。また、東浜地区においては、都市基盤の整備が進められ市街地の形成が図られており、既成市街地においても、東浜地区との一体的な都市基盤の整備を図るとともに、公園や公共施設などの緑化を推進し、コンパクトで快適な市街地環境の創出や良好な住環境の整備に努めます。

(1) 市街地整備

- 本町の歴史的及び文化的遺産を継承しながら、自然環境と調和した快適な生活環境の整備を進め、人々が行き交い集い、賑わいのある沖縄本島東部地域の拠点都市としてふさわしい魅力的な市街地形成を図ります。

(2) 道路体系

- 国道や県道など主要幹線と町道の幹線道路との円滑な道路交通ネットワークの確立を図ります。また、安全で安心な道路環境を確保するため、自動車と歩行者双方の

視点にたち、利便性、安全性及び快適性を兼ね備えた道路整備を行いません。

(3) 公共交通機関の利便性の向上

- 関係機関と連携を図りながら、新たな公共交通システム（基幹バス、LRT等）による将来交通ネットワークの構築を目指します。また、本島東部地域の広域交通結節点として、誰もが移動しやすい交通体系の確立に取り組みます。

(4) 緑化

- 公共や民間建築物への緑化の促進、主要な道路における街路樹整備、公園の緑化を推進します。また町民へ地域や家庭における緑化の促進を働きかけます。

(5) 上水道

- 将来の人口増加に対応し、災害時においても安全な水の供給を行うため、水道施設の整備及び拡充を図るとともに、老朽施設の計画的な更新に努めます。

(6) 下水道

- 住民の生活環境を改善し、海や河川及び水路の水質汚染を防止するとともに、本町の特産品であるヒジキの生育環境の保全等の観点から、公共下水道の整備促進が望まれています。すべての住民が健康的で快適な生活を送れるように、計画的な公共下水道の整備を図ります。

(7) 都市計画

- 新たに都市計画マスタープランを策定し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ります。また、都市基盤の構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、均衡ある町域の形成を図ります。

5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり

住民が安心して快適に暮らせる生活環境とは、道路や公園などの生活基盤及び治安、防災体制が整っていることとあわせて、自然環境にも恵まれていることが重要です。

自然環境を保全し、公害が無く、住みよいまちづくりのため、ごみの排出抑制や分別、再利用を推進するとともに、公共交通や自転車交通の利用を促進し、人にも環境にもやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) 防犯・交通安全対策

- 住民が自ら地域の安全面や防犯面について積極的に取り組むことによって、町全体の安全なまちづくりを進めていきます。
- 交通事故を防止し、交通災害のない安全なまちづくりに必要な交通安全施設整備を進めるとともに、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 消防・救急

- 住民自らの生命と財産を守るため、消防・救急に対する町民意識の向上を図ります。複雑多様化する消防・救急活動に対応できる自主防災組織の拡充を図ります。

(3) 防災

- 自主防災組織の拡充や防災知識の普及及び防災訓練の実施に努め、災害時に地域自らが行動し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

(4) ごみ対策

- 循環型社会の構築を目指し、家庭や地域において、ごみの分別を徹底するとともに、引き続き生ごみ処理機の導入に支援を行い、ごみの減量化や排出量の抑制を図ります。

(5) 自然環境

- 自然環境の保全と再生に向けて、住民による清掃活動を積極的に行うとともに、住民活動を支援する体制づくりを確立し、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目指します。また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、あらゆる方策を講じます。

(6) 環境対策

- 環境に配慮した生活スタイルを確立するため、徒歩や自転車利用、公共交通の利用率向上、ノーマイカーデー設定等の積極的な導入により、CO₂ 排出の削減を目指した社会環境の整備を図ります。また、公共施設や家庭において節電化や節水化などを積極的に行うことや、愛玩動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を図ることで、環境への意識向上を促進します。

(7) 斎場・墓地

- 斎場については、構成する自治体と協力して、近代的設備や駐車場等総合的環境の整った広域斎場を建設します。また、墓地については、墓地の適正な配置や集積化を図ります。

(8) し尿処理

- 老朽化が著しい、し尿処理場については、組合を構成する自治体と協力し、早期の建設に着手し供用開始を目指します。また下水道整備地域における汲み取り便所や単独及び合併浄化槽については、速やかに下水道へ接続することを進めます。

(9) 住宅政策

- 町営住宅については、住宅困窮者に対して、優先的な入居を図ります。また、町営住宅の点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努めます。民間住宅については、高齢者や障がい者等に配慮した住環境整備を支援します。

6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

活力あるまちの形成には、地域の産業が充実していることが重要です。本町の特産品として赤瓦やヒジキが有名であり、これら既存の産業や農業、漁業の活性化を促進するためにも、後継者の育成と人材の確保が求められます。また、マリーナ等を活用したレクリエーション活動や体験型漁業の展開など、観光業と連携した新たな産業の創出に努めるとと

もに、産業全体の活性化により雇用の確保を促進します。

(1) 農業及び農業基盤

- 農用地の利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地の保全計画及び規模拡大などの農業振興方向を定め、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。また、農用地の保全や遊休地の活用、農業後継者や新規就農者の育成などを図るとともに特産品の開発やブランド化を推奨し、地元食材の積極的な活用により、地産地消を進めます。

(2) 水産業

- 漁業の活性化を図るため、環境保全に取り組むとともに、浮漁礁や漁場の整備・維持管理に努めます。本町の特産品のひじきについては、新たなメニュー開発、地産地消の推進、消費拡大のためのブランド化に取り組みます。また、安定した漁業経営の確立に向けた体質改善を図り、人材確保や後継者育成に取り組みます。

(3) 工業

- 本町の誇る伝統工芸や主要な地場産業については、新製品の開発や高度化を推奨し、一層の経営革新と技術力の発展を支援するとともに、まちづくりの中に地場産品を積極的に取り入れていくことにより、与那原らしさの創出と伝統の継承を図ります。また窯業の活性化を図るため、住宅、公共施設など建築物における赤瓦等の積極的な使用や、製品の宣伝及び情報発信を高め、高付加価値化などを図ります。

(4) 商業及び中心市街地活性化

- マリントウン東浜地区の商業地と既存の商業地の立地条件、さらに商業、医療、福祉や行政の都市機能がコンパクトに集積する本町の特性を活かしたまちづくりを進めます。また、海辺のまちとしてウォーターフロントの魅力と、歴史・伝統・文化の薫るまちの魅力を融合し、住民や来街者の利便性を高め、商業及び中心市街地の活性化に取り組みます。

(5) 観光

- 地域の資源の発掘と歴史や伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活用するとともに、沖縄芸能の拠点づくりを推進した観光振興を図ります。また、マリナーゾーンを活かした海洋レクリエーション拠点の形成と、南部地域の広域的連携による観光・教育旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。

基本計画

I 将来人口

1. 与那原町の人口動向

(1) 人口及び世帯数

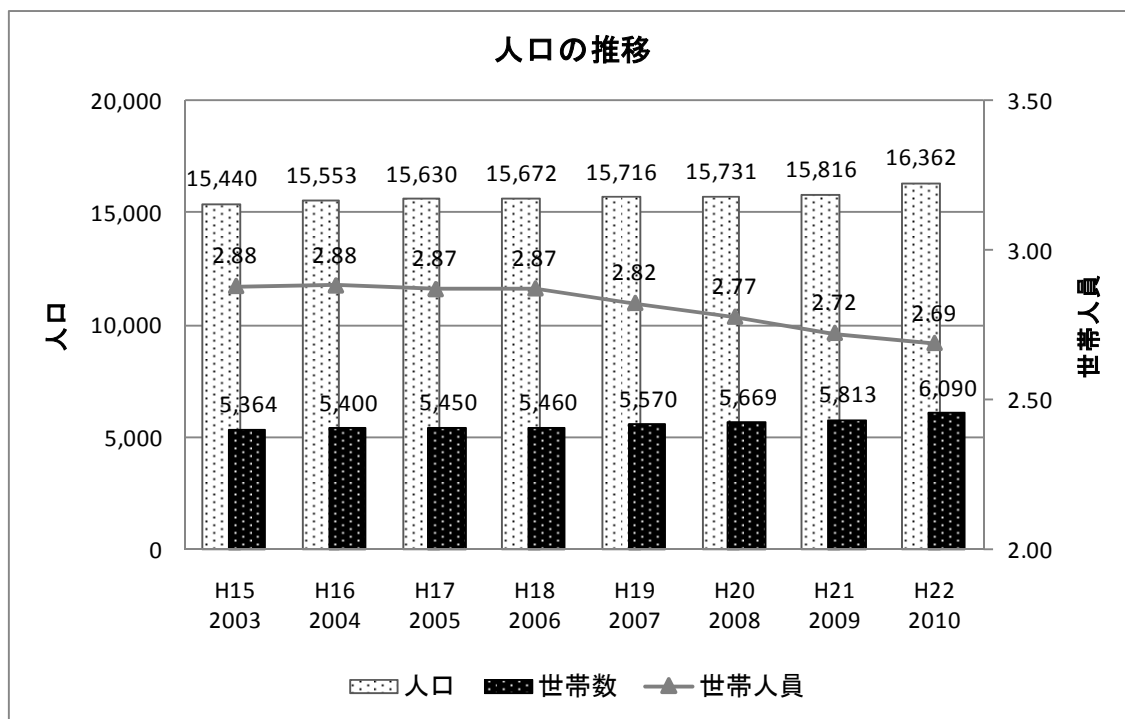
与那原町の人口および世帯数の推移をみると、人口は平成15年の15,440人から平成22年の16,362人と安定的に増加している。

また、世帯数は、平成15年の5,364戸から平成22年の6,090戸と増加傾向にあり、世帯人員は、2.88人から2.69人と減少傾向にある。

■人口の推移

	平成15年 2003	平成16年 2004	平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010	備 考
人口	15,440	15,553	15,630	15,672	15,716	15,731	15,816	16,362	
世帯数	5,364	5,400	5,450	5,460	5,570	5,669	5,813	6,090	
世帯人員	2.88	2.88	2.87	2.87	2.82	2.77	2.72	2.69	

資料：住民基本台帳



(2) 年齢別人口

年齢別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（16～64歳）は、平成21年まで微減となっていたが、平成21年から平成22年にかけて増加に転じている。

これは、東浜地区の市街地形成とともに、若年層の流入が進んだことが要因と考えられる。

第4次与那原町総合計画 基本計画

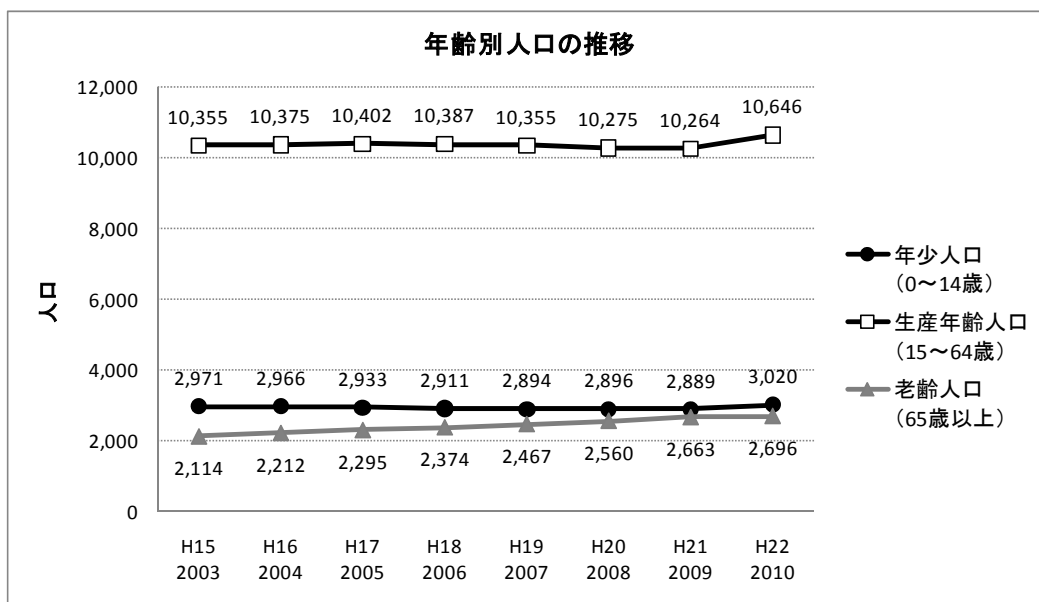
I 将来人口

■年齢別人口の推移

単位：人口

年齢	平成15年 2003	平成16年 2004	平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010
0～4	925	928	923	916	888	919	926	1,023
5～9	981	980	965	963	997	999	961	992
10～14	1,065	1,058	1,045	1,032	1,009	978	1,002	1,005
15～19	1,200	1,134	1,102	1,051	1,014	962	1,002	1,047
20～24	1,110	1,130	1,123	1,111	1,078	1,064	968	965
25～29	1,130	1,086	1,102	1,106	1,109	1,092	1,082	1,091
30～34	1,027	1,116	1,148	1,161	1,129	1,095	1,066	1,137
35～39	880	888	895	950	1,005	1,059	1,125	1,210
40～44	1,067	1,015	974	948	925	869	891	939
45～49	1,098	1,090	1,065	1,014	1,004	1,070	1,016	1,014
50～54	1,298	1,304	1,276	1,231	1,172	1,051	1,055	1,049
55～59	756	807	944	1,109	1,232	1,273	1,260	1,243
60～64	789	805	773	706	687	740	799	951
65～69	650	664	682	690	728	756	765	744
70～74	529	568	601	607	621	618	646	657
75～79	364	381	393	439	446	479	507	544
80～84	284	293	299	299	314	319	335	333
85～89	167	173	170	187	204	240	247	247
90歳以上	120	133	150	152	154	148	163	171
計	15,440	15,553	15,630	15,672	15,716	15,731	15,816	16,362
年少人口 (0～14歳)	2,971	2,966	2,933	2,911	2,894	2,896	2,889	3,020
生産年齢人口 (15～64歳)	10,355	10,375	10,402	10,387	10,355	10,275	10,264	10,646
高齢人口 (65歳以上)	2,114	2,212	2,295	2,374	2,467	2,560	2,663	2,696
計	15,440	15,553	15,630	15,672	15,716	15,731	15,816	16,362

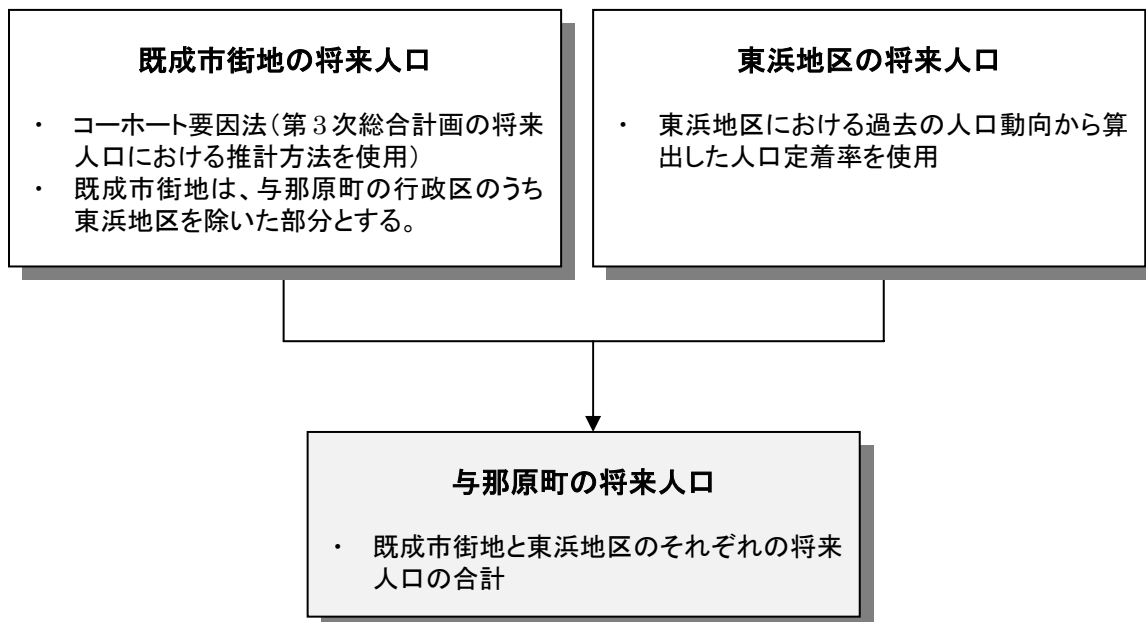
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



2. 与那原町の将来人口の推計

(1) 将来人口の推計方法

将来人口の推計は、以下のように行う。



(2) コーホート要因法について

コーホート要因法は、国立社会保障人口問題研究所や市町村などで広く用いられている人口推計の手法である。第3次与那原町総合計画における将来人口についても、同手法が採用されている。

コーホートとは、ある年（またはある期間）に出生した集団のことであり、コーホート要因法は、その集団ごとの時間変化を4つの要因（出生率、生残率、純移動率、出生比率）をあてはめて、人口の変化を推計する方法である。

- ① 基準人口は、平成22年4月1日現在の住民基本台帳人口を用いる。
- ② また、要因については以下の仮定値を用いる（第3次与那原町総合計画の将来人口推計に使用されたものと同値）。
 - ・ 特殊出生率は沖縄県の仮定値（国立社会保障人口問題研究所によるH19推計値）
 - ・ 生残率は、0～4歳に関しては平成17年全国生命表、それ以外については、沖縄県の仮定値（国立社会保障人口問題研究所によるH19推計値）
 - ・ 純移動率は平成12年～平成17年の沖縄県の実績
 - ・ 出生性比は、沖縄県の仮定値（国立社会保障人口問題研究所によるH19推計値）

I 将来人口

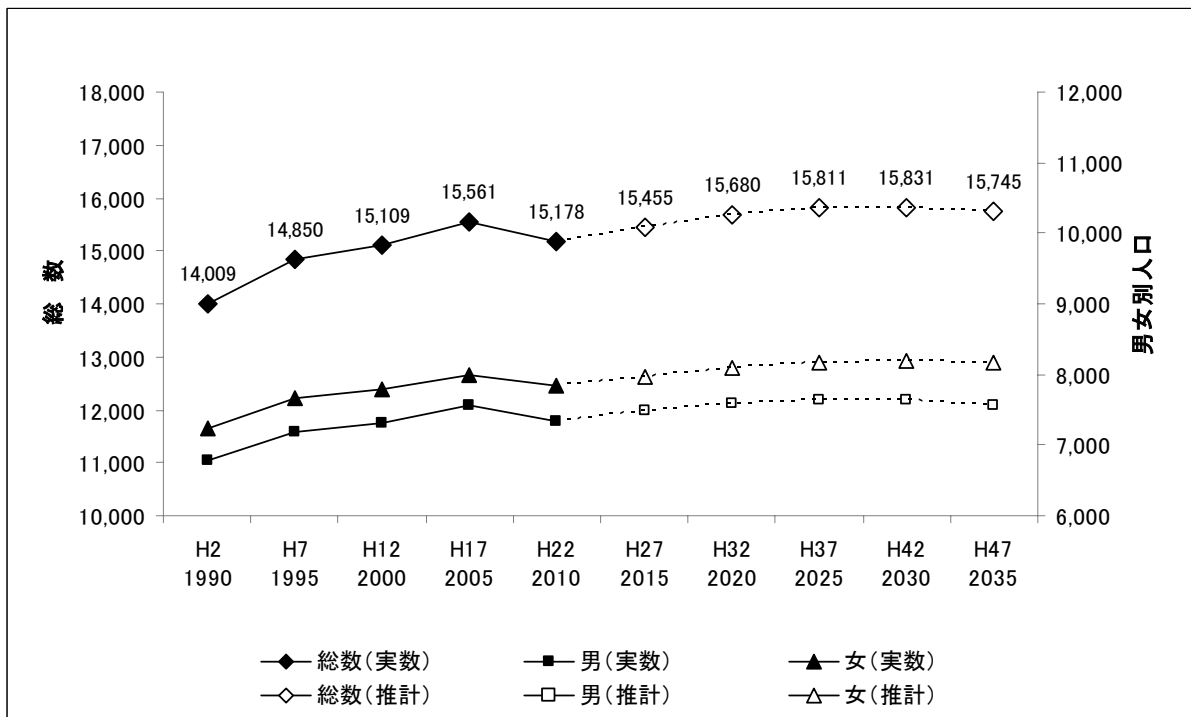
(3) 既成市街地における将来人口

既成市街地における将来人口は、平成42年15,831人をピークにして減少傾向となる。

平成17年から平成22年において、不連続な人口減少が見られるのは、東浜地区の市街地形成が進行したことによる既成市街地から東浜地区への町内移動が要因と考えられる。

単位：人

	実績値					推計値				
	国勢調査人口			住民基本台帳		平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025	平成42年 2030	平成47年 2035
	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010					
総数	14,009	14,850	15,109	15,561	15,178	15,455	15,680	15,811	15,831	15,745
男	6,773	7,184	7,316	7,564	7,346	7,483	7,587	7,637	7,627	7,565
女	7,236	7,666	7,793	7,997	7,832	7,971	8,093	8,173	8,203	8,180



(4) 東浜地区における将来人口

1) 東浜地区の人口定着率

以下のとおり、東浜地区における平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間における人口動向から、人口定着率を 223 人/年とする。

■東浜地区の人口推移と人口定着率

単位: 人、人/年間

平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010	H17~H22の 増加分	人口定着率 (人/年間)
69	136	253	396	601	1,184	1,115	223

出典: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

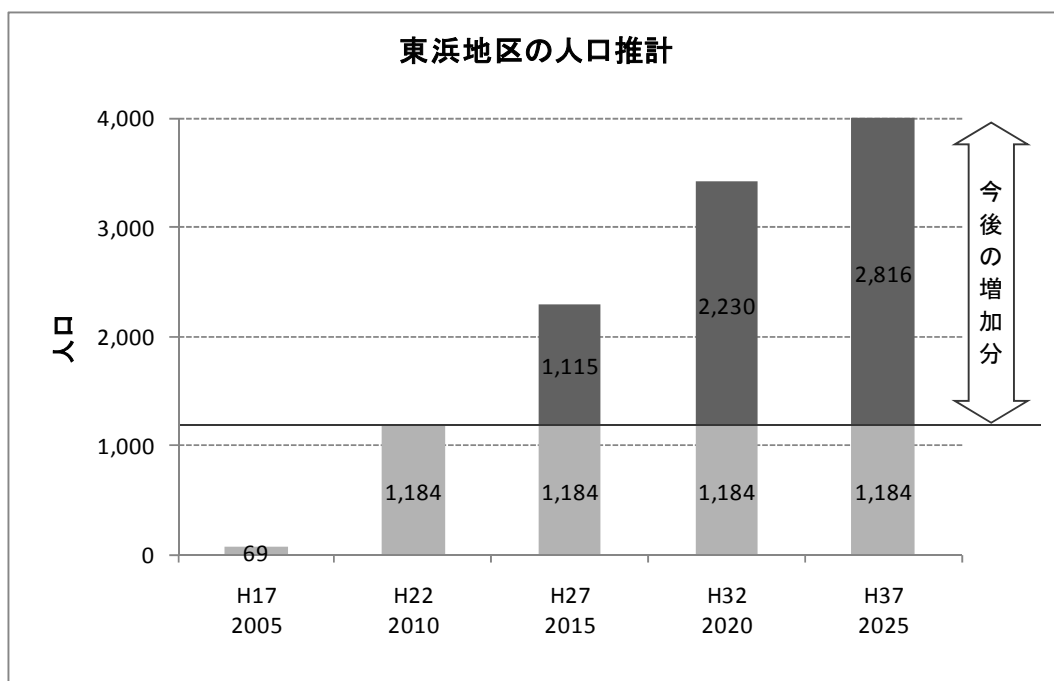
2) 東浜地区の将来人口推計

上記の人口定着率から、東浜地区の人口推計を行うと、平成 37 年には計画人口 4,000 人に達する。

■東浜地区の人口推計(5年区分)

単位: 人

平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025
69	1,184	2,299	3,414	4,000



(5) 与那原町の将来人口

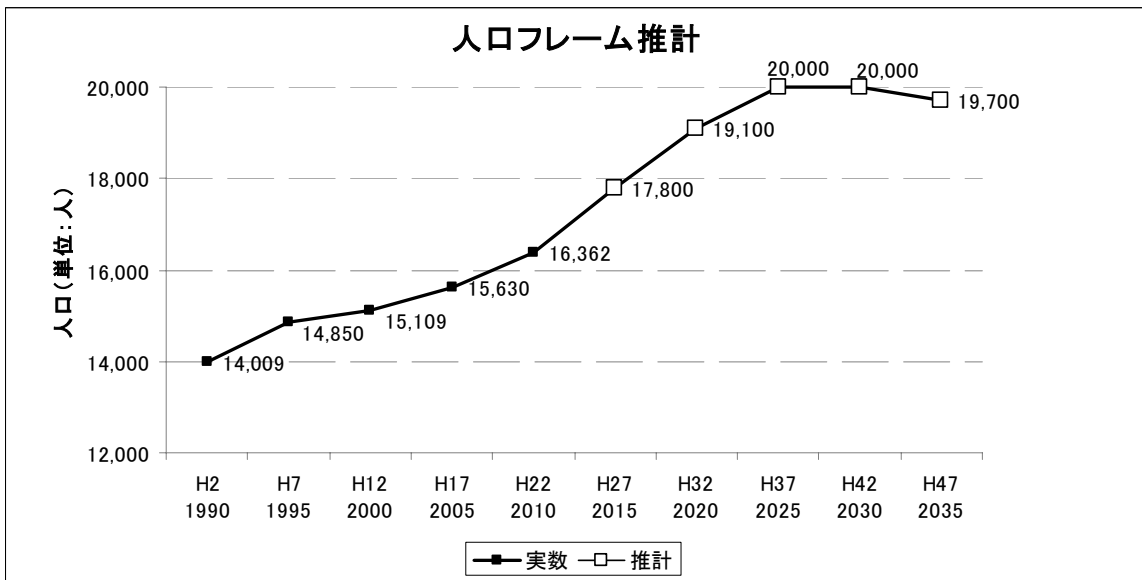
既成市街地および東浜地区の将来人口推計を合計し、与那原町における人口推計を行う。

与那原町における将来人口は、平成22年以降増加するが、平成37～42年の20,000人をピークに減少傾向となる。

単位:人

	実績値					推計値				
	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025	平成42年 2030	平成47年 2035
人口	14,009	14,850	15,109	15,630	16,362	17,800	19,100	20,000	20,000	19,700
既成市街地	14,009	14,850	15,109	15,561	15,178	15,500	15,700	16,000	16,000	15,700
東浜地区	-	-	-	69	1,184	2,300	3,400	4,000	4,000	4,000

※既成市街地は、与那原町の行政区のうち東浜地区を除いた部分とする。
 ※平成37年～平成47年までの東浜地区の人口は、4,000人で一定に推移するものとする。



以上より、与那原町における人口フレームは、長期的には 20,000人(平成37年)と設定する。

(6) 第4次総合計画 計画人口の推計

第4次総合計画における計画人口は、5年ごとの将来人口をもとに、各年人口を按分し算出した。

これにより、中間年次である平成26年において17,500人となり、目標年次である平成30年において18,500人となる。

■第4次総合計画 計画人口

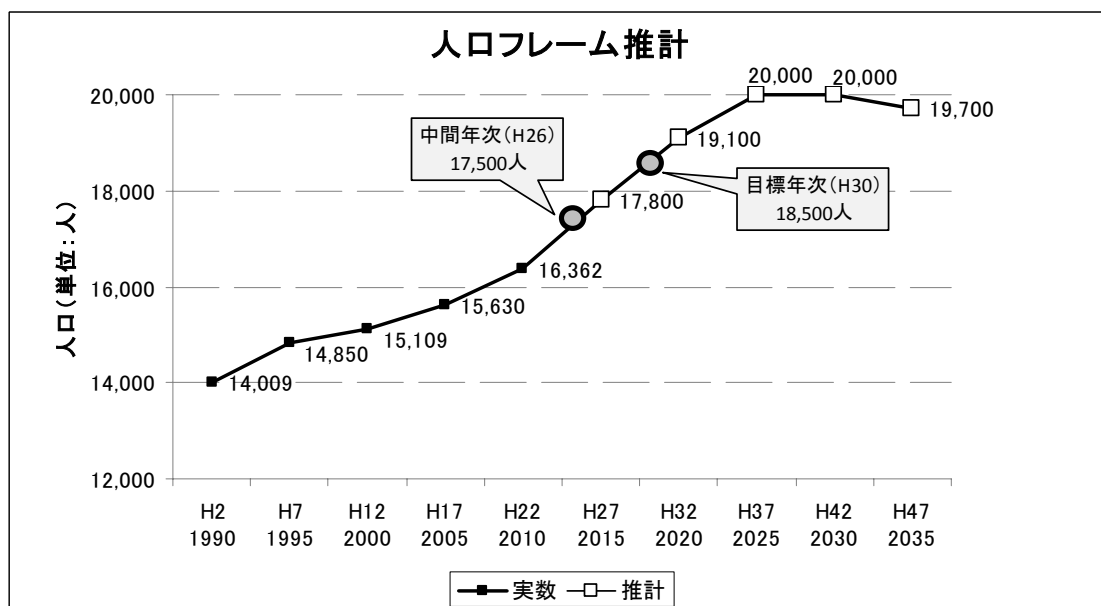
単位：人

	実績値	推計値									
	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012	平成25年 2013	平成26年 2014	平成27年 2015	平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	平成32年 2020
人口	16,362	16,600	16,900	17,300	17,500	17,800	18,000	18,300	18,500	18,900	19,100
既成市街地	15,178	15,200	15,300	15,400	15,400	15,500	15,500	15,600	15,600	15,700	15,700
東浜地区	1,184	1,400	1,600	1,900	2,100	2,300	2,500	2,700	2,900	3,200	3,400

※グレーの網掛けが5年ごとの推計値

第4次総合計画
中間年次

第4次総合計画
目標年次



以上より、第4次与那原町総合計画の中間目標人口を 17,500人(平成26年)、目標人口を 18,500人(平成30年) とする。

Ⅱ 土地利用計画

1. 土地利用に関する基本的な考え方

本町は、北西にそびえる運玉森（158m）、東南の雨乞森（133m）にいだかれ、東に中城湾を望む豊かな自然環境に恵まれた沖縄本島で1番小さなまちです。主要幹線道路の国道329号と国道331号が交差する位置にあり、かつては軽便鉄道や山原船が行き交う陸上海上交通の要衝として栄えた歴史があります。近年は、中城湾港マリントウンプロジェクトにより造成された東浜地区に、新たな市街地が形成されています。

土地利用については、コンパクトな町域ならびに交通の要衝にあるという特性を活かした、「住む・働く・憩う」を効率的に行うことができるまちの形成を目指し、住宅地区や商業・工業地区などの都市機能的土地利用と緑地や山林・農地等の自然的土地利用および臨海部の海洋性レクリエーション等との調和の取れた土地利用を図るものとします。なお、社会状況の変化等により土地利用見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応を検討します。

2. 利用区分別の土地利用の基本方針

(1) 住宅地区

- 既成市街地の住宅地は、建物が密集した状況となっている。地区内の骨格となる生活道路の整備及び空地を利用したポケットパーク（広場）などの整備による都市基盤の改善を図り、居住環境の向上に努めます。
- 東浜地区は、地区計画に基づいた秩序ある緑豊かな潤いのある住環境の形成に努めます。

(2) 商業地区

- 既成商業地については、これまでの商業集積を活かして身近な買い物が行える商業地として、安心して歩くことができる空間づくりに努めます。
- 東浜地区の商業地については、大規模商業施設を中心として商業機能が集積しつつあり、本町のみならず近隣市町村も含めた広域的な利用も視野に入れた土地利用を進めていきます。
- 既成商業地と東浜地区の商業地は役割を分担しながらも、一体的な商業地として活用を図るものとします。
- 国道329号及び国道331号沿いについては、住民生活の利便性を向上させる沿道サービス施設を主体とした土地利用を図ります。

(3) 工業地区

- 本町の地場産業であるヤチムン工場が集積する上与那原地区は、今後とも伝統産業の育成を図るため工業地として保全し、産業活動の充実を図ります。板良敷地区の工業地は、ガス関連企業等が立地していますが、今後は周辺の住環境に配慮した土地利用を検討します。

(4) 公共公益施設

- 庁舎、学校、福祉施設などの公共公益施設は、住民の日常生活において欠かせないものであり、現在地での利用を継続するとともに、必要に応じて適正な位置での整備を検討します。

(5) 公園・緑地

- 公園・緑地は、レクリエーション・防災・景観・環境保全などの機能を有するとともに憩いの場として、住民生活に大きく役立っています。今後も住民ニーズに沿った安心で安全性の高い施設環境を確保しながら、機能の充実、適切な維持管理を行ないます。

(6) 農地

- 大見武地区の土地改良区については、引き続き優良農地として保全活用を図ります。板良敷地区に広がる農地については、都市近郊型農業の展開等に努め、大見武地区とともに本町の農業生産の中心と位置づけます。

(7) 山林・原野

- 良好な自然環境を有する山林・原野については保全を図り、土砂流出防止、水源涵養、大気浄化などの機能の確保に努めます。

(8) 墓地

- 墓地については、適正な配置や集積化を図ります。

(9) 海岸域

- 当添漁港から県道系満与那原線にかけての海岸線については、リーフが形成されており、豊かな自然資源として保全を努めるとともに、県道系満与那原線から与原地区にかけては、人々が水と親しめる親水空間として整備・活用を図ります。

(10) リフレッシュ地域

- 東浜地区のマリーナやシンボル緑地、丘陵地帯のリフレッシュ地域については、人々の余暇活動の場としての活用を図ります。

Ⅲ 施策の方向

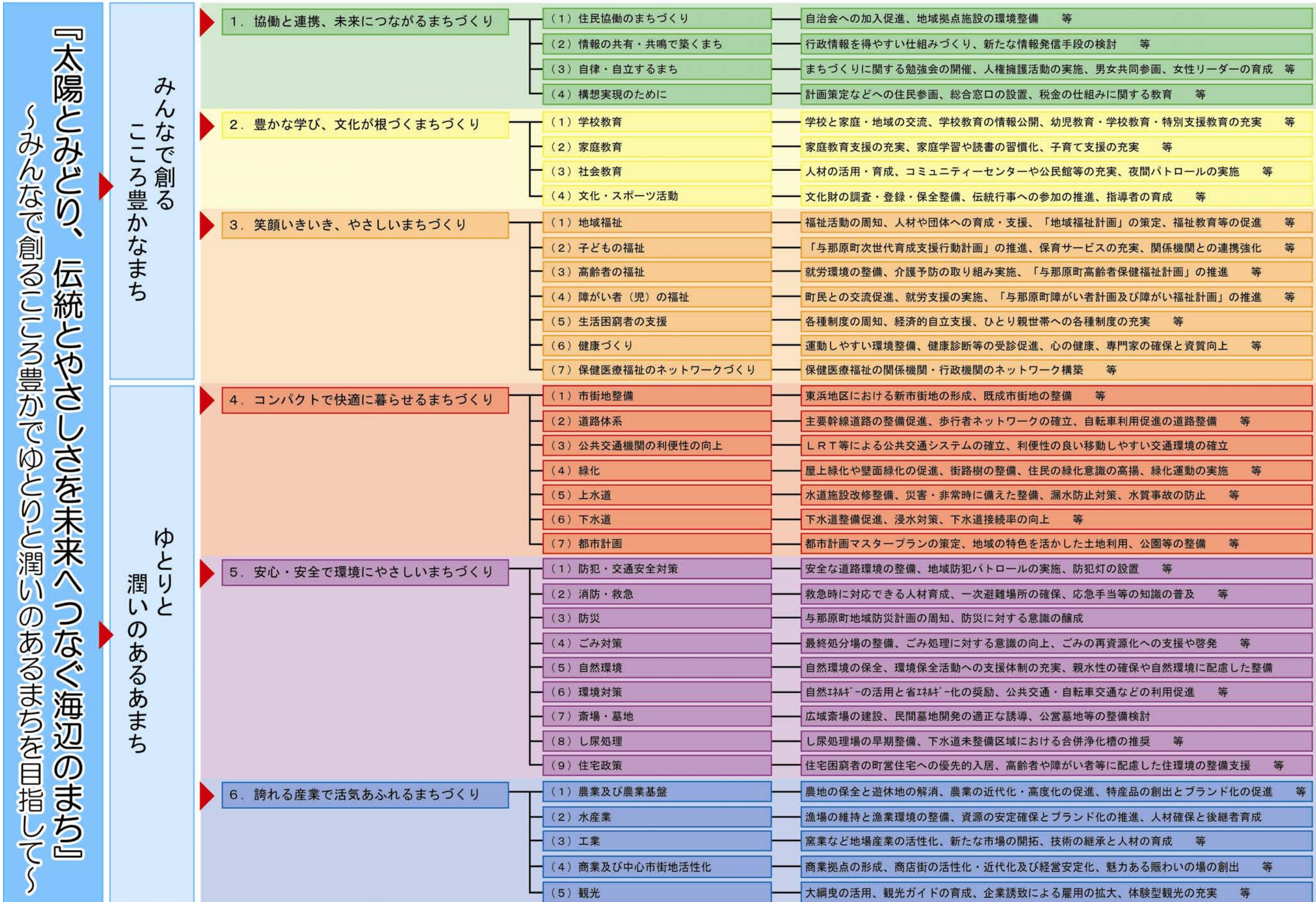
第4次与那原町総合計画基本計画の構成は以下の通りとする。

まちの将来像 まちの目標

まちづくりの基本方針

施策の方向

施策の概要



協働と連携、未来につながるまちづくり

住民協働のまちづくり

情報の共有・共鳴で築くまち

自律・自立するまち

構想実現のために

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり

(1) 住民協働のまちづくり

- 本町の人口は約 16,300 人（平成 22 年現在）、世帯数は約 6,100 世帯（平成 22 年現在）となっています。
- 人口、世帯数ともに年々増加していますが、一世帯当たりの人数は減少しています。
- 生活スタイルの多様化により、地域内での交流が少なくなっています。
- 人口構成の変化とともに、地域活動に影響が出ています。
- 地域活動の拠点となる公民館や集会所などは、積極的な活用や環境整備が望まれます。

施策の方向

【基本方針】

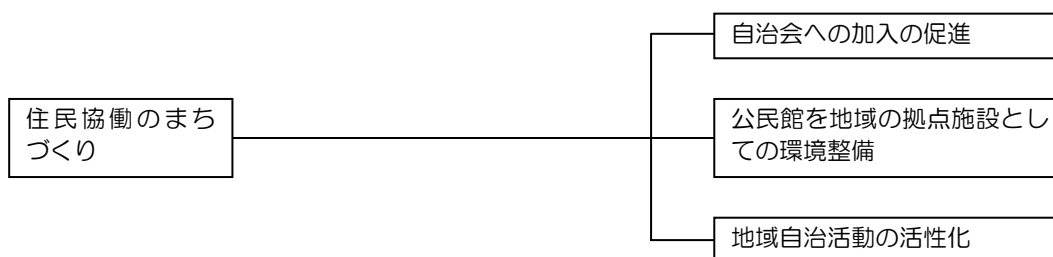
与那原大綱曳にみられる町民の融和と団結力は、一人ひとりが地域に対して誇りを持っていることの表れであり、今後も地域コミュニティの充実したまちづくりを目指します。

【施策の概要】

- 地域住民へ自治会の存在意義を理解してもらい、自治会への加入を促進します。
- 地域活動の拠点施設となる公民館や集会所などは、いつでも誰でも気軽に利用できる環境整備に努めます。
- 地域の自治活動に、住民が積極的に参加できるように取り組みます。



【施策の体系】



(2) 情報の共有・共鳴で築くまち

現状と課題

- 本町の行政情報については、毎月発行されている広報紙や各種発刊物、ホームページ、各区の掲示板などを活用し情報提供を行っています。
- 現状の情報発信方法では、行政と住民との情報の共有化は十分とは言えません。
- 住民と行政が情報を共有し、連携して行動できる環境づくりが求められています。

施策の方向

【基本方針】

住民に必要な情報は、個人情報保護に努めるとともに、積極的に発信し誰でも収集・活用できるような環境づくりを進めます。また情報の共有により、行政と住民がお互いに参画し、共鳴しながら住みよいまちを創っていきます。

【施策の概要】

- 住民が行政情報を得やすい仕組みづくりについて検討を進めます。
- 行政情報の発信については、従来から行われている広報紙やホームページについて継続していくとともに、各公民館でこれらが閲覧できよう環境づくりを検討します。
- 住民が意見や提言などを自由に行える、新たな情報発信の方法についても検討を行います。

【施策の概要】

行政情報の発信
及び住民と情報の
共有化

町民が行政情報を得やすい
仕組みづくり



(3) 自律・自立するまち

1) 住民と行政の役割分担

現状と課題

- 行政サービスへ対する住民の要望は多様化しており、すべてに対応することが困難な状況にあります。
- 地域の問題は、地域で考え解決できる環境づくりが必要となっています。
- 住民と行政が互いの役割を理解し、ともに考え行動する協働のまちづくりを展開していく必要があります。

施策の方向

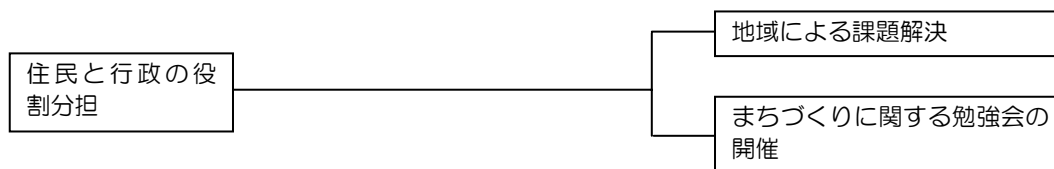
【基本方針】

住民と行政が相互に尊重しあいながら、それぞれの役割と責任を自覚し、協働のまちづくりに取り組んでいきます。

【施策の概要】

- 地域の課題については、地域で考え解決する仕組みづくりに取り組みます。
- 協働のまちづくりを目指し、まちづくりに関する勉強会を開催するなど、住民と行政の相互理解の機会を増やします。

【施策の体系】



2) 人権が尊重される社会づくり

現状と課題

- 児童生徒のいじめ、乳幼児や高齢者等への虐待が発生しています。
- インターネットを通じた人権侵害等も問題となっています。
- 子ども、高齢者、障がい者、女性、アメラジアン、ハンセン病患者、HIV感染者、性同一性障がい者、同性愛者等へのあらゆる偏見・差別を解消し、町民一人ひとりの人権が尊重される社会を築いていく必要があります。

施策の方針

【基本方針】

町民一人ひとりの人権が尊重され、社会生活のあらゆる場面で不当な扱いを受けな

いよう、基本的人権の擁護に資する取り組みとして、人権尊重思想の普及高揚を図り、町民に人権問題に対する正しい認識を深めていきます。

【施策の概要】

- 学校教育や地域において、あらゆる人権問題を視野に入れた幅広い人権擁護活動を実施します。
- 学校、家庭、地域、職場等において、差別や偏見、いじめ、虐待等の人権侵害について、気づきや支援できる社会づくりに努めます。

【施策の体系】



3) 男女が共に生き生きできる社会づくり

現状と課題

- 男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を担うべき社会です。
- 男女が共に生き生きできる社会実現のため、性別による差別がなく、学び、働ける環境づくりが求められています。

施策の方針

【基本方針】

男女共同参画社会の実現に向けて住民の意識向上を図り、男女の人権が尊重され、ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の概要】

- 地域や学校において、男女共同参画社会について学ぶ機会を設けます。
- 男女の人権が尊重され、あらゆる場所や機会において、女性参画の促進を図ります。

【施策の体系】



(4) 構想実現のために

1) 住民参画によるまちづくり

現状と課題

- 本町は、自治会や各種団体の協力のもと、まちづくりが進められています。
- 自治会や各種団体の個別の取り組みだけでは、解決できない課題が増えています。
- 住みよいまちづくりのための住民参加は、今後ますます重要となります。
- 住民一人ひとりが問題意識をもち、行政と連携して課題解決に取り組んでいくことが必要です。
- 自治会や各種団体が、まちづくりに参画できる環境づくりが求められています。

施策の方向

【基本方針】

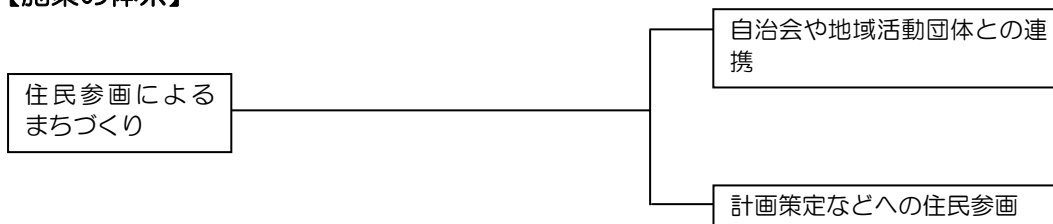
住民一人ひとりが問題意識をもち、課題解決に参画できるまちづくりを目指します。

【施策の概要】

- 住民一人ひとりがまちづくりに関心や興味を持てるように、地域や行政の情報を積極的に提供していきます。
- 住民一人ひとりがまちづくりに関する意見交換の場をつくとともに、議論の過程や内容について積極的に公開します。
- 町が定める計画等の策定にあたっては、公募などにより住民が参画できる仕組みの拡充や参加して良かったと思える環境づくりに努めます。



【施策の体系】



2) 健全な財政運営、税に関する教育の充実

現状と課題

- 本町の平成 21 年度決算の財政状況をみると、町税など自主財源が 25. 2%、国の補助金など依存財源が 74. 8%で、国からの財源に依存する形となっています。
- 財政の弾力性の指標である経常収支比率（75～79%が妥当で、80%台は弾力性を失いつつある。90%以上は財政が硬直している状況）は、85. 8%で、財政の硬直化が進行しています。
- 本町が行う事業や財政について説明した「わかりやすい予算書」を発行し、全世帯に配布しています。
- 高齢化の進行に伴い医療介護等の社会保障に係る経費は増加することが予想され、このような義務的経費の増加が経常収支比率を高めることから、財政構造の弾力性の確保に向けた取り組みが必要です。
- 税については、公正公平に課税徴収がなされていますが、今後も増加が想定される新築、増築物件の調査など課税客体の適正な把握が重要です。
- 近年、納税者の労働、生活形態が多様化しており、滞納させないための多様な納税方法の導入が求められています。

施策の方向

【基本方針】

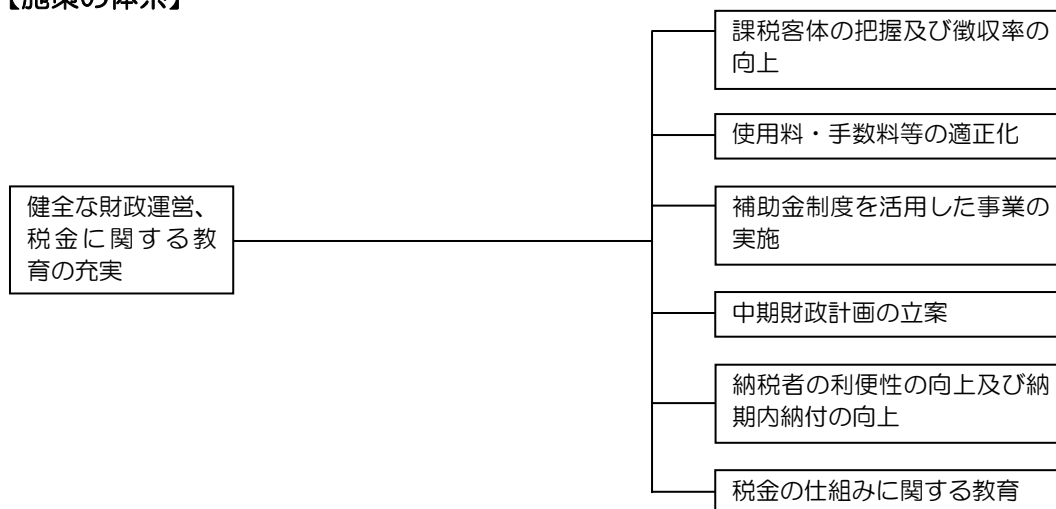
財源の確保と効率的な行政施策の推進により、限られた財源のなかで健全な財政運営と行政サービスの向上の両立を図ります。

【施策の概要】

- 第 4 次総合計画に基づいた中期財政計画を作成し、計画的に事業を実施することにより財政の健全化を図ります。
- 事業の実施については、国及び県の補助・助成制度の活用を図ります。
- 徴税については、課税客体を確実に把握するとともに、納税者の利便性の向上を図り、納期内納付、徴収率の向上を目指します。
- 使用料・手数料等について受益者負担を原則として負担の適正化を図ります。
- 税の必要性や仕組みについて、学校と連携して学習する機会を増やしていきます。



【施策の体系】



3) 窓口サービスの充実

現状と課題

- 役場の窓口は、住民が職員と接する場であり、職員は誠実で明るい対応に努めています。
- 諸手続きなどが、一つの窓口で済むワンストップサービスは重要といえます。
- 証明書発行等の利便性向上を図るため、時間外及び休日の窓口業務の実施や自動証明書発行機の設置が望まれます。

施策の方針

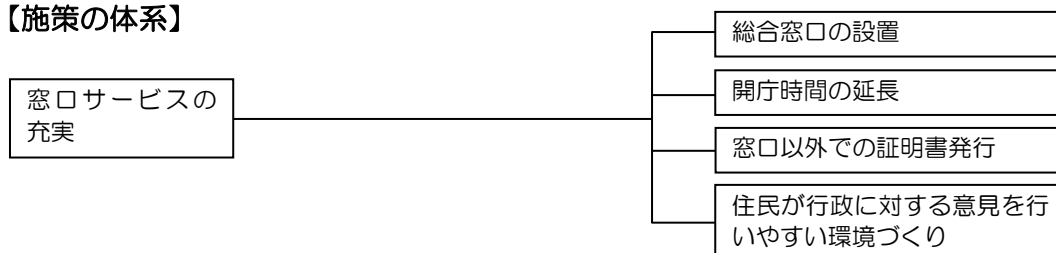
【基本方針】

職員の意識改革により、合理化及び効率的な事務処理を行い、より円滑な住民サービスの向上に取り組みます。

【施策の概要】

- 住民が利用しやすい総合窓口の設置を検討します。
- 開庁時間の延長などにより、住民がサービスを受けやすい環境づくりに努めます。
- 窓口以外での証明書発行について検討します。
- 住民が行政に対して提言しやすい仕組みづくりに努めます。

【施策の体系】



豊かな学び、文化が根づくまちづくり

学校教育

家庭教育

社会教育

文化・スポーツ活動

2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり

(1) 学校教育

1) 学校と家庭、地域の交流・情報公開

現状と課題

- 学校と家庭、地域との連携が弱くなってきています。
- 学校と家庭、地域との話し合いなどの情報の共有が行える環境づくりが求められています。
- 地域教育懇談会への参加者を増やすための方策を検討する必要があります。

施策の方向

【基本方針】

学校と家庭、地域が一体となった活動を進めていくために、情報の共有をはかり教育に関する情報公開に努めます。

【施策の概要】

① 学校と家庭、地域の交流

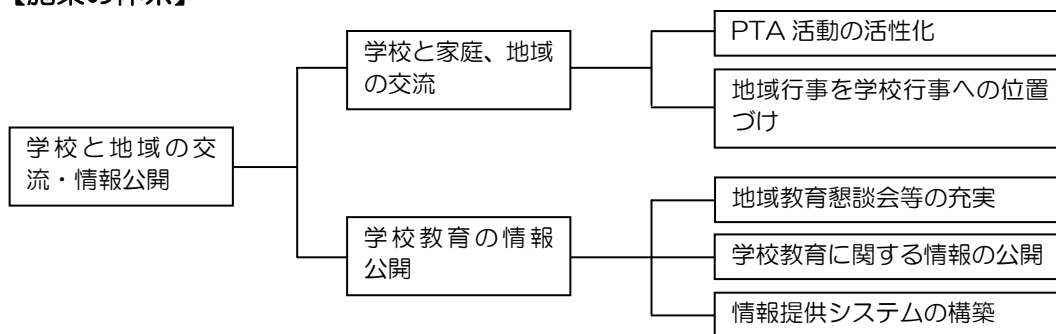
- 学校と家庭、地域との交流が行える教育活動を充実させるため、PTA活動などの活性化に取り組みます。
- 学校と家庭、地域による活動を活発にしていくため、地域行事等を学校行事の一環として位置づけます。

② 学校教育の情報公開

- 学校と家庭、地域に関する課題の情報を共有するため、地域教育懇談会や教育講演会などを充実させます。
- 学校や町の広報紙、ホームページなどを活用し、学校教育に関する情報の積極的な公開に努めます。
- 迅速に情報を提供するため、メールなどによるシステム構築を検討します。



【施策の体系】



2) 教育学習環境の充実

現状と課題

- 幼小中合同授業研修会を開催し、職員間の共通理解を図っています。
- 支援を必要とする幼児や児童生徒の個に応じた学習支援や居場所づくりを行っています。
- 学力向上の一環として、学力向上強化月間や家訓運動などを実施しています。
- 体験学習の一環として、小学校では1日の職場見学、中学校では5日の職場体験を実施しています。
- 幼稚園における預かり保育の充実が求められています。
- 子ども達が安心・安全で楽しい学校生活を過ごせるよう、教育学習環境が整う学校を目指す必要があります。
- 児童生徒一人ひとりの学力向上のため、家庭学習や読書を充実させる必要があります。
- 支援を必要とする児童・生徒への理解を深め、普通学級での授業や行事に参加できる学習機会等の充実が求められています。

施策の方向

【基本方針】

幼児や児童、生徒が豊かな心で健やかに学べるよう、快適な学習環境の整備を図り、知・徳・体の調和のとれた学校教育に努めます。

【施策の概要】

① 幼児教育の充実

- 幼児が安心・安全で楽しい幼稚園生活を過ごせるよう環境整備に取り組みます。
- 幼児の特性、家庭や地域の実情を考慮した「幼児教育振興アクションプラン」を策定します。
- 幼児がより豊かな体験ができるよう、幼児の興味や関心に応じた取組みを行います。

- 幼稚園と保育園が必要に応じた情報を共有し、幼稚園教育の充実を図ります。
- 個に応じた学習指導が求められていることから、幼小中合同授業研修会などにより教職員の資質向上や意識改革に努めます。

② 学校教育の充実

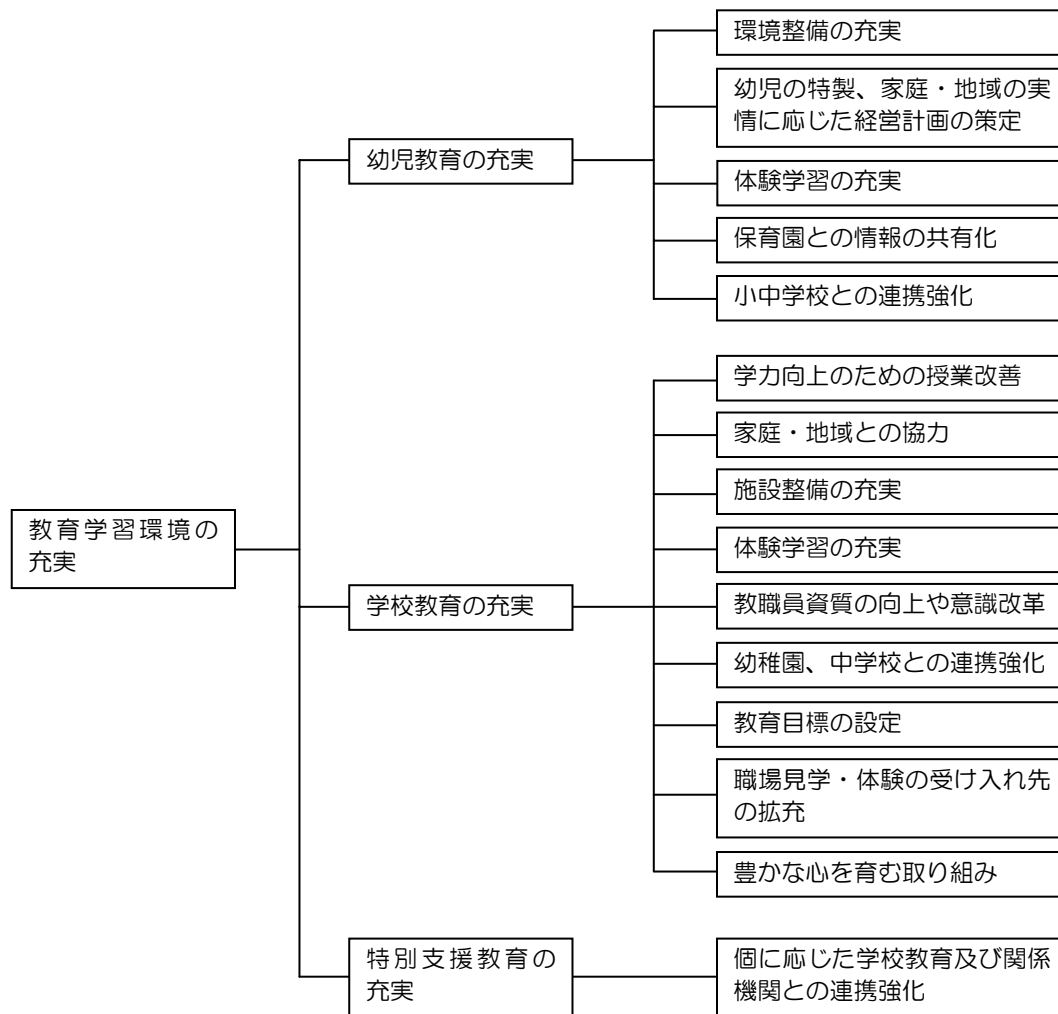
- 児童生徒の豊かな心を育むため、「知・徳・体」の調和のとれた教育に努めます。
- 将来を担う子ども達の夢や希望の育成のため、社会体験や自然体験などを活かした体験学習の機会を増やします。
- 個に応じた学習指導が求められていることから、幼小中合同授業研修会などにより教職員の資質向上や意識改革に努めます。
- 確かな学力の向上を図るため、「授業改善プラン」の支援を行います。
- 小学校と保育園・幼稚園が必要に応じた情報を共有し、学校教育の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域の協力を得ながら、学力向上の取り組みを進めます。
- 教育環境の充実のため、学校の施設整備を行います。



③ 特別支援教育の充実

- 支援を必要とする児童や生徒が生きがいと充実した学校生活を送るため、個に応じた学校教育に努めます。また、関係機関との連携を図ります。

【施策の体系】



(2) 家庭教育

現状と課題

- 朝ご飯を食べない子どもが増えています。
- 毎月第3日曜日を「ファミリー読書の日」、毎月第3土曜日を「おきなわ地域教育の日」として推奨しています。
- 家^やなれーどっ外^{ふか}なれー運動に取り組んでいます。
- 学習規律の向上のために、家庭においては子どもの躾をきちんと行うことが求められています。
- 生活リズムを安定させるためにも、子どもたちの朝ごはんの摂取率を上げることが重要です。
- 学力向上を図るために、家庭学習や読書の習慣化を図ることが必要です。

施策の方向

【基本方針】

家庭教育に関する知識や技能等の情報提供や支援の整備体制整備など、家庭教育支援の充実を図ります。

【施策の概要】

① 家庭教育支援の充実

- 家庭での躾が重要であることから、当たり前のことが当たり前に行える基本的な生活習慣の確立に向け支援します。
- 家庭学習やファミリー読書の習慣化に向けて支援します。
- 子育てに関する知識や技能を身につけ、魅力ある子どもを育てるため、子育てに関する学習会や実践講習会など関係機関と連携し、総合的な子育ての支援を行います。

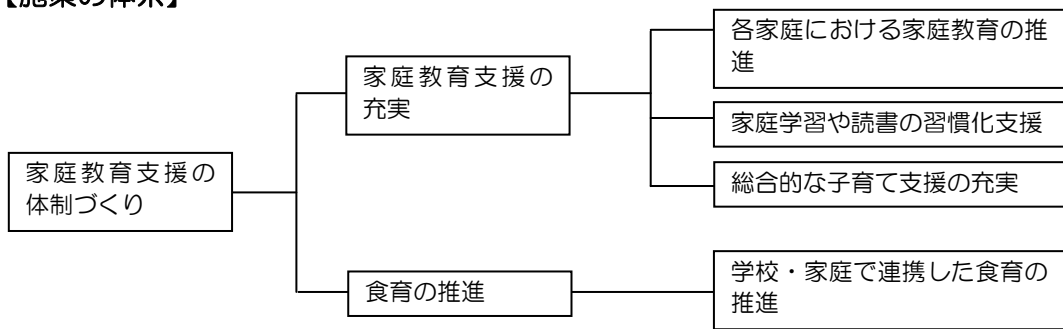


② 食育の推進

- 食育は、幼児や児童、生徒のさまざまな教育の基礎となる重要なものであり、学校と家庭が連携した食育を進めます。
- 食育の一環として「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を進めます。

第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

【施策の体系】



(3) 社会教育

1) 人材の活用

現状と課題

- 生涯学習の趣旨は、自ら学び、行動することですが、行政主導の傾向になっています。
- 個々の持っている多様な能力を活用できるように、人材バンクへの登録を目指していますが、人材バンクの登録が少ない状況となっています。
- 住民が主体となった講座の開設に必要な指導員の育成が課題となっています。
- さまざまな講座を開設するため、多様な能力を持った人材を把握し、人材バンクへの登録を充実させることが必要となっています。

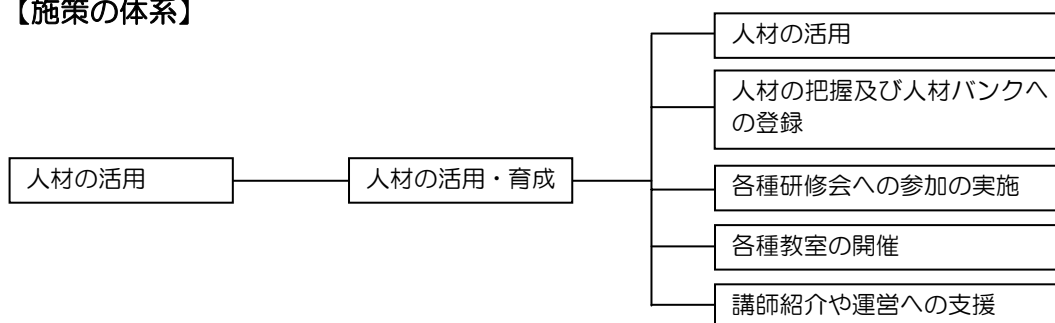
【基本方針】

多種多様な人材を発掘し、生涯学習活動が行える人材の活用に努めます。また、多種多様な学習の要望に応えるため、地域や行政が一体となって、幅広い人材の育成に努めます。

【施策の概要】

- 多様な人材を活用し、サークル活動や講座、平和学習等の生涯学習を進めます。
- 指導員にふさわしい人材を発掘し、人材バンク登録の充実を図ります。
- 各種教室の開催や各種研修会への派遣を行い、主体的に行動する指導員の育成と支援に取り組みます。

【施策の体系】



【参考データ】

学級・教室・講座等の実施状況

	内 容
学級	婦人学級、上の森学園、成人学級、健康づくり学級
教室	陶芸、料理、茶道、絵画、俳句、天気、民芸、カラオケ等
講座	パソコン、外国語、洋楽器、和音器、写真、薬草等
各種の事業	文化フェスティバル、公民館まつり、文化講演会、映画まつり等

(資料：教育委員会)

2) 学び合う環境づくり

現状と課題

- 教室・講座・研修会等の内容が固定化しています。
- 子どもから高齢者まで、地域で生きがいづくりができるようなサポートを行っています。
- さまざまなニーズにあわせた学習や講演会、シンポジウムなどの開催が求められています。
- 幅広い生涯学習を行うために、多様な講師の確保が必要です。
- 公民館や図書館等を利用した学習の場所を増やす必要があります。
- 高校生や大学生が地域の子供達に勉強等を教え合い、学びあえる環境づくりが必要です。

施策の方向

【基本方針】

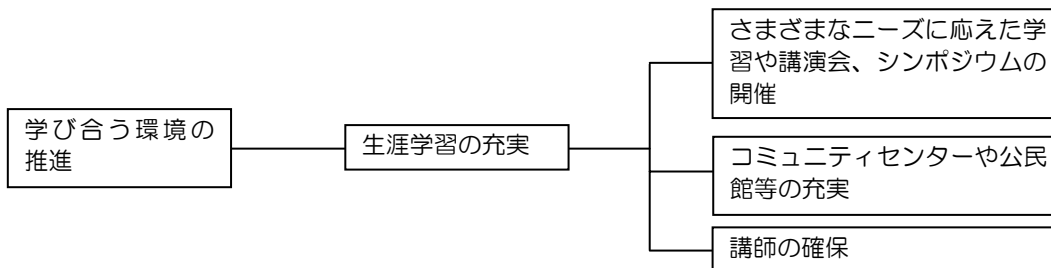
子どもから高齢者まで幅広い生涯学習を行うため、生きがいづくりとなる学習機会や各種活動の拠点となる学習環境の整備に努めます。

【施策の概要】

- 住民の教養を高めるため、さまざまなニーズに応えた学習や講演会、シンポジウムなどの開催に取り組みます。
- コミュニティセンターや公民館、図書館等を生涯学習の拠点として充実を図ります。
- 幅広い生涯学習を行うために、多様な講師の確保に努めます。



【施策の体系】



3) 青少年健全育成

現状と課題

- 夜間外出などの問題行動をおこす子ども達が見られます。
- インターネット等の普及により、有害サイトへのアクセスが容易になり、様々な悪影響が生じています。
- 子ども達に夜間外出をさせない環境づくりが求められています。
- 心豊かな人間になってもらうため、子ども達への心の教育を行う必要があります。
- 青少年を健全に育成するため、基本的生活習慣の確立を図る必要があります。

施策の方向

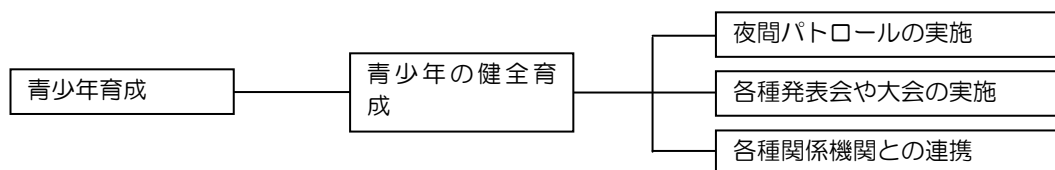
【基本方針】

次世代を担う青少年が、安全・安心で健全な生活を行うために、家庭や学校、地域が連携し、青少年の健全育成を図る取組みを進めます。

【施策の概要】

- 夜間外出などの問題行動を防止するために、関係機関と連携し、夜間パトロール等を進めます。
- 各種発表会や町民大会等を実施し、青少年の健全育成に取り組みます。
- 家庭や地域と連携し、各種行事の開催や子ども会などの活動をとおして、子ども達への豊かな心の教育に努めます。
- 基本的生活習慣の確立を図るため、家庭や学校、地域および各種関係機関と連携を図ります。

【施策の体系】



(4) 文化・スポーツ活動 1) 伝統文化の継承発展

現状と課題

- 小学校の授業の一環として、町の特産品のひとつである赤瓦工場の見学を取り入れています。
- 綱曳資料館において、与那原大綱曳に関連する資料収集及び展示を行なっています。
- 保育園や幼稚園の行事に与那原大綱曳を取り入れるなど、町の伝統文化である与那原大綱曳の継承に取り組んでいます。
- 町の伝統文化である与那原大綱曳を継承する人が少なくなっています。
- ふれあい文化フェスティバルの開催など、文化協会と連携した伝統文化の継承発展に取り組んでいます。
- 町の文化財や戦跡の調査を行っています。
- 町の歴史や文化などを広く住民に周知していくことが必要です。
- 町の文化財を保全していくための環境整備が必要です。
- 与那原町綱曳資料館の活用が少ないことから、資料館の周知や駐車場等の整備が求められています。
- まちづくりに伝統文化や歴史をどう取り入れていくかが課題となっています。

施策の方向

【基本方針】

本町には、与那原大綱曳や赤瓦などの歴史・文化資源や伝統芸能が先人から受け継がれています。町の重要な財産として今後も、歴史・文化資源の保全・活用を図り、伝統芸能の継承発展並びに新たな文化の創造に努めます。

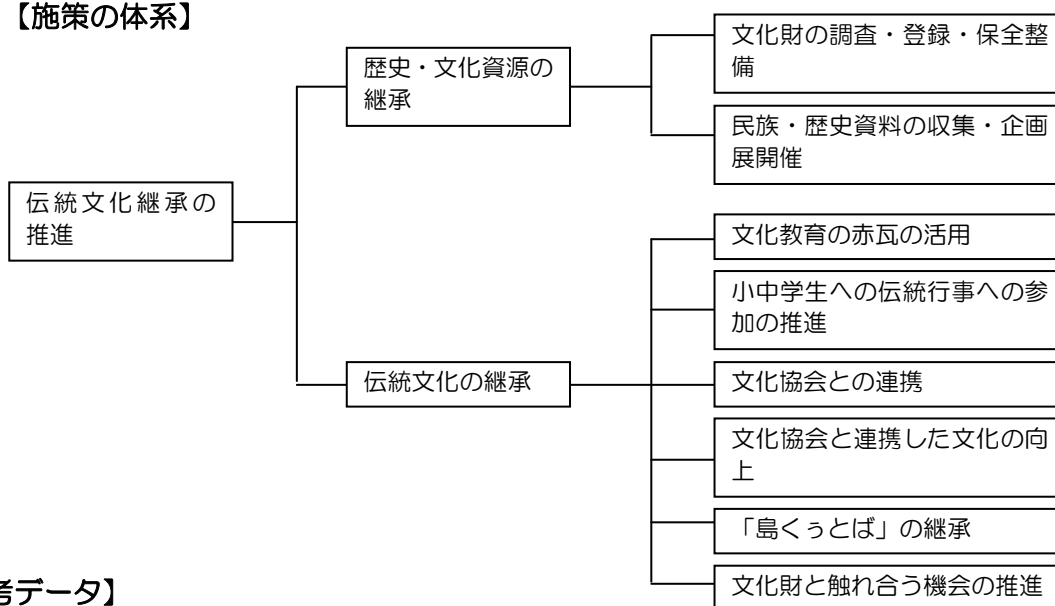
【施策の概要】

- 与那原町に存在する文化的価値のある資源や戦跡などの調査を行い、文化財登録やその保全整備に努めます。
- ホームページや広報紙等を利用し、歴史資料の収集を呼びかけ、それらの資料を活用した企画展などを開催します。
- 町の文化を教えていくボランティア組織をつくり、町の歴史や芸能・文化財などの案内活動を行ないます。
- 与那原町の特産品のひとつである赤瓦を教育の一環として取り入れます。
- 子どもたちに地域の伝統行事や、与那原大綱曳への積極的な参加を促します。
- 町文化協会と連携し、文化フェスティバルの開催や公民館まつり、その他の発表会をとおして、文化に対する町民意識の向上を図ります。
- 沖縄の伝統的な言葉である「島くうとば」の継承に努めます。
- 歴史や文化財を活かしたまちづくりを推進します。

- 町文化協会と連携し、文化フェスティバルの開催や公民館まつりなど、さまざまな文化に触れあう機会をとおして、町民の文化に対する意識の向上に取り組むとともに、新たな文化の創造に努めます。



【施策の体系】



【参考データ】

町指定文化財

種別		名称	所在地	
1	有形文化財	久葉堂	与那原	与原区
2	有形文化財	久葉堂赤木	与那原	与原区
3	有形文化財	御殿山	与那原	与原区
4	有形文化財	与那原親川	与那原	新島区
5	有形文化財	東名大主	上与那原	上与那原区
6	有形文化財	久茂久岩	板良敷	当添区
7	有形文化財	三津武嶽	与那原	与原区
8	有形文化財	前の井	上与那原	上与那原区
9	有形文化財	宇地原子墓	板良敷	板良敷区
10	有形文化財	宗之増	与那原	中島区
11	有形文化財	中島のシーサー	与那原	中島区
12	有形文化財	新島のシーサー	与那原	新島区
13	有形文化財	板良敷のシーサー	板良敷	板良敷区

2) スポーツ活動の充実

現状と課題

- スポーツ少年団を中心としたスポーツ活動が行われていますが、子ども達の参加が少ない状況にあります。
- さまざまな競技やレクリエーションの指導者が少ない状況にあります。
- 住民が積極的にスポーツ活動に参加できる環境づくりが必要です。
- 地域総合型スポーツクラブの設立と、各種クラブやサークルへの支援が必要です。
- さまざまな競技、レクリエーションに対応できる指導者の育成と人材バンクへの登録促進を図る必要があります。
- マリーナや水路を生かしたマリンスポーツ活動を支援する必要があります。
- 誰でも気軽に取り組める生涯スポーツを充実させる必要があります。

施策の方針

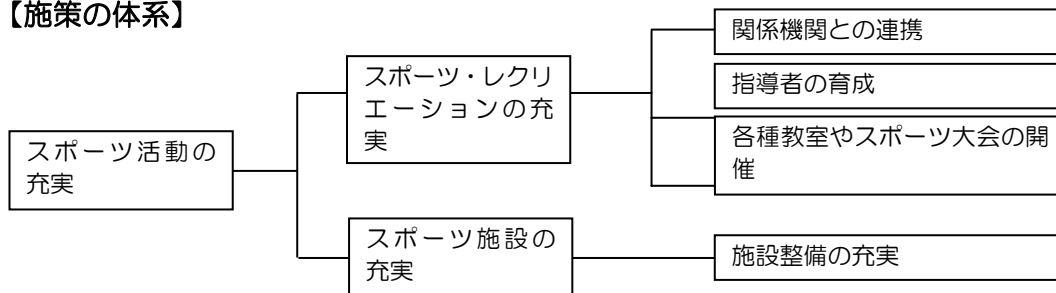
【基本方針】

子どもから高齢者まで、誰でも気軽に参加できる軽スポーツやレクリエーションの充実に努めます。また、学校及び関係機関と連携をとりながらスポーツ競技力の向上を目指して支援に努めます。

【施策の概要】

- ① スポーツ・レクリエーションの充実
 - 住民の健康増進としての生涯スポーツを推進する上で、関係機関と連携を図ります。
 - 住民が気軽に参加できるような各種教室やスポーツ大会を開催します。
 - さまざまな競技、レクリエーションに対応できる指導者の育成に努めます。
- ② スポーツ施設の充実
 - 各種スポーツ活動を行うための施設整備の充実を図ります。

【施策の体系】



笑顔いきいき、やさしいまちづくり

地域福祉

子どもの福祉

高齢者の福祉

障がい者（児）の福祉

生活困窮者の支援

健康づくり

保健医療福祉のネットワークづくり

3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり

(1) 地域福祉

現状と課題

- 地域福祉推進の中核的組織である社会福祉協議会と協働し、民生委員・児童委員などボランティアや福祉団体の協力を得て地域福祉活動を推進しています。
- 都市化の進展等に伴い、地域における住民同士のつながりが希薄化しています。
- 地域福祉活動に携わる人材や団体が不足しており、一部の方の負担になっている状況にあります。
- 福祉は社会全体で支え合うことが大切であり、社会奉仕の精神を持った人材育成が課題です。
- 住民とともに、地域に密着したきめ細やかな福祉活動を展開していく必要があります。

施策の方向

【基本方針】

すべての住民がともに支え合い、誰もが安心して生活できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーション(※6)の理念に基づき、地域福祉施策を展開していきます。

(※6 障害のあるなしに関わらず、お互いが区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。)

地域福祉を支える基盤となる地域コミュニティの形成・強化や、福祉活動を行うボランティアや各種団体への支援に努めます。

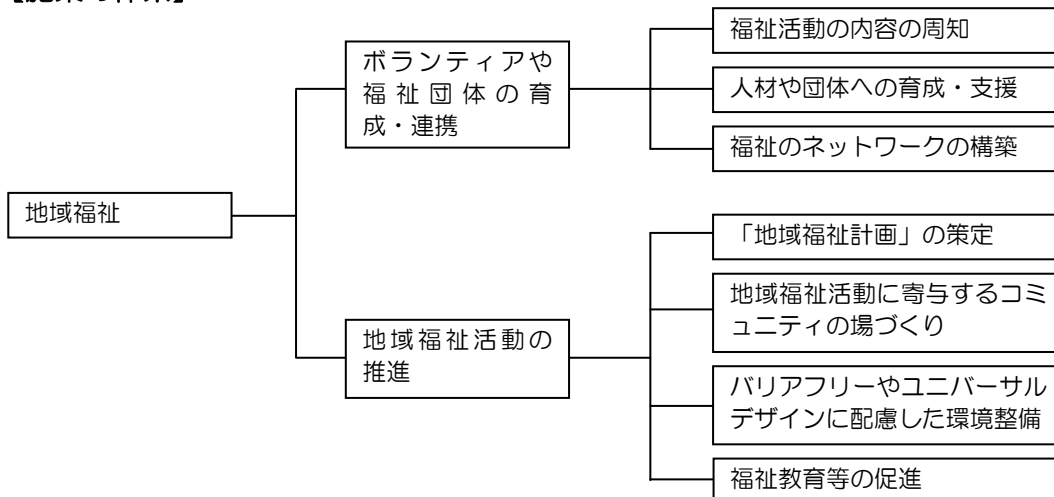
【施策の概要】

- ① ボランティアや福祉団体の育成・連携
 - 民生委員・児童委員の活動内容を始めとする福祉情報の積極的発信に努め、町民の福祉意識の高揚を図り、人材の確保に努めます。
 - 関係機関と連携し福祉NPOの設立を支援すると同時に、ボランティアや福祉団体に対する助成等を図ります。
 - やりがいを持って福祉活動を行えるよう、研修会の開催や情報交換・連携が図れるよう、福祉のネットワークを構築します。
- ② 地域福祉活動の推進
 - 地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画である「地域福祉計画」を策定します。
 - 住民が気軽にボランティア活動に参加できる場の提供に努めます。
 - 全ての町民が安全で安心な地域で暮らせるよう、様々な分野において、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備を進めます。

第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

- 互いに認め合い支え合う地域社会を構築するために、ボランティア教室などの福祉教育を進めます。

【施策の体系】



【参考データ】

福祉関係団体

	団体名
1	社会福祉協議会
2	身体障害者教会
3	民生委員児童委員協議会
4	母子寡婦福祉会
5	南部保護区保護司会
6	更生保護女性会
7	心身障害児者を育てる会
8	老人クラブ連合会

(平成22年度現在)

(2) 子どもの福祉

現状と課題

- 東浜地区の開発に伴い人口は増加傾向にあるものの年少人口割合は横ばい状況にあります。
- 核家族化の進展や就労環境の変化、近隣関係の希薄化による、出産や育児の不安を解消し、多様化する児童福祉へのニーズにきめ細やかに対応するため、「与那原町次世代育成支援行動計画」を策定し、取り組みを進めています。
- 本町には、公立保育所が2ヶ所、法人保育園が5ヶ所、計7ヶ所の認可保育所（園）があり、通常保育に加えて、延長保育、障がい児保育、一時預かり等のサービスに取り組んでいます。
- 本町には、地域子育て支援の拠点として子育て支援センターやつどいの広場が設置されており、今後もそれらの施設を中心に、多様な子育て支援が求められています。
- 多様な保育ニーズに対応する保育サービスの展開が求められています。
- 保育所（園）定員数の拡大により待機児童の解消に努めていますが、東浜地区の幼少年齢の増加や共働き世帯の増加に伴い、依然、待機児童の解消が課題となっています。
- 地域内における子どもの異年齢集団が減少し、伝承遊びや外遊びをする子ども達の姿が消えつつある。子ども達の豊かな創造性を養い、安全に過ごすことのできる遊び場や居場所づくりが求められる。
- 本町には放課後児童クラブ（学童保育）が4ヶ所、与那原小学校区に児童館が1ヶ所あるが、与那原東小学校区への児童館設置が求められています。

施策の方向

【基本方針】

次世代を担う子ども達は地域の宝であり、子ども達が健やかに成長することができる環境づくりは地域全体の責務です。

誰もが安心して子どもを産み育てられ、子ども達の健全な遊びや学びを支えられる地域社会づくりを進めていきます。

【施策の概要】

- ① 子育て支援の充実
 - 子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に進めるため、あらゆる主体が連携・協力しながら「与那原町次世代育成支援行動計画」を進めます。
 - 児童福祉の更なる充実を図るため、課の設置を含め窓口の一本化について検討を行います。
 - 育児休業制度など育児支援制度の周知を図り、仕事と子育てが両立しやすい環

第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

境の整備に努めます。

- 地域の育児拠点として子育て支援センターの機能の拡充を図り、子育てに関する相談指導や情報提供の体制を強化します。
- 子育てをする親同士の交流や子育てサークル間及び専門家との情報交換のできる場づくり等、孤立せずに育児ができる環境づくりに取り組みます。
- 不登校児童や虐待を受ける児童等を守るため、要保護児童対策地域協議会「与那原町こどもあんしんネットワーク」の充実を図るとともに、虐待対応専門員の配置に努めます。
- 近隣市町との広域で、ファミリーサポートセンターの設立に向けて取り組みます。
- 乳幼児の健やかな育成のために、乳幼児健診やこども医療費助成を継続的に取り組みます。
- 気軽に子育ての相談ができる母子保健推進員の活動を推進します。

② 保育サービスの充実

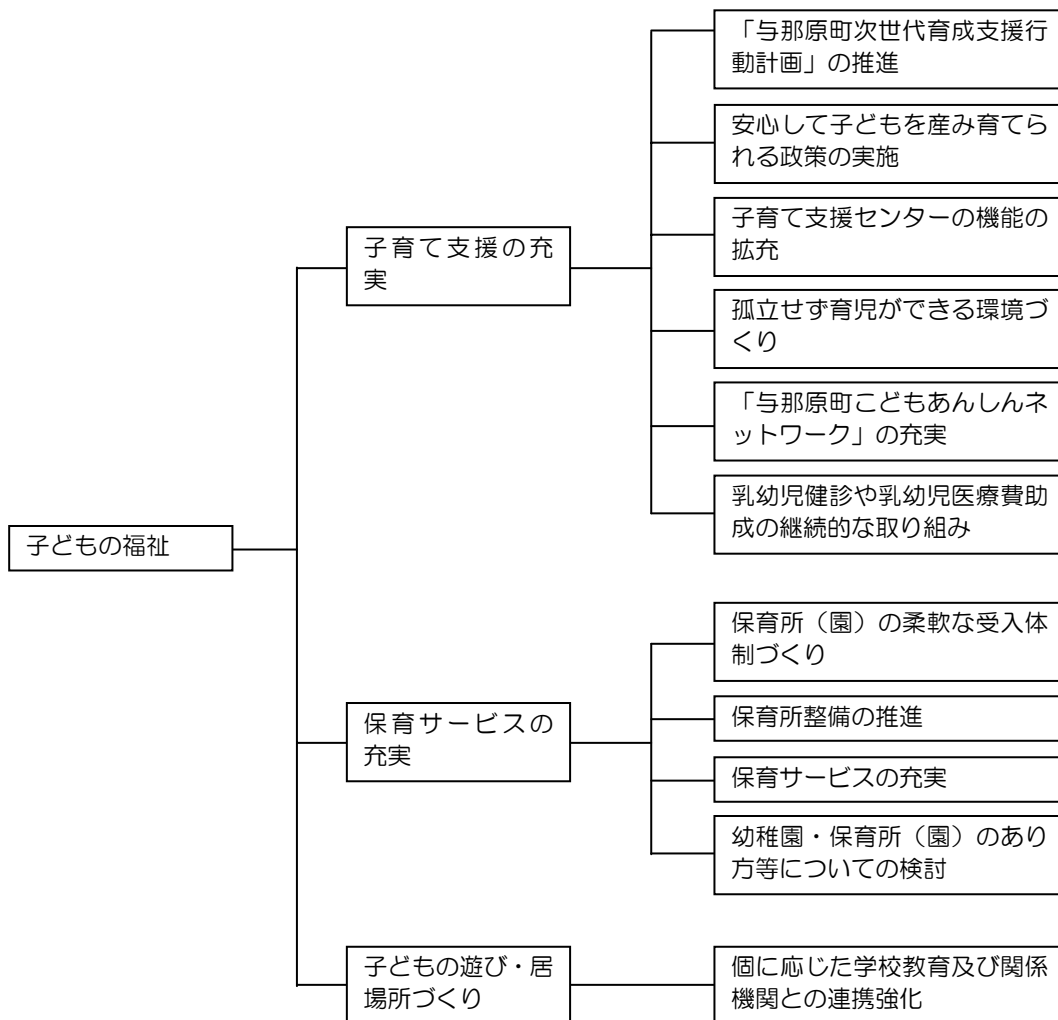
- 保育所入所施設基準の弾力化などあらゆる方策を検討し、待機児童の解消に努めます。
- 良好な保育環境を確保するために、保育所（園）整備を進めます。
- 多様化するニーズに対応できるよう、サービスの充実を図ります。
- 民間活力の導入や幼稚園及び保育所（園）のあり方などについて、検討を行います。

③ 子どもの遊び・居場所づくり

- 子ども達が安心して健全に過ごせるよう、多様なニーズに対応した遊びと居場所づくりに努めます。
- 小学校校区単位での児童館の整備と活用充実に努めます。
- 各行政区や関連機関と連携し公民館等の活用により、子どもの遊びと居場所を確保し、人との関わりを学ぶ場づくりに努めます。



【施策の体系】



第4次与那原町総合計画 基本計画

Ⅲ 施策の方向

【参考データ】

出生数の推移

(単位：人)

		H17		H18		H19		H20		H21	
		沖縄県	与那原町	沖縄県	与那原町	沖縄県	与那原町	沖縄県	与那原町	沖縄県	与那原町
出生数	合計	16,115	185	16,483	161	16,588	194	16,736	176	16,744	186
	男	8,315	100	8,461	92	8,434	95	8,663	94	8,531	94
	女	7,800	85	8,022	69	8,154	99	8,073	82	8,213	92
	人口千人につき	11.9	12.1	12.1	10.5	12.1	12.6	12.2	11.5	12.2	11.9

資料：沖縄県統計年鑑

町立・認可法人保育所の概要

(単位：人)

区分	名称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
町立	浜田保育所	60	60	60	60	60	60
	阿知利保育所	60	60	60	60	60	60
	港保育所	60	-	-	-	-	-
	小計	180	120	120	120	120	120
法人	友愛保育園	60	60	60	60	60	60
	すみれ保育園	60	60	60	60	60	60
	コスモス保育園	60	60	60	60	60	60
	与那原保育園	60	60	60	60	60	90
	東の森保育園	-	90	90	90	90	90
	小計	240	330	330	330	330	360
合計		420	450	450	450	450	480
待機児童数		33	35	37	20	24	36

資料：福祉課

児童館及び放課後児童クラブ一覧

	名称	住所	電話番号	時間
児童館	あかぎ児童館	与那原町字与那原912	945-1015	10時～18時
児童放課後クラブ	ビューラ学童クラブ	与那原町字与那原447	945-2986	月～金 10時～19時 土曜日 7時30分～19時
	おおしろ学童	与那原町字与那原635	945-2548	月～金 11時～19時 土曜日 7時30分～17時
	當間学童クラブ	与那原町字与那原67-4	946-6408	月～金 10時～19時 土曜日 7時～19時
	キラリ学童	与那原町字板良敷708-1	946-1244	月～金 11時～19時 土曜日 7時30分～19時

(3) 高齢者の福祉

現状と課題

- 人口の高齢化率は年々増加し、高齢者がいる世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。
- 地域コミュニティの希薄化により、引きこもりなど、家庭や地域からの高齢者の孤立が社会問題となっています。
- 平成18年4月の介護保険法改正に伴い、与那原町地域包括支援センターを設置し、総合的な相談窓口や介護予防マネジメント等に取り組んでいます。
- いつまでもいきいきと地域生活が送れるよう、高齢者の楽しみや活躍の場が求められています。
- 高齢化に伴い、介護に関するニーズや問題が多様化しています。市民の老後や介護に対する不安や負担を軽減し、知識や問題意識を高めるような取り組みが必要です。

施策の方向

【基本方針】

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、地域での役割、仕事、遊びボランティア等の場や機会づくりを進めます。

高齢者の生活を取り巻く不安や負担を軽減するため、地域で高齢者を支える仕組みづくりや、各種制度の強化、情報提供等を進めます。

【施策の概要】

① 生きがいづくり

- 関係機関と連携して、高齢者が幅広い世代と交流できるような機会づくりに努めます。
- 見守り隊（スクールガード）やシルバーゴルフ教室等、地域において高齢者が活躍できる場・機会づくりに努めるとともに、その情報提供に取り組みます。
- 就労を希望する高齢者が生きがいを持って働けるよう、高齢者の就労環境の整備を進めます。

② 介護サービスの充実

- 地域単位で、高齢者一人ひとりの心身の状態に応じた介護予防の取り組みを実施します。
- 関係機関と連携して、在宅サービス等の介護サービスを拡充し、適正なサービス提供を図ります。

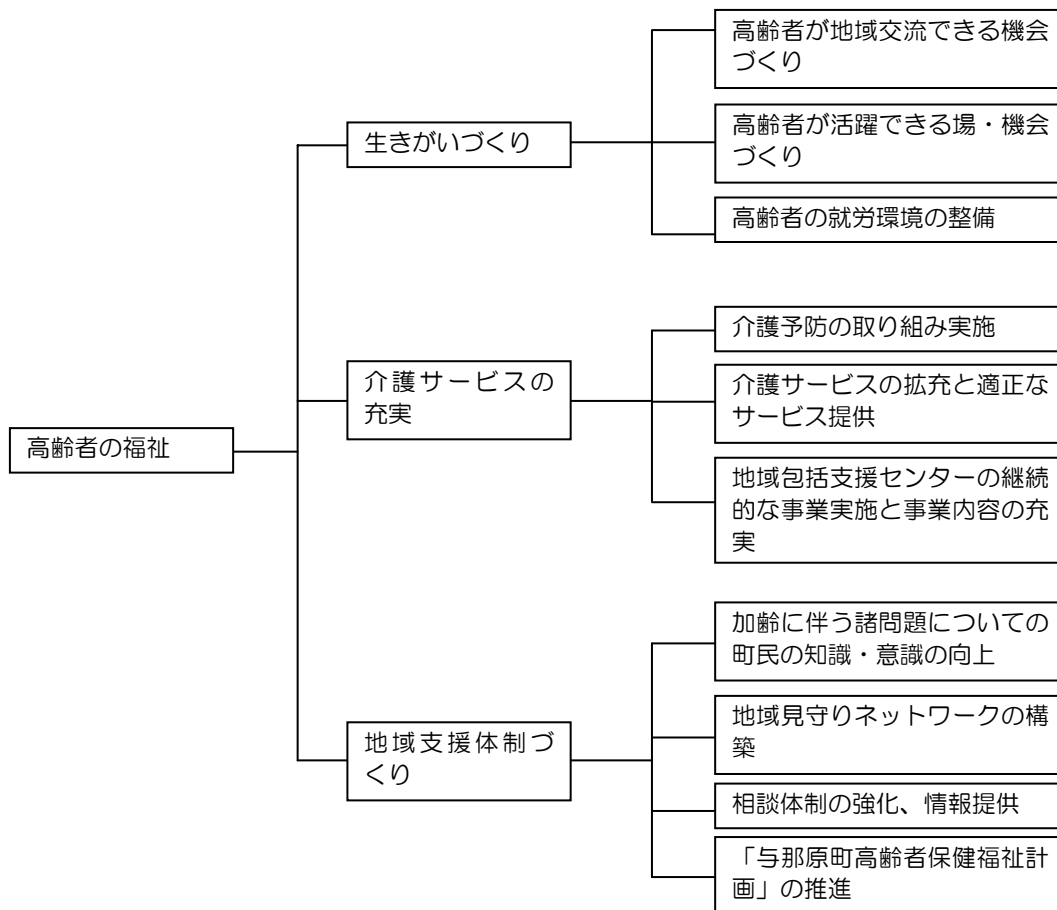


- 地域包括支援センターについては、継続的な事業実施にあたるとともに、事業内容の充実を図ります。

③ 地域支援体制づくり

- 高齢者が家庭や地域社会の温かい人間関係の輪の中で、健康で生きがいのある生活が送れるよう、加齢に伴う諸問題（認知症など）についての講演会や介護教室等を開催し、町民の知識や意識の向上を図ります。
- 地域で活動する団体や企業及び個人が連携・協力して、一人暮らし高齢者等に対する声かけといった地域見守りネットワークを構築します。
- 高齢者福祉や高齢者の生活に関する様々な悩み、トラブルに対応する相談体制の強化や情報提供に取り組みます。
- 「与那原町高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者を取り巻く様々な分野の施策を総合的に進めます。

【施策の体系】



【参考データ】

高齢者（65歳以上）人口の推移 (単位：人、%)

	総人口	65歳以上人口			老年人口 比率
		合計	男性	女性	
S55	12,752	853	299	554	6.7
S60	13,311	1,011	359	652	7.6
H2	14,009	1,304	457	847	9.3
H7	14,850	1,545	568	977	10.4
H12	15,109	1,894	731	1,163	12.5
H17	15,343	2,351	966	1,385	15.3

資料：国勢調査

高齢者のある世帯の状況 (単位：世帯、%)

	世帯数	高齢者世帯数		高齢者単身世帯		高齢者世帯		その他の世帯	
		割合	割合	割合	割合	割合	割合		
平成17年	5,334	1,680	31.5	348	20.7	292	17.4	1,040	61.9
平成18年	5,363	1,736	32.4	439	25.3	315	18.1	982	56.6
平成19年	5,595	1,326	23.7	390	29.4	511	38.5	425	32.1
平成20年	5,579	1,774	31.8	432	24.4	348	19.6	994	56.0
平成21年	5,735	1,829	31.9	440	24.1	376	20.6	1,013	17.7

資料：南部福祉保健所概況

要介護（要支援）認定者数の推移 (単位：人)

	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H17	98	0	0	131	66	56	39	56	446
H18	0	75	33	87	75	74	51	61	456
H19	0	48	40	74	85	88	68	58	461
H20	0	46	42	75	80	71	61	58	433
H21	0	56	57	67	78	75	75	61	469

資料：福祉課

(4) 障がい者（児）の福祉

現状と課題

- 本町の身体障害者数は、平成 22 年 12 月現在、身体障害者手帳保持者 537 人、知的障害者等の療育手帳保持者 96 人、精神障害者保健福祉手帳保持者 112 人で、殆どの方が在宅で生活しています。
- 日常生活用具の給付及び貸与事業等を行うとともに、社会福祉協議会と協働し当事者の集いや手話講習会等を実施し、障がい者の自立や生活支援に努めています。
- 障がい者の自立や生活の安定ための多様なニーズに対応する施策が求められています。
- 「交流センターひざし」を拠点に、障がいがある人に対する理解と交流の促進を図っています。
- 「交流センターひざし」が限られた人の利用となっているため、町民参加型の交流活動及び啓発活動の充実を図り、障がい者（児）福祉の増進と障がい者（児）が社会参加しやすい環境整備を進める必要があります。
- 「発達障害者支援法」（平成 17 年）が施行され、特に軽度発達障害の早期支援システムの充実が求められています。

施策の方向

【基本方針】

障害を有する者が、安心して家庭や地域での生活が送れるよう、住み良い環境づくりや自立・自律を支援する対策に取り組むとともに、就労の場や健常者とのふれあいの場といった、社会参加活動等の施策を総合的に展開します。

【施策の概要】

① 社会参加と交流づくり

- 町内の各種イベント等において、障がい者と健常者がふれあう機会の場を増やします。
- 障がいのある人が自立した生活を送るための就労支援を進めるため、町内外の障がい者就労事業所等の関係機関と連携して、生活指導及び技能習得訓練等を実施します。
- 関係機関と連携し、町内外の事業所等に対して、障がい者の雇用の場の創出に関する働きかけを強化するとともに、雇用情報の収集や提供に努めます。

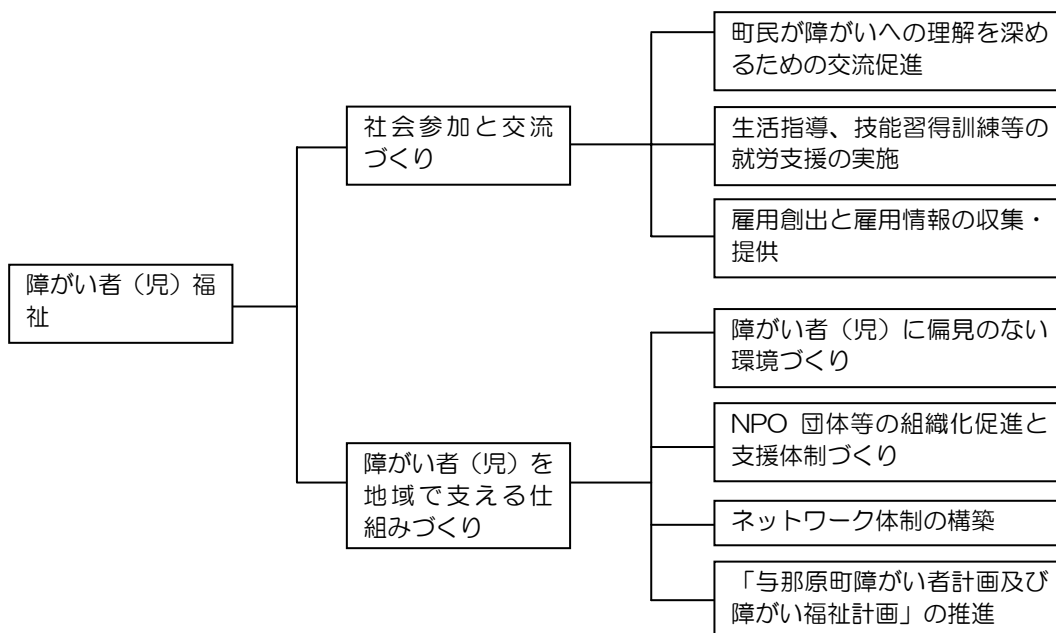
② 障がい者を地域で支える仕組みづくり

- 障がいについて町民へ正しい知識を普及し、障がい者（児）に対して偏見を持たない環境づくりに努めます。
- 地域社会での障がい者の生活を支える NPO 団体等の設立の促進と、その支援体

制づくりに努めます。

- 障がい者（児）やその家族を支えるボランティアや各種団体等が、相互につながりを持ち、情報交換等ができるネットワークの構築を促進するとともに、障がいに関する様々な悩みに対応できる相談体制の強化に取り組みます。
- 「与那原町障がい者計画及び障がい福祉計画」に基づき、保健と医療及び福祉サービスの充実を図るとともに、ボランティアの養成や専門職員の育成・確保など、障がい者に係る各種施策を総合的・計画的に展開します。
- 発達障がい者（児）に対する早期支援の一環である「親子教室」「母子通園」事業の充実、保育所や学校など関係者の勉強会を開催しシステムの構築を目指します。

【施策の体系】



第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

【参考データ】

身体障がい者（児）の数（平成22年度）

（単位：人）

合計		総数		視覚		聴覚・平衡		音声・言語		肢体（脳原）		内部	
総数		498		29		53		9		219		188	
1級		157		15		1		0		47		94	
2級		90		7		13		1		66		3	
3級		106		1		5		6		43		51	
4級		85		1		13		2		29		40	
その他	5級	60	27	5	2	21	0	0	0	0	34	25	0
	6級		33		3		21	0				0	9

18歳未満		総数		視覚		聴覚・平衡		音声・言語		肢体（脳原）		内部	
総数		6		1		0		0		3		2	
1級		4		1		0		0		2		1	
2級		1		0		0		0		1		0	
3級		0		0		0		0		0		0	
4級		1		0		0		0		0		1	
その他	5級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6級		0		0		0	0				0	0

18歳以上		総数		視覚		聴覚・平衡		音声・言語		肢体（脳原）		内部	
総数		492		28		53		9		216		186	
1級		153		14		1		0		45		93	
2級		89		7		13		1		65		3	
3級		106		1		5		6		43		51	
4級		84		1		13		2		29		39	
その他	5級	60	27	5	2	21	0	0	0	0	34	25	0
	6級		33		3		21	0				0	9

知的障がい者（児）の療育手帳の交付数の推移

（単位：人）

	総数	最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)
H17	112(35)	7(3)	18(7)	46(12)	41(13)
H18	112(31)	9(4)	17(6)	45(10)	41(11)
H19	112(30)	11(6)	18(7)	44(8)	39(9)
H20	120(34)	11(6)	19(8)	46(8)	44(12)
H21	97(21)	5(3)	18(4)	31(5)	43(9)

資料：南部保健所活動概況

※（ ）内の数字は、そのうち知的障がい児数

精神障がい者の保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

	総数	1級	2級	3級
H17	77	8	55	14
H18	92	13	64	15
H19	96	17	61	18
H20	54	15	31	8
H21	50	12	29	9

資料：南部保健所活動概況

身体障がい者（児）の身体障害者手帳交付数の推移 (単位：人)

	総数	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体（脳原）	内部
平成17年度	492（9）	30（2）	49（0）	8（0）	234（7）	171（0）
平成18年度	527（11）	30（2）	54（0）	8（0）	246（6）	189（3）
平成19年度	555（14）	31（2）	57（0）	9（0）	249（8）	209（4）
平成20年度	559（14）	32（1）	56（0）	8（0）	242（9）	221（4）
平成21年度	578（11）	33（1）	60（0）	7（0）	251（6）	227（4）

※（ ）内は18歳未満の手帳所持者件数

知的障がい者（児）の療育手帳交付数の推移 (単位：人)

	総数	A1	A2	B1	B2
平成17年度	80（23）	2（1）	18（5）	26（6）	34（11）
平成18年度	87（23）	5（3）	18（6）	28（7）	36（7）
平成19年度	92（23）	7（4）	19（7）	29（6）	37（6）
平成20年度	98（25）	7（4）	18（6）	32（6）	41（9）
平成21年度	104（27）	7（4）	18（5）	33（7）	46（11）

※（ ）内は18歳未満の手帳所持者件数

精神障がい者の保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

	総数	1級	2級	3級
平成17年度	77	8	55	14
平成18年度	92	13	64	15
平成19年度	96	17	61	18
平成20年度	54	15	31	8
平成21年度	50	12	29	9

資料：南部福祉保健所活動概況

(5) 生活困窮者の支援

現状と課題

- 長引く経済不況等により、生活保護世帯や保護人口が増加傾向にあり、経済的自立支援等の対策が求められています。
- 平成21年3月における、本町の児童扶養手当を受給するひとり親世帯は251世帯（出現率4.4%）であり、県平均よりは低いものの、近年は増加傾向にあります。
- 社会情勢の変化等により多様化する生活困窮者のニーズについて、多角的・総合的に対応することが必要です。

施策の方向

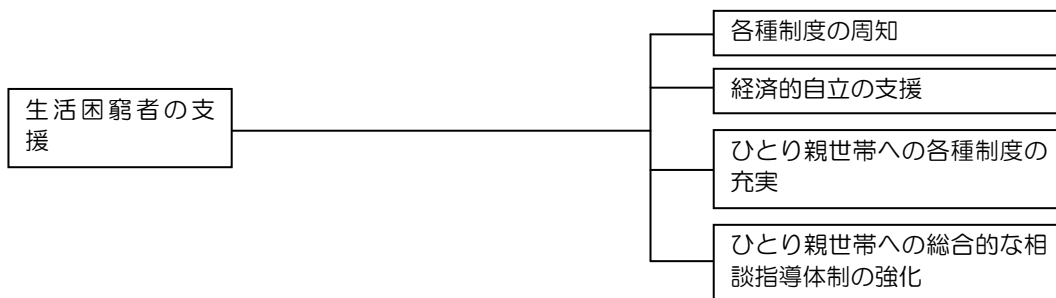
【基本方針】

生活困窮者が健康で文化的な最低限の生活を営めるよう、社会保障に関する各種制度の充実を図るとともに、生活保護世帯にも対応できる多面的な支援対策を実施します。

【施策の概要】

- 関係機関と連携して、低所得世帯への福祉貸付制度など、各種制度の周知を図ります。
- ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関との連携による就労相談等、経済的自立の支援に取り組みます。
- ひとり親世帯に対する支援について、医療費助成等の各種制度の充実を図り、生活全般や経済的自立のための総合的な相談指導体制を強化します。

【施策の体系】



【参考データ】

保護世帯の推移

(単位:世帯、人、%)

	与那原町			南部管内			沖縄県		
	保護世帯	保護人口	保護率	保護世帯	保護人口	保護率	保護世帯	保護人口	保護率
H17	154	252	16.13	717	1,211	9.81	13,217	20,045	14.55
H18	168	268	17.08	751	1,224	9.9	14,241	21,439	15.48
H19	181	294	18.72	796	1,286	10.32	15,732	23,279	16.69
H20	196	313	19.93	892	1,428	11.42	16,644	24,391	17.44
H21	219	341	21.34	1,024	1,598	12.69	18,226	26,573	18.89

資料:南部福祉保健所概況

(6) 健康づくり

1) 健康づくりの充実

現状と課題

- 医療費は年々増加傾向にあり、その要因として、高齢化と医療の高度化が上げられます。加えて本町では、がんや心疾患・脳血管疾患・慢性腎障害等の生活習慣病が大きく関与しています。
- 生活習慣病は無症状のまま進行するため、早期に発見するには健康診断を受けることが重要ですが、町内の健康診断やがん検診等の受診率は低い状況です。
- 本町では保健と福祉が連携して発達障害児早期支援システム構築に努めていますが、十分な状況ではなく取り組みの強化が必要です。
- 全ての町民が健康で生きがいに満ちた生活を送れるために、胎児（妊婦）から高齢者までのライフステージに応じた健康づくりが必要です。
- 発達障害児支援においては、早い時期から必要な支援を行うことで障害に伴う問題を減らすことが可能となることから、スクリーニング（面接指導）から早期支援までのシステム構築が必要です。
- 全国的に自殺が社会問題となっているなか、本町でも毎年約5名の自殺者がいます。その要因とされるうつ病等、心の病気への適切な対応のとれる地域社会づくりが必要です。

施策の方向

【基本方針】

「自らの健康は自ら守る」を基本として、健康に関する住民の意識高揚を図り、幼児期から老年期までの各時期の健康課題及び生活様式に応じた健康づくりを進めます。

【施策の概要】

① 生活習慣病の予防

- 生活習慣病予防のためには町民一人ひとりが健康への関心と理解を深めることが必要です。そのために、医療費の実態や健康に関する情報提供に努めます。
- 食生活の見直しや改善を図るため、与那原町食生活改善推進員協議会等の育成、家庭・学校・地域等における食育講座や食生活に関する知識の普及に取り組みます。
- 適度な運動の習慣化を図るため、運動施設の整備や施設利用の助成、スポーツイベントの創出、運動に関する情報提供等、



町民が運動しやすい環境整備に努めます。

② 病気の早期発見と早期支援

- 病気の早期発見はもとより、町民が自身の健康や生活習慣等を見直すきっかけとして、健康診断やがん検診等の受診を促進します
- 発達障害児の早期支援のシステムの一環として乳幼児健診のスクリーニングの充実を図ります。
- 各健診結果に基づく保健指導の充実を図るとともに、健康教育や健康相談等、健康を保つための正しい知識の普及に努めます。

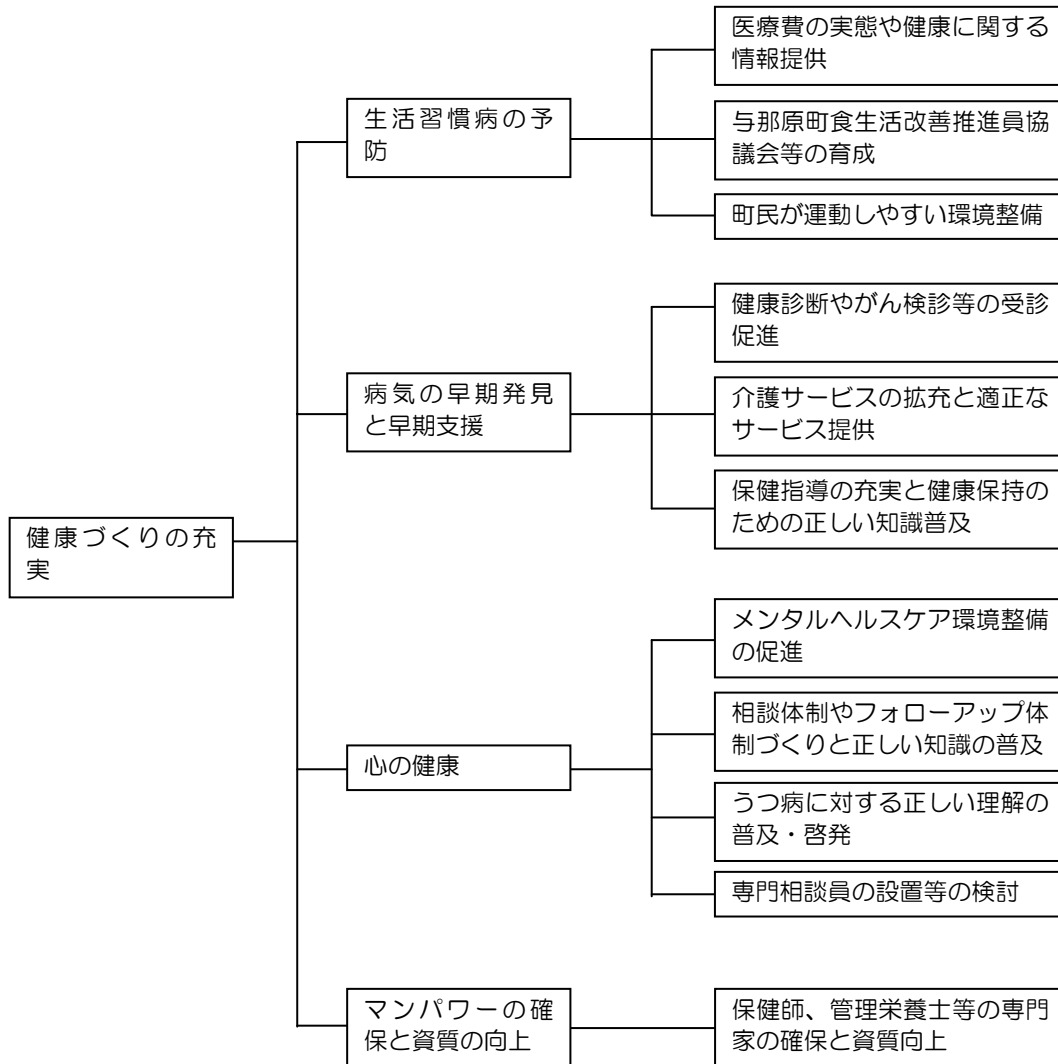
③ 心の健康

- 健康診断の内容充実や休憩時間の設定など職場等におけるメンタルヘルスケアの環境整備を促進します。
- 関係機関と連携しながら相談しやすい体制づくりやフォローアップ体制づくりに努めるとともに、家族及び地域の人たちが適切な対応がとれるよう、心の健康に関する正しい知識の普及に取り組みます。
- うつ病の予防は、本人及び周囲がサインに気付くことが重要になります。町民全員がゲートキーパーとして意識するよう、自殺対策キャンペーンを開催するなど、うつ病について正しい理解の普及・啓発を行います。
- 自殺はうつ病のほか、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因が複雑に関係する場合が多いことから、関係機関と連携しながら、これらの問題に関する総合相談窓口、専門相談員の設置等を検討します。

④ マンパワーの確保と資質の向上

- 健康づくりの充実を図るためにも、保健師、管理栄養士等の専門家の確保と資質向上に取り組みます。

【施策の体系】



【参考データ】

国民健康保険及び長寿医療制度：医療費の推移 単位：円

		一人当たり費用額	
		平成20年度	平成21年度
国民健康保険	町	242,305	264,066
	県	232,982	240,950
	全国	281,761	299,298
長寿医療	町	1,041,519	1,110,903
	県	949,190	966,774
	全国	848,244	868,839

※平成21年度国保総医療費：14億6,158万円 資料：健康保険課

高額（年間100万円）に掛かる疾患

	平成20年度			平成20年度		
	疾患名	総医療費	一人当たり医療費	疾患名	総医療費	一人当たり医療費
1位	精神疾患	1億4,081万円	313万円	精神疾患	1億3,482万円	287万円
2位	人工透析	1億3,660万円	569万円	人工透析	1億2,138万円	552万円
3位	がん	6,920万円	363万円	がん	6,261万円	285万円
4位	脳血管疾患	7,057万円	543万円	脳血管疾患	5,161万円	397万円
5位	心疾患	4,160万円	347万円	心疾患	3,209万円	357万円

資料：健康保険課

各種検診受診数の推移

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特定検診	—	—	595	714
一般検診	1,074	1,104	191	143
胃がん検診	482	426	311	452
大腸がん検診	442	439	346	503
肺がん検診	901	807	422	612
子宮がん検診	682	564	569	609
乳がん検診	635	452	527	519

資料：健康保険課

(7) 保健医療福祉のネットワークづくり

現状と課題

- 健診結果で再検査が必要となっているが未受診や、継続治療が必要となっているが中断することが、重症化し医療費の高騰につながっています。
- 医療機関等との連携を図り、診察や治療が必要な人への適切な対応が望まれます。
- 新型インフルエンザ等の新興感染症や、結核等の再興感染症の脅威が高まる中、感染症対策の強化が求められています。

施策の方向

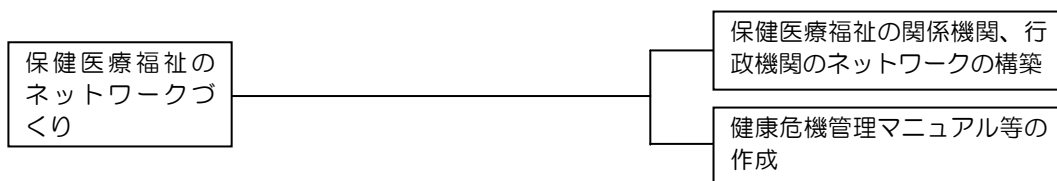
【基本方針】

全ての町民がいつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、関係機関が連携して、病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションまでの効果的な対応とともに、感染症等の健康危機に迅速かつ適切に対応する体制確保のため、保健医療福祉ネットワークづくりに努めます。

【施策の概要】

- 南部福祉保健所や医師会等の保健医療福祉の関係機関、並びに行政機関におけるネットワークを構築し、情報交換の場として定期的会合を開催する等、連携強化を図ります。
- 感染症等の健康危機に迅速に対応できるよう、健康危機管理マニュアル等を作成し、緊急時の対応に備えます。

【施策の体系】



コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

市街地整備

道路体系

公共交通機関の利便性の向上

緑化

上水道

下水道

都市計画

4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

(1) 市街地整備

現状と課題

- 我が国は、急速な都市化の時代を経て、安定・成熟した都市型社会の時代を迎えつつあり、行政と地域住民とが一体となって、地域特性に応じた個性豊かなまちづくりに本格的に取り組んでいく必要性が高まっています。
- 本町は、那覇市、浦添市、糸満市、宜野湾市、豊見城市、中城村、北中城村、西原町、南風原町、八重瀬町の5市3町2村が一体となって、整備、開発または、保全をおこなうべき地域として、那覇広域都市計画区域に含まれています。
- 本町の市街地は、北西および東南の丘陵地に囲まれ、東に中城湾を望み、主要幹線道路である国道329号及び331号沿道を中心として、公共施設や商業・業務機能がコンパクトに集積しています。
- 国道329号と331号の交差点周辺において商業地が形成されていますが、周辺市町村における大規模商業施設の立地や、車社会の進行、商店街の近代化の立ち遅れ等もあり、魅力度、拠点性ともに低下しています。
- マリナタウンプロジェクトにより、住宅、商業、業務施設等の都市機能施設とマリーナ、シンボル緑地等の港湾施設を一体的に整備し、東部地域の拠点都市としての復活と、潤いのある海辺のまちづくりの実現に向け、県と町が一体となって推進していく必要があります。

施策の方向

【基本方針】

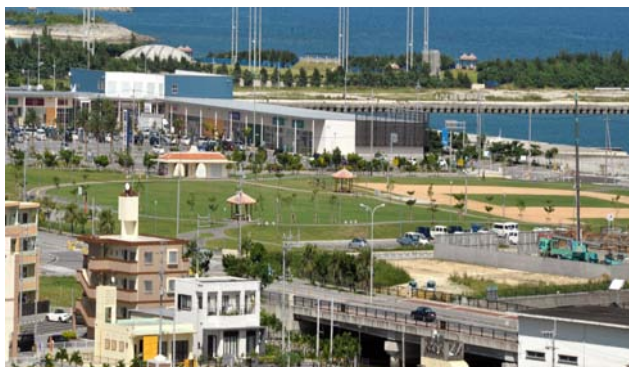
本町の歴史的、文化的遺産を継承しながら、自然環境と調和した快適な生活環境の整備を進め、人々が行き交い集い、賑わいのある沖縄本島東部地域の拠点都市としてふさわしい魅力的な市街地形成に取り組みます。

【施策の概要】

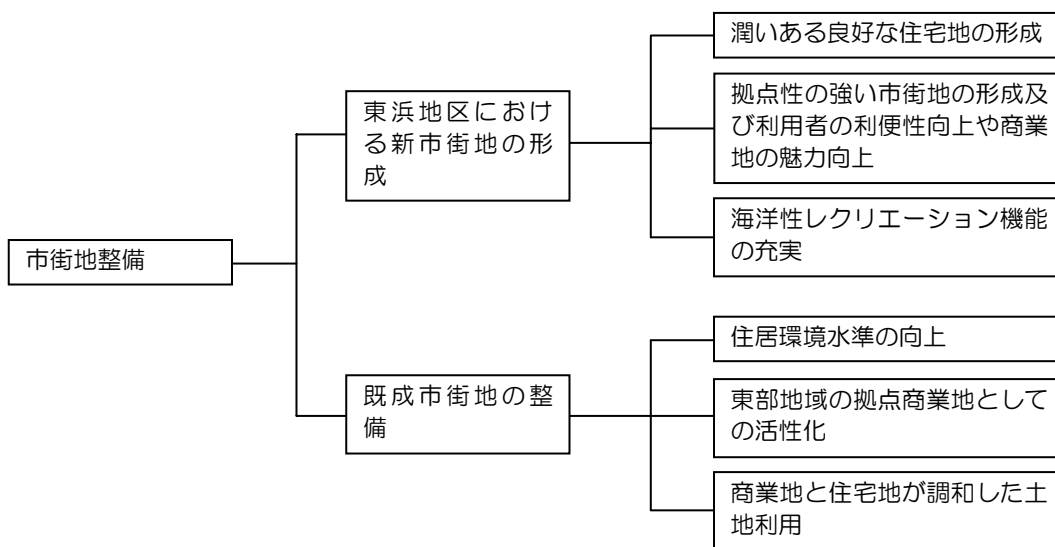
- ① 東浜地区における新市街地の形成
 - 関係機関と連携し、潤いのある良好な住宅地の形成に努めます。
 - 商業地や業務施設等の集積を高め、拠点性の強い市街地の形成を図るとともに、利用者の利便性向上や商業地の魅力向上に努めます。
 - 臨海部においては、マリーナやシンボル緑地等の施設整備を推進し、海洋性レクリエーション機能の充実を図ります。
- ② 既成市街地の整備
 - 住宅地については、生活道路の整備、または空地等を利用したポケットパーク（広場）の整備等により、住居環境水準の向上に努めます。

第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

- 商業地については、「与那原町中心市街地活性化基本計画」に基づき、東浜地区と一体的に整備を図り、東部地域の拠点商業地として活性化を図ります。
- 幹線道路沿いの市街地については、住民生活の利便性を向上させる沿道サービス施設など商業地と背後地の住宅地が調和した土地利用を進めます。



【施策の体系】



(2) 道路体系

現状と課題

- 本町中心部は、主要幹線道路の国道 329 号と 331 号が交差する位置にあり、交通の要衝として発展しており、県都那覇市をはじめとして、その他本島中南部市町村への広域交通については、極めて利便性の高いまちです。
- 平成 17 道路交通センサスによると、広域幹線道路における 12 時間交通量は、国道 329 号（西原町字我謝）において 24,700 台、国道 331 号（字板良敷）において 20,200 台と、いずれも 2 万台以上と交通量が多い状況にあります。
- 本町中心部は、交通量の多い国道と県道が交差しており、朝夕の交通渋滞が慢性化し、道路混雑や騒音等、沿道環境の悪化をもたらしています。
- 沖縄本島東部地域における交通の要衝として円滑な交通の確保を図るため、交通網の体系的な整備が必要です。
- 町道については、自動車と歩行者が錯綜し、全体的に自動車優先の道路体系になっており、今後は、自動車や歩行者双方の視点に立ち、利便性、安全性、快適性を兼ね備えた道路整備を考えていく必要があります。
- 高齢者や障がい者を含めて、すべての人が安全に通行できるよう、道路のバリアフリー化を図るとともに、道路整備や公共交通施策が連携し、誰もが移動しやすい道路環境の構築が求められます。
- 市街地における回遊性の確保や、防災上及び安全な通学路整備等の観点から、既存市街地と東浜地区を結ぶ人道橋の整備が必要です。

施策の方向

【基本方針】

国道や県道など主要幹線と町道の幹線道路との円滑な道路交通ネットワークの確立を図ります。また、安全で安心な道路環境を確保するため、自動車、歩行者双方の視点にたち、利便性、安全性、快適性を兼ね備えた道路整備を行ないます。

【施策の概要】

- ① 体系的な道路網整備
 - 慢性的な交通渋滞を解消し、円滑な交通を図るため、国道 329 号与那原バイパスや県道系満与那原線の主要幹線道路の整備を促進します。
 - 沿岸道路は、国道 331 号のバイパスとしての役割や、小中学校への通学路としての機能を有するために速やかな供用開始を図ります。
 - 道路整備と公共交通政策との連携により、沖縄本島東部地域の交通の要衝として、交通結節機能の強化に取り組みます。

第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

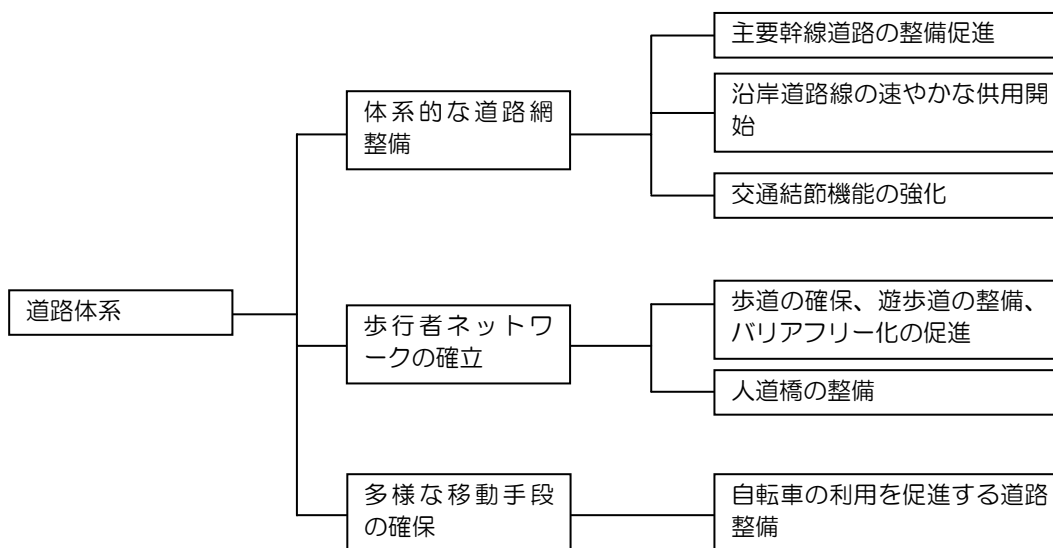
② 歩行者ネットワークの確立

- 今後、整備する道路については、歩道の確保や、遊歩道の整備、バリアフリー化を促進します。
- 東浜地区における歩行者の円滑な移動や通学路、災害時の避難路を確保するため、人道橋の整備を図ります。

③ 多様な移動手段の確保

- 環境問題への対応や、市街地の回遊性の向上を図ることから、自転車の利用を促進する道路整備を図ります。

【施策の体系】



【参考データ】

主要断面交通量の状況

(単位：台)

路線名	観測地点名	12時間交通量							H17混雑度
		S60	S63	H2	H6	H9	H11	H17	
国道331号	字板良敷	14,831	18,634	18,139	19,895	20,407	21,042	20,183	1.25
県道糸満与那原線	字与那原	1,454	1,576	2,979	2,974	2,108	2,123	—	—

資料：「道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」

(3) 公共交通機関の利便性の向上

現状と課題

- 本町は、国道 329 号と 331 号が交差する位置にあり、沖縄本島東部地域における交通の要衝地ですが、自動車の利用者増加に伴い交通量が増え、慢性的な交通渋滞地域となっています。
- 自動車依存型の住民生活のため交通渋滞の悪化によりモビリティ(※7)が低下し、公共交通機関を移動手段とする年少者や高齢者などの交通弱者が不便をきたしています。
(※7 一人ひとりの移動・地域全体の流動)
- 交通渋滞、環境問題や健康問題に配慮しながら過度の自動車交通への依存から脱却し、誰もが利用しやすい、環境にやさしい、まちづくりに資する新たな公共交通システムの確立を図ることが必要です。

施策の方向

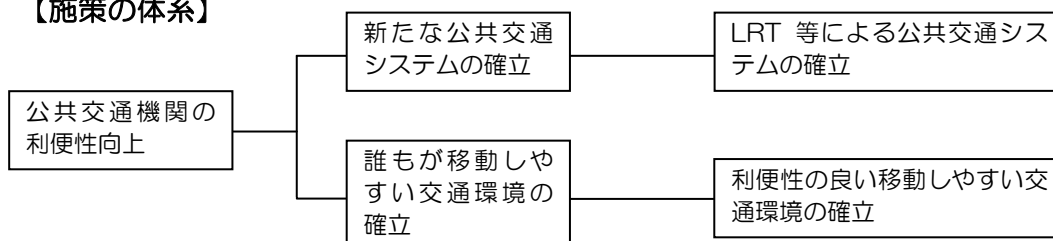
【基本方針】

関係機関と連携を図りながら、新たな公共交通システム（基幹バス、LRT等）による将来交通ネットワークの構築を目指します。また、本島東部地域の広域交通結節点として、誰もが移動しやすい交通体系の確立に取り組みます。

【施策の概要】

- ① 新たな公共交通システムの確立
 - 本町と那覇市を結ぶ定時定速性に優れたLRT等による新たな公共交通システムの確立のため、住民、事業者、関係自治体との協力体制の構築を図り、国や県に事業実現のため積極的な働きかけを行います。
- ② 誰もが移動しやすい交通環境の確立
 - 新たな公共交通システムとの連携を図りながら、中南部方面からのバス、タクシー等の公共交通機関や町内交通機関（コミュニティバス等）と接続する広域交通結節点としての整備を図り、歩行や自転車移動でも利便性が良く誰もが移動しやすい交通環境の確立に取り組みます。

【施策の体系】



(4) 緑化

現状と課題

- 緑は、地域住民にとって「潤い」と「やすらぎ」をもたらすとともに、美しく快適な空間の形成にも大きな役割を担っています。
- 本町の市街地は、全体的に建物が密集して、緑の少ない街並みとなっており、公共空間においても緑が少ない状況にあります。
- こうした状況から、グリーン運動を推進することで住民の緑化意識の向上を図っています。
- 本町では森林区域において植林を実施し、緑地保全に努めています。
- 市街地全体において、町花・町木の有効活用や公共空間の緑化等を図ることにより、潤いのある街並み景観の形成を推進する必要があります。

施策の方向

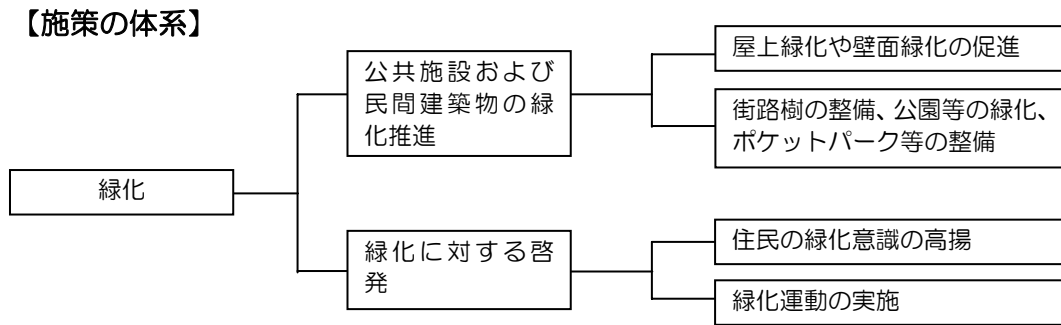
【基本方針】

公共や民間建築物への緑化の促進、主要な道路における街路樹整備、公園の緑化を進めます。また住民へ地域や家庭における緑化の促進を働きかけます。

【施策の概要】

- ① 公共施設及び民間建築物の緑化
 - 公共施設を活用し、屋上緑化や壁面緑化のモデルとすることで、民間建築物への緑化も促進します。
 - 街路樹の整備・公園等の緑化を図るとともに、街角などにおけるポケットパーク（広場）等の整備に努めます。
- ② 緑化に対する啓発
 - グリーン運動に基づく苗木やたい肥の配布、緑化に対する情報提供などを行うとともに、町花・町木による緑化を推進し、緑化講座や緑化コンクール、町の広報紙での紹介等を取り入れて、住民の緑化意識の高揚を図ります。
 - 学校等においては、緑の写生大会、一人一鉢運動など、児童や生徒の課外活動の一環として緑化運動に取り組みます。





(5) 上水道

現状と課題

- 平成21年度までの「与那原町水道事業第3次拡張計画」のもと、配水管の布設工事及び配水池の建設工事を行い、企業局からの浄水を配水池で一旦受水することにより、安定した水量の確保及び一定した水圧で全住民へ水を供給しています。
- 本町は、水道水の全てを沖縄県企業局から受水しており、すでに浄水された安全な水を住民へ供給しています。
- 近年、水道水の安全性やおいしさに対して多様化、高度化する住民のニーズや地球規模での環境問題など、水道事業を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 特に安全な水道水の供給は、水道事業者にとって最も基本的かつ重要なことであり、水道水の安全に対する声も年々高まっています。
- 年々、老朽化する水道施設の日常的な保守管理、計画的な維持管理を行い、浄水の漏水防止対策に努める必要があります。
- 災害時に対応した給水復旧体制や、渇水時における応急給水体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

【基本方針】

将来の人口増加に対応し、災害時においても安全な水の供給を行うため、水道施設の整備及び拡充を図るとともに、老朽施設の計画的な更新に努めます。

【施策の概要】

① 水道施設の適正な維持管理

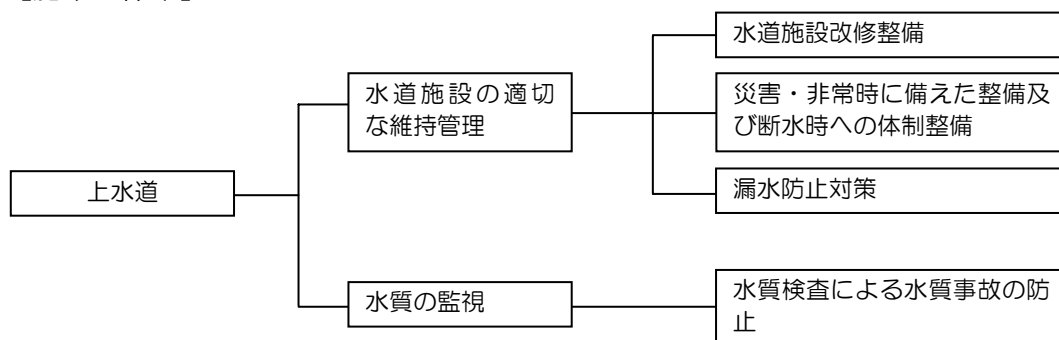
- 水道施設情報管理システムを活用し、日常的な保守管理と配水管理を適切に行うとともに、老朽施設の更新計画をたて、水道施設の改修整備を行います。
- 地震・台風等の災害や停電の非常時でも、水道施設への被害を最小限に抑えるための整備を老朽施設更新時に行います。
- 非常時の断水による住民への影響を最小限に抑えるために、適切な応急措置及び迅速な復旧を行える体制整備を行います。
- 漏水調査を毎年実施し、漏水箇所の早期発見、修繕することにより漏水防止に努めます。

② 水質の監視

- 本町は、沖縄県企業局の西原浄水場、石川浄水場の2系統から浄水された安心で安全な水を受水し、住民へ供給しています。水質検査については、水質検査計画に基づき町内6箇所の末端給水栓より毎日採取し、水温・残留塩素濃度・色・濁りについて検査を行うとともに、定期的に法令に基づく水質検査を行う

ことにより水質事故の防止に努めます。

【施策の体系】



【参考データ】

水質検査項目

毎日検査	4項目	水温・残留塩素濃度・色・濁り
定期検査	50項目	一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・硬度・味 pH値・臭気・色度・濁度 等

(6) 下水道

現状と課題

- 公共下水道事業は、快適な生活環境の確保をはじめとして浸水の防除や公共用水域の水質保全を図る重要な役割を担っています。
- マリントウン埋立地内に完成した沖縄県中城湾南部流域下水道（西原処理分区）の西原浄化センターが、平成14年4月に供用開始され、同年6月に与那原町公共下水道が一部供用開始されました。
- 平成21年度末の公共下水道の整備状況は、整備率で53.6%、人口普及率で52.3%となっており、公共下水道の整備完了は平成30年度予定となっています。
- 平成22年3月末の供用開始区域内での接続率（水洗化率）は、58.2%と低迷していることから、接続率向上のために、今後の整備計画を住民へ周知するとともに、下水道の役割を理解してもらう必要があります。
- 本町の特産品である「ヒジキ」の生育環境を保全するためにも、河川や海浜の水質保全は最重要課題です。
- 本町は、丘陵地から狭い平地部を経て、中城湾に面するという地形条件にあるため、雨水は国道を横断する数本の排水路により中城湾に流れています。
- 流域が小さく比較的勾配があるため、町全体として浸水被害は少ないものの、上与那原地内の県道糸満与那原線沿いでは、集中豪雨や台風時の大雨により一部浸水が発生する箇所があり、排水能力の増強が必要です。

施策の方向

【基本方針】

住民の生活環境を改善し、海や河川、水路の水質汚染を防止するとともに、本町の特産品であるヒジキの生育環境の保全等の観点から、公共下水道の整備促進が望まれます。すべての住民が健康的で快適な生活を送れるように、計画的な公共下水道の整備に取り組みます。

【施策の概要】

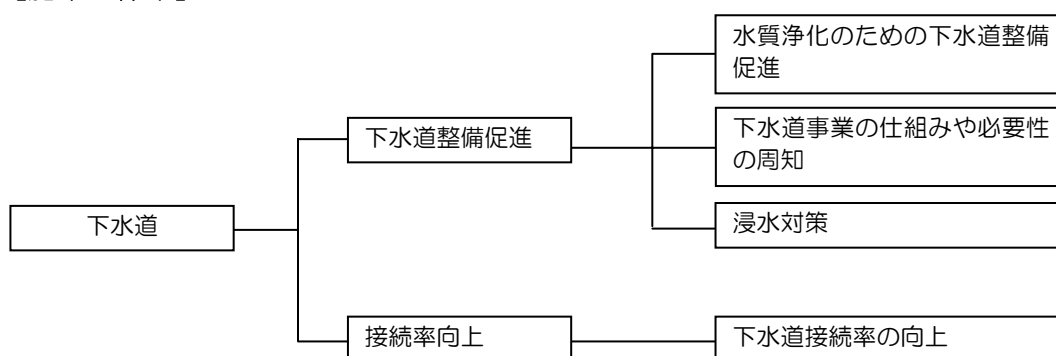
① 下水道の整備促進

- 親水性のある護岸や水路整備の進捗に併せ、住民が快適に水と親しめる空間を確保するために下水道整備を促進し、海や水路への生活排水の流出を防ぎ、水質浄化に努めます。
- 下水道中期ビジョンを早期に策定し、下水道事業の仕組みや必要性及び整備目標を住民に理解してもらうために説明会等で周知を図ります。
- 近年の降雨状況の激化により、局地的な大雨が頻発しています。浸水発生地域については、浸水から住民やまちを守りため下水道事業により解消を図ります。

② 接続率の向上

- 戸別訪問を継続的に実施する事により、下水道接続への住民理解を醸成し、接続工事資金の金融機関への融資あっせん制度及び利子の役場負担制度の周知を図ります。
- 下水道への未接続の理由などを個別具体的に把握し、その要因に応じた適切な指導や助言を行うとともに、接続に対する住民のニーズの把握に努めます。
- 下水道整備予定、供用開始予定時期などの説明会を開催し、さまざまな課題に対して気軽に相談できる支援体制を充実させることにより、接続率の向上に努めます。

【施策の体系】



【参考データ】

公共下水道整備状況

	行政人口	計画区域		認可面積	供用開始面積		面積整備率※1	人口普及率※2	使用人口	水洗化率※3
		面積	計画人口		面積	使用可能人数				
与那原町	16,265	294	16,265	278	158	8,513	53.6	52.3	4,953	58.2
中城湾南部流域	108,631	1,631	75,739	1,393	639	30,297	39.2	27.9	13,989	46.2
沖縄県	1,406,176	26,083	1,161,090	23,474	18,121	927,683	69.5	66.0	818,159	88.2

資料：「平成22年度下水道のあらまし」（平成22年3月末現在）

※1：面積整備率＝計画面積に対する供用開始面積の比

※2：人口普及率＝行政人口に対する使用可能人口の比

※3：接続率（水洗化率）＝使用可能人口に対する使用人口の比

(7) 都市計画

現状と課題

- 本町は、那覇市、糸満市、豊見城市、浦添市、宜野湾市、西原町、北中城村、中城村、南風原町、八重瀬町が一体となって、整備、開発または、保全をおこなうべき地域として、那覇広域都市計画区域に含まれています。
- 市街化を促進すべき地域としての市街化区域と、当面市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域が昭和49年に制定されています。市街化区域については、面積約266haと本町域の約55%を占めています。
- 与那原町都市計画マスタープランは、社会情勢や本町の現状・課題などから、見直しが必要です。
- 公園や緑地は、地域住民にとって「潤い」と「やすらぎ」をもたらす身近なレクリエーションや自然とのふれあいの場であるとともに、美しく快適な空間の形成にも大きな役割を担っています。
- 公園の整備状況をみると、街区公園は7カ所(1.27ha)、近隣公園は2カ所(3.42ha)、地区公園は与那古浜公園の1カ所(4.16ha)、その他御殿山青少年広場(1.09ha)が整備済です。
- 町民一人あたりの公園面積が6.21㎡と那覇広域都市計画区域平均の6.65㎡/人(平成22.3)を下回っている状況にあります。
- 本町の既存市街地は、住宅が密集し全体的に緑が少ない町並みとなっているため、良好で多様な景観形成が望まれます。

施策の方向

【基本方針】

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ります。また、都市基盤の基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、均衡ある町域の形成に取り組みます。

【施策の概要】

- ① 都市計画マスタープランの策定
 - まちづくりの基本となる都市計画マスタープランを策定します。
- ② 地域の特徴を活かした土地利用
 - 良好な市街地を形成し、住環境の向上に努めます。
 - 賑わいのある商業地の形成を図るとともに、近接する住宅地との調和に努めます。
 - 運玉森、雨乞森など斜面緑地については、本町の貴重な自然環境として保全に取り組みます。

- ウォーターフロント（海岸通の土地、水辺）の特性を活かし、親水空間の確保を図るとともに、水路や海岸の利活用を促進します。

③ 公園等の整備

- 既存の街区公園、近隣公園については、適正な維持管理に努めるとともに、利活用の促進を図り、また新たに整備された地区公園である与那古浜公園については、朝日を眺められる公園として、イベントやレクリエーション活動等の拠点とします。
- 運玉森については、遊歩道の整備や展望台の設置等について検討します。



④ 良好なまちなみの形成

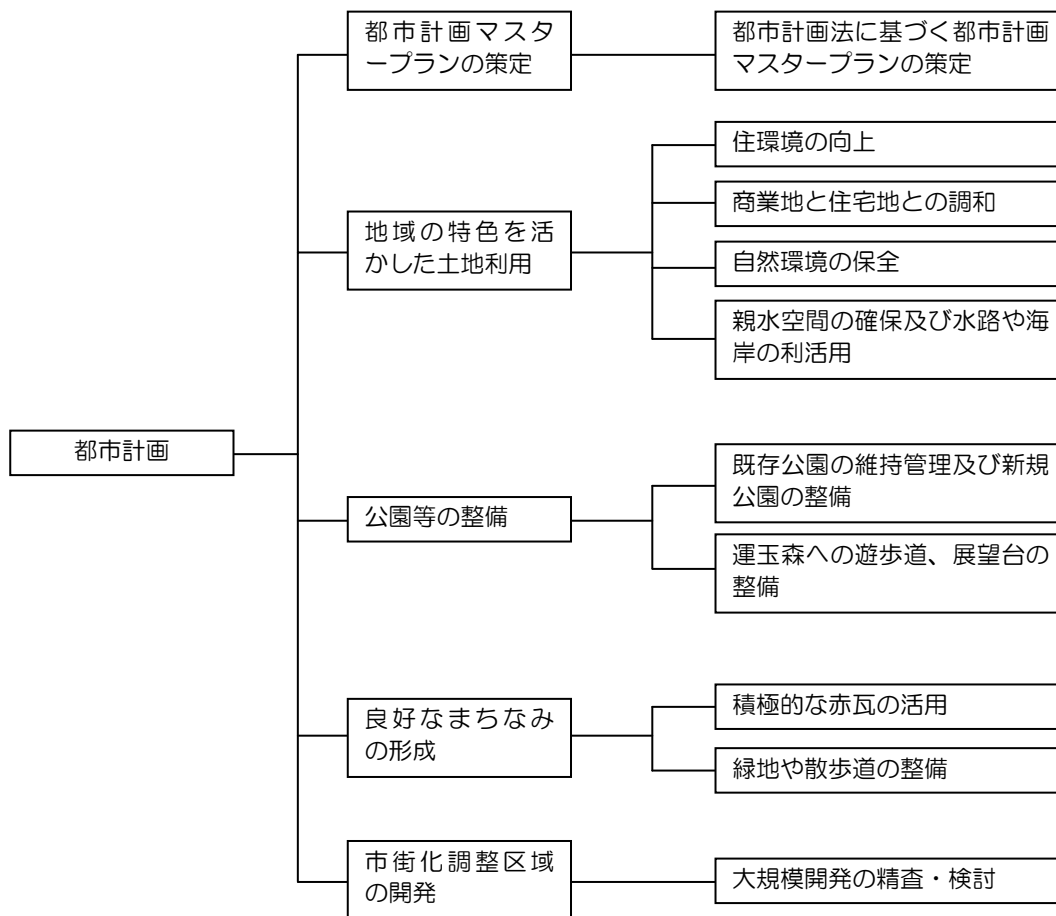
- 建築物への積極的な赤瓦などの活用を促進します。
- 水路やマリーナの景観を眺めながら、休憩や散策ができる緑地や散歩道の整備を図ります。

⑤ 市街化調整区域の開発

- 市街化調整区域の大規模開発については、関連法令、条例等との照合、関係部局との綿密な協議、調整のもと、慎重に精査・検討を行います。



【施策の体系】



【参考データ】

都市計画法による区域区分

(単位：ha)

	都市計画区域		市街化区域 面積	市街化調整 区域面積
	最終決定年月日	面積		
那覇市	S47. 4. 11	3,870.0	3,218.0	652.0
宜野湾市	〃	1,968.0	1,335.0	633.0
浦添市	〃	1,909.0	1,455.0	454.0
糸満市	〃	4,663.0	811.0	3,852.0
北中城村	〃	1,153.0	214.0	939.0
中城村	〃	1,546.0	126.0	1,420.0
西原町	〃	1,584.0	615.0	969.0
豊見城市	〃	1,944.0	589.0	1,355.0
八重瀬町(旧東風平町)	〃	1,479.0	135.0	1,344.0
南城市(旧佐敷町)	〃	1,060.0	76.0	984.0
与那原町	〃	481.0	266.0	215.0
南城市(旧大里村)	〃	1,235.0	6.0	1,229.0
南風原町	〃	1,072.0	397.0	675.0
那覇広域計	S47. 4. 11	23,964.0	9,243.0	14,721.0

資料：「平成17年国勢調査報告」、「平成17年度沖縄県土木建築部要覧」

■与那原町における都市公園

種別	公園名	計画決定		供用開始	
		決定年月日	面積 (ha)	開始年月日	面積 (ha)
街区公園	港街区公園	(S54.2.23)	0.11	S55. 3.12	0.11
街区公園	板良敷街区公園	(S56.12.11)	0.23	S58. 4.15	0.23
街区公園	浜田児童公園	(S58.11.22)	0.10	S60. 4.30	0.10
街区公園	ゆうゆう公園			H13.3.12	0.22
街区公園	当添公園	(H14.4.23)	0.10	H15.12.24	0.10
街区公園	東浜シーサー公園	(H16.3.24)	0.25	H18.3.31	0.25
街区公園	東浜きゅうりゅう公園	(H14.4.23)	0.26	H16.3.30	0.26
近隣公園	上の森公園	(S52.7.28)	1.63	S57. 4.30	1.63
近隣公園	与原公園	(S54.5.21)	1.70	S59.4.28	1.79
地区公園	与那古浜公園	(H17.3.31)	4.16	H22.3.14	4.16
広場	御殿山青少年広場			S56.4.1	1.09
計			8.54		9.94

資料：沖縄県の都市公園（平成21年度）

ひとりあたりの公園面積 (m ² /人)	与那原町	6.21
	沖縄県	10.66

安心・安全で環境にやさしいまちづくり

防犯・交通安全対策

消防・救急

防災

ごみ対策

自然環境

環境対策

斎場・墓地

し尿処理

住宅政策

5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり

(1) 防犯・交通安全対策

現状と課題

- 地域の協力のもと、「子ども110番の家」を設置し子どもたちを犯罪から守る取り組みをしています。
- 通学路安全マップを作成し、危険個所の周知を図っています。
- 防犯灯の少ない生活道路があることから、防犯の問題も懸念されます。
- 小中学校において防犯標語の募集を行い、児童や生徒の防犯に対する意識の高揚を図っています。
- 地域でのスクールガードや小学校での交通安全教室に取り組んでいます。
- 朝夕に生活道路でスピードを出して通過する車輛が多くみられます。
- 住民に身近な生活道路が狭いため歩行者と自動車とが錯綜する箇所があり、その対策が求められています。
- 狭い生活道路に路上駐車が多く、その対策が求められています。

施策の方向

【基本方針】

住民が自ら地域の安全面や防犯面について積極的に取り組むことによって、町全体の安全なまちづくりを進めていきます。

交通事故を防止し、交通災害のない安全なまちづくりに必要な交通安全施設整備を進めるとともに、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

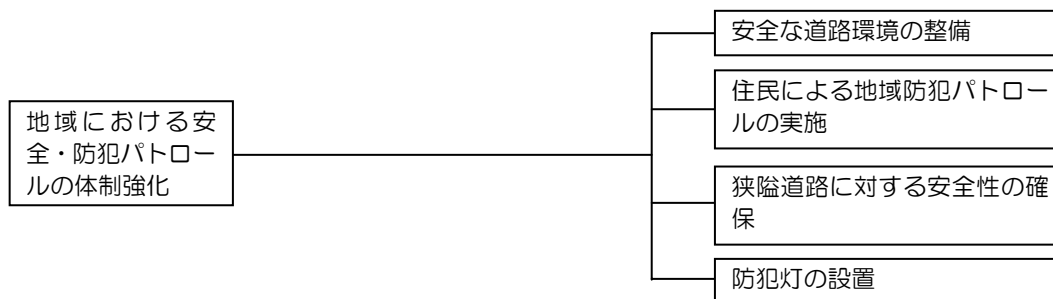
【施策の概要】

- 町防犯協会、住民と警察が連携し防犯パトロールを行い、安心して安全な環境づくりに取り組んでいきます。
- 地域からの防犯灯設置要望については今後も調査し、継続的に設置していきます。
- 住民に路上駐車危険性の周知を図り、路上駐車を無くし安全な交通環境を整えていきます。
- 幅員の狭い道路では、時間帯により自動車の通行を規制するなど、安全性の確保について検討します。
- 関連機関と連携し、交通安全施設整備の拡充を図ります。



第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

【施策の概要】



【参考データ】

■交通事故発生状況

	発生件数			
	死亡	重傷	軽傷	合計
平成17年度	1	7	73	81
平成18年度	—	13	86	99
平成19年度	—	7	87	94
平成20年度	—	17	83	100
平成21年度	—	13	71	84

(与那原警察署)

(2) 消防・救急

現状と課題

- 与那原町、南風原町、西原町の3町により東部消防組合が組織されており、消防・救急活動を実施しています。
- 町内には消防車が入れないような狭隘道路も多くあり、消防、救急活動に支障を来す恐れがあります。
- 公共施設へのAEDの設置を行っています。
- 緊急災害時に地域で共に助け合う意識が薄れてきており、地域の安心・安全のため自主防災組織の拡充が求められています。
- AEDが未設置となっている公共施設への早期設置が求められています。

施策の方針

【基本方針】

住民自らの生命と財産を守るため、消防・救急に対する町民意識の向上を図ります。複雑多様化する消防・救急活動に対応できる自主防災組織の拡充を図ります。

【施策の概要】

- 自主防災の組織率の拡充を図り、定期的に防災訓練を実施するなど、地域で火災時や救急時に対応できる人材の育成を図ります。
- 火災に強いまちづくりを図るため、狭隘道路の拡幅や一時避難場所の確保等に努めます。
- 災害時や急患などに際して、適切な判断により対応できるよう講習会等を開催し、応急手当などの知識の普及を図ります。

【施策の概要】



第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

【参考データ】

■火災発生状況

区分	発生件数（件）	災害見積額（千円）
平成17年度	15	20,775
平成18年度	16	52,483
平成19年度	49	17,567
平成20年度	36	17,345
平成21年度	28	7,376

資料：東部消防組合

■救急活動状況

区分	出動件数（件）	搬送人員（人）
平成17年度	545	518
平成18年度	564	546
平成19年度	578	558
平成20年度	616	562
平成21年度	572	543

資料：東部消防組合

(3) 防災

1) 防災計画の周知、防災に関する人材の育成

現状と課題

- 町では、「与那原町地域防災計画」が策定されており、災害時の対応が示されています。
- 災害時の避難場所や避難経路を確認しておくことは、住民にとって重要なことから、全世帯へ「防災マップ」を配布しています。
- 過去の大規模災害においても、共に助け合う活動により多くの人命が救われたことから、地域における自主防災の重要性が再認識されています。
- 災害時に地域において、主体的に活動する自主防災組織の結成が求められています。
- 町の上空を通過する軍用機が多く、騒音による被害をもたらすだけでなく、軍用機事故による危険性も否定できません。
- 安全・安心のまちづくりの観点から、町の上空を通過する軍用機事故による危険性の除去が求められています。

施策の方針

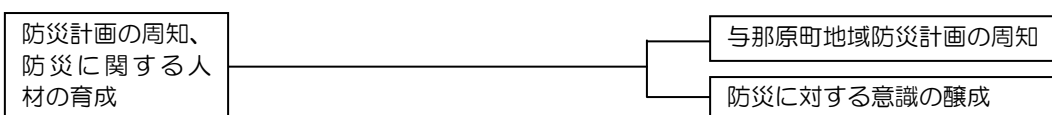
【基本方針】

自主防災組織の拡充や防災知識の普及・防災訓練の実施に努め、災害時に地域自らが行動し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

【施策の概要】

- 災害時における避難場所や避難経路を住民一人ひとりが認識できるよう、防災マップ等による住民への周知を図ります。
- 各地域において防災訓練を行い、住民の防災に対する意識の醸成を図ります。
- 自主防災組織の拡充強化を図ります。
- 町の上空を通過する軍用機の飛来回数の軽減や回避が図られるよう関係機関と連携していきます。

【施策の概要】



(4) ごみ対策

現状と課題

- 家庭や事業所のごみ収集において、5種分別を実施し、焼却ごみの排出量の抑制やごみ処理施設の負担軽減を図るとともに、リサイクル資源の分別回収に取り組んでいます。
- ごみの分別や排出抑制、処理施設の整備、生活排水処理全般に関する基本方針については、「与那原町一般廃棄物処理基本計画」の中で定めています。
- 家庭や事業所より収集されたごみは、東部清掃施設組合において中間処理がおこなわれており、もえるごみは焼却処理、もやさないごみについては破碎や圧縮処理をおこなっています。
- 最終処分については、焼却残さ、破碎や圧縮処理後の残さ、粗大ごみ及び危険ごみを外部へ委託処理していますが、自区内処理方式への転換を求められています。

施策の方向

【基本方針】

循環型社会の構築を目指し、家庭や地域において、ごみの分別を徹底するとともに、引き続き生ごみ処理機の導入に支援を行い、ごみの減量化や排出量の抑制に取り組めます。

【施策の概要】

① 最終処分場の整備

- 最終処分場については、関係する市町で積極的に協議をおこない、広域的な施設整備を進めます。

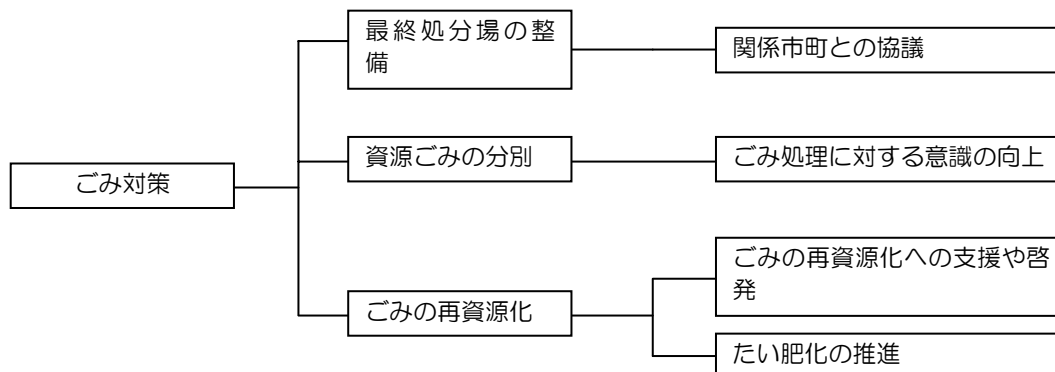
② 資源ごみの分別

- 家庭や事業者に対して、ごみ処理意識の向上と排出抑制方法・分別方法等の普及に努めます。

③ ごみの再資源化

- 廃油の再利用など、ごみの再資源化の取り組み支援や啓発に取り組めます。
- 生ごみ処理機の導入に対する助成を継続し、生ごみのたい肥化の推進を図ります。

【施策の体系】



【参考データ】

本町の東部清掃施設組合へのごみ処理状況

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	搬入台数 (台)	搬入数量 (t)	搬入台数 (台)	搬入数量 (t)	搬入台数 (台)	搬入数量 (t)	搬入台数 (台)	搬入数量 (t)	搬入台数 (台)	搬入数量 (t)
委託業者(※1)	2,311	2,672	2,280	2,675	2,217	2,669	2,135	2,554	2,271	2,644
許可業者(※2)	1,979	1,554	1,798	1,498	1,509	1,393	1,867	1,386	2,235	1,495
一般持込(※3)	406	67	389	59	426	51	438	50	389	51
合計	4,696	4,293	4,467	4,232	4,152	4,113	4,440	3,990	4,895	4,190

資料：平成21年度 東部清掃施設組合 組合概要

※1 家庭ごみからのごみを収集する業者

※2 事業者からのごみを収集する業者

※3 住民や事業者が直接搬入するごみ

(5) 自然環境

現状と課題

- 本町は、北西にそびえる運玉森（158m）、東南の雨乞森（133m）にいだかれ、東に中城湾を望む豊かな自然環境に恵まれています。
- 緑地や海岸など貴重な自然環境においては、住民参加の環境美化活動などが行われています。
- 貴重な自然環境の保全を図るとともに、河川や海岸の護岸整備などにおいては、親水性の確保や自然環境に配慮した整備が求められています。

施策の方向

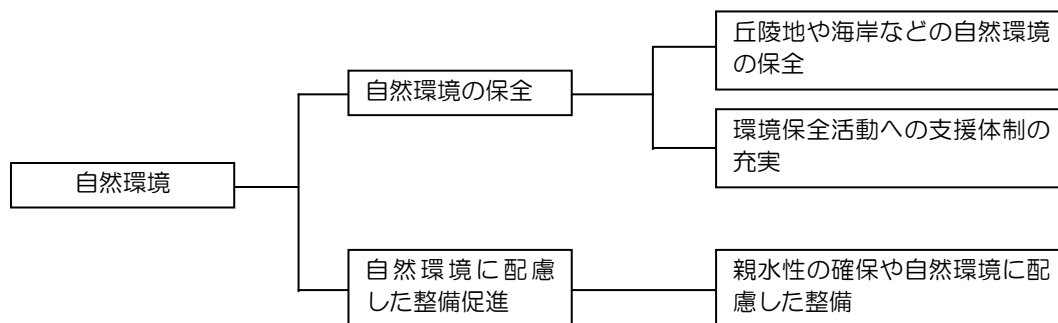
【基本方針】

自然環境の保全と再生に向けて住民による清掃活動を積極的に行うとともに、住民活動を支援する体制づくりを確立し、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目指します。また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、自然環境に配慮した施設整備を行います。

【施策の概要】

- ① 自然環境の保全
 - 雨乞森、運玉森の丘陵地や海岸等、貴重な自然環境の保全に取り組みます。
 - 海岸などの環境保全活動を行う住民に対する支援体制の充実を図ります。
- ② 自然環境に配慮した整備促進
 - 護岸整備については親水性の確保や自然環境に配慮した整備を促進します。

【施策の概要】



(6) 環境対策

現状と課題

- 環境対策は、地球温暖化など地球規模のものから、廃棄物の不法投棄など身近な問題まで、多岐に渡ります。
- 本町は「京都議定書目標達成計画」に基づき、「与那原町地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス削減に取り組んでいます。
- 本町は、国道329号、国道331号など交通の要衝となっており、交通渋滞により二酸化炭素や二酸化窒素などの排出量が多い状況にあります。
- 省エネルギーの推進や、自然エネルギーの活用、自動車交通からの転換などの、温室効果ガス排出削減に向けた総合的な取り組みが望まれます。
- 住民や事業者及び行政の協働により、一人ひとりの環境問題に対する意識の向上が求められます。
- 犬猫の糞尿被害や徘徊犬などの問題については、飼い主のモラル向上が求められます。

施策の方向

【基本方針】

環境に配慮した生活スタイルを確立するため、徒歩や自転車利用、公共交通の利用率向上、ノーマイカーデー設定等の積極的な導入により、CO₂排出の削減を目指した社会環境の整備を図ります。また、公共施設や家庭において節電化や節水化などを積極的に行うことや、愛玩動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を図ることで、環境への意識向上を促進します。

【施策の概要】

- ① 自然エネルギーの活用と省エネルギー化の奨励
 - 公共施設や民間建築物に対して、太陽光発電等自然エネルギー機器の設置、断熱材やLED導入などを奨励し省エネルギー化に取り組めます。
- ② 公共交通・自転車交通などの利用促進
 - 自家用車等から公共交通への転換を図るため、新たな公共交通システムの導入に取り組めます。
 - 自転車利用に配慮した道路整備を図り、環境に優しい自転車利用の普及に努めます。
- ③ 温室効果ガス排出抑制
 - 地産地消によりフードマイレージ(※8)削減を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

第4次与那原町総合計画 基本計画

Ⅲ 施策の方向

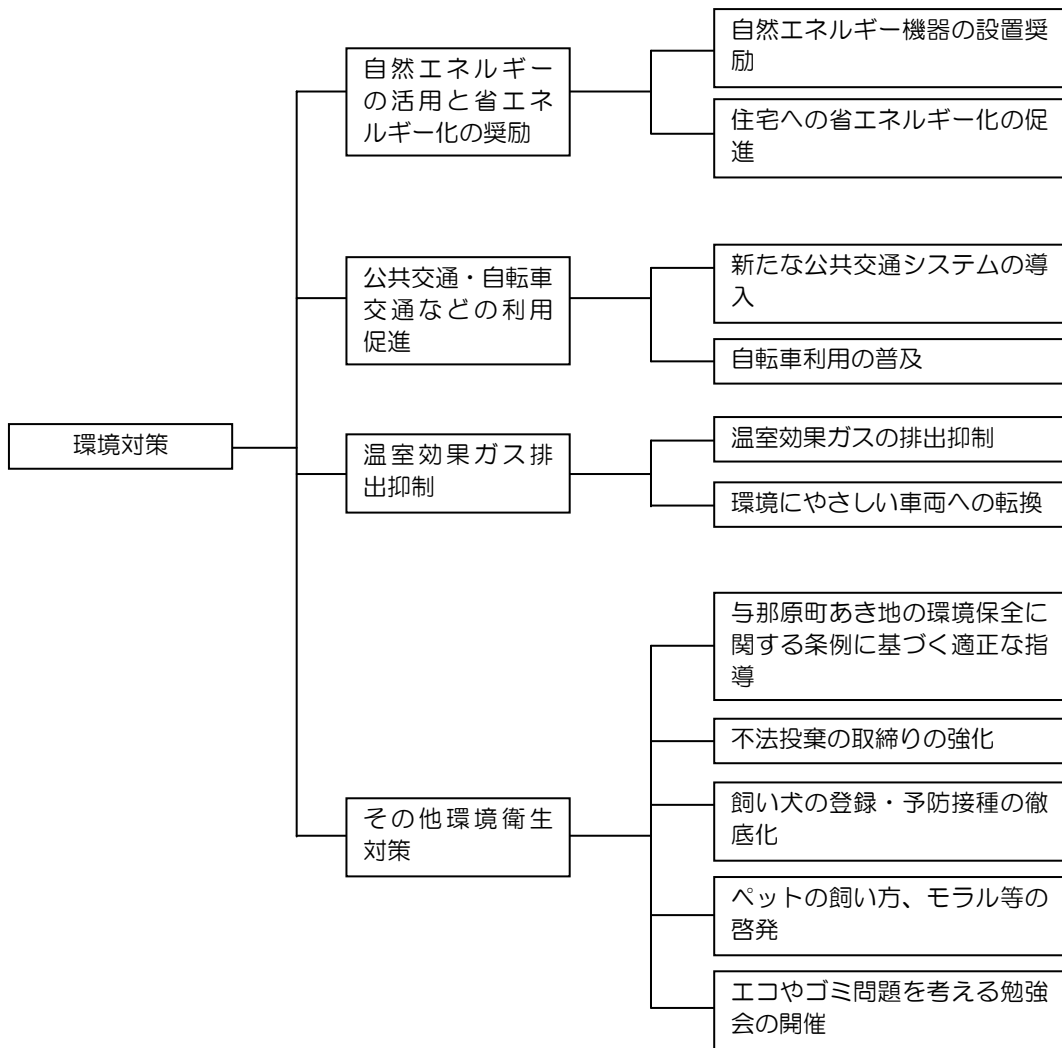
(※8 食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握し、食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が地球環境に与える負荷を指標化したもの)

- 公用車については、環境にやさしい車輛への転換を図り、温室効果ガスの排出を抑制します。

④ その他環境衛生対策

- 「与那原町あき地の環境保全に関する条例」に基づき、管理者に対して適正な維持管理を指導し、火災・犯罪等の発生を防止することにより、良好な生活環境の保持に取り組みます。
- 不法投棄の防止の取り組みについては、関係機関と連携し、パトロールを強化します。
- 「与那原町飼い犬条例」に基づき、飼い犬登録の徹底と正しい飼養方法を指導し、犬による人畜に対する危害の防止に取り組みます。
- 動物愛護団体など関係機関と連携し、ペットの飼い方、モラル等について情報提供や啓発を行います。
- 地域において親子でエコやゴミ問題を考える勉強会を開催し、環境活動を支援できるリーダーの育成に取り組みます。

【施策の概要】



(7) 斎場・墓地

現状と課題

- 本町やその近隣にも斎場がないため、浦添市や豊見城市にある斎場を利用しています。
- 公的斎場については、町民の要望に対応できる施設の建設を、隣接市町と共同で広域的視点からその整備を促進し、町民の利用の円滑化と負担の軽減を図る必要があります。
- 本町においては墓地が点在し、町内在住者による墓地申請のみでなく、町外からの申請もあります。
- 「与那原町墓地基本整備計画」に基づき、適切な行政指導を行なう必要があります。

施策の方向

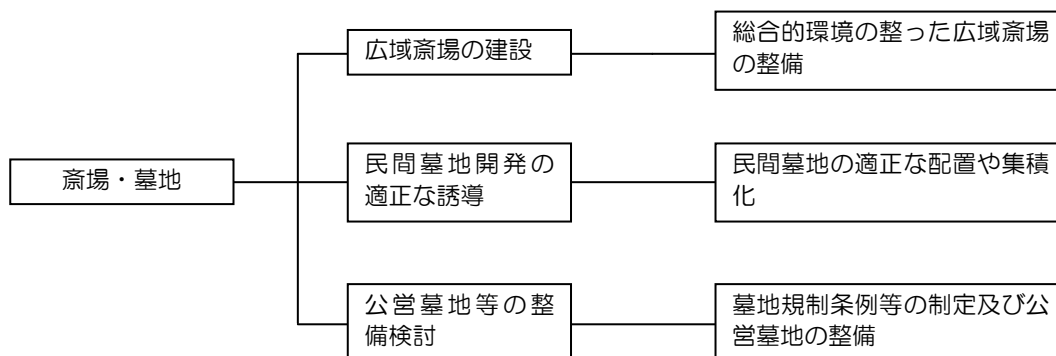
【基本方針】

斎場については、構成する自治体と協力して、近代的設備や駐車場等総合的環境の整った広域斎場の建設に取り組みます。また、墓地については、墓地の適正な配置や集積化に取り組みます。

【施策の概要】

- ① 広域斎場の建設
 - 斎場については、構成する自治体と協力して、近代的設備や駐車場等総合的環境の整った広域斎場を建設します。
- ② 民間墓地開発の適正な誘導
 - 民間墓地開発については、「与那原町墓地基本整備計画」に基づき、適正な配置や集積化に取り組みます。
- ③ 公営墓地等の整備検討
 - 墓地については、墓地規制条例等の策定や公営墓地の整備について検討します。

【施策の体系】



(8) し尿処理

現状と課題

- 本町のし尿処理の状況は、単独浄化槽や合併浄化槽による処理のほか、くみ取りによるし尿処理が一部残っています。
- 浄化槽については、適正な維持管理が必要ですが、清掃や保守点検が不十分なものがあ、河川や海域の水質悪化の一因となっています。
- し尿処理場については、施設の老朽化などにより建替えが必要です。

施策の方向

【基本方針】

老朽化が著しい、し尿処理場については、組合を構成する自治体と協力し、早期の建設に着手し供用開始を目指します。また下水道整備地域における汲み取り便所及び単独・合併浄化槽については、速やかに下水道へ接続することを進めます。

【施策の概要】

- し尿処理場については、組合を構成する自治体と協力し、早期の建替えを目指します。
- 下水道未整備区域においては、供用開始までの間、合併浄化槽による処理を推奨します。
- 浄化槽使用者に対しては、浄化槽の清掃、保守点検及び法定検査の履行について、保健所との連携により徹底指導に取り組みます。

【施策の体系】



【参考データ】

本町の東部清掃施設組合へのし尿処理状況

し尿処理 人口 (人)	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	くみ取り 便所人口	単独・合併 浄化槽人口	くみ取り 便所人口	単独・合併 浄化槽人口	くみ取り 便所人口	単独・合併 浄化槽人口	くみ取り 便所人口	単独・合併 浄化槽人口	くみ取り 便所人口	単独・合併 浄化槽人口
	590	12,238	581	12,216	402	11,734	375	11,337	354	10,958
合計(人)	12,828		12,797		12,136		11,712		11,312	
搬入数量(kl)	2,519.3		2,300.9		2,495.0		2,410.4		2,091.6	

資料：平成21年度 東部清掃施設組合 組合概要

(9) 住宅政策

現状と課題

- 本町における公営住宅は、江口団地、阿知利団地の町営住宅が5棟108戸、県営与那原第2団地1棟53戸があり、建替え予定の県営須利原団地、県営与那原団地3棟190戸となっています。
- 沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく高齢者や障がい者にやさしい福祉社会の実現に向けて、住宅整備に関しては、公営住宅の環境整備、個人住宅の整備支援等が考えられます。
- 低所得者や、高齢者、罹災者など多様な住宅困窮者に対するセイフティーネットとして住宅の確保に努めることが望まれます。
- 町営住宅については、適切な維持管理により、長寿命化を図る必要があります。

施策の方向

【基本方針】

町営住宅については、住宅困窮者に対して、優先的な入居を図ります。また町営住宅の点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努めます。民間住宅については、高齢者や障がい者等に配慮した住環境整備を支援します。

【施策の概要】

- 町営住宅については、低所得者、高齢者や障がい者など、その他住宅困窮者に対して、優先的な入居を図ります。
- 民間住宅については、住宅改造やリフォーム等の情報提供や相談窓口など、高齢者や障がい者等に配慮した住環境整備を支援します。
- 「与那原町営住宅長寿命化計画」を策定し、これに基づく建物の長寿命化に努めます。

【施策の体系】



第4次与那原町総合計画 基本計画
Ⅲ 施策の方向

【参考データ】

■公営住宅の概要

	建設年度	戸数	備考
町営江口団地 A	H17	12	
B	〃	18	
C	〃	16	
D	〃	26	
町営阿知利団地	H21	36	
県営須利原団地			平成24年度5月完成予定
県営与那原団地	S50	48	平成25年度5月完成予定
	〃	72	平成26年度3月完成予定
県営与那原第2団地	H2	53	

誇れる産業で活気あふれるまちづくり

農業及び農業基盤

水産業

工業

商業及び中心市街地活性化

観光

6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

(1) 農業及び農業基盤

現状と課題

- 社会構造の変化により農用地の荒廃と減少、遊休地の増加、農業従事者の減少と高齢化、および後継者不足等多くの問題がでています。
- 平成 21 年現在、本町総面積 502ha のうち、農業振興地域は 236ha で、そのうち農用地は 59ha となっています。
- 本町の農業の状況は、平成 21 年現在、農家数 70 戸のうち販売農家数 29 戸、自給的農家 41 戸、耕地面積 15ha となっており、農家数、経営耕地面積の減少傾向にあります。
- 本町の農業は、さとうきび栽培とインゲン及びゴーヤーを主体とした野菜栽培、マンゴー等を中心とした果樹栽培、キクを中心とした花卉栽培、が営まれています。
- 農業経営に関しては、農用地の集約化・労働力の省力化を図り、より効率的な農業経営への体質改善が必要です。
- 農地面積が小さく、経営規模も小規模であるという本町の農業形態を補うため、特産品の開発や地域ブランド化が求められています。

施策の方向

【基本方針】

農用地の利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地の保全計画及び規模拡大などの農業振興方向を定め、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。また、農用地の保全や遊休地の活用、農業後継者や新規就農者の育成などを図るとともに特産品の開発やブランド化を推奨し、地元食材の積極的な活用により、地産地消を進めます。

【施策の概要】

① 農用地の保全

- 「与那原町農業振興地域整備計画」に基づき、農用地の保全、無秩序な開発による農用地の減少の防止を図るとともに、地域に即した農業振興を展開していきます。

② 農業の近代化・高度化の促進

- 経営近代化を図るため、農業経営基盤強化促進事業や農地利用集積円滑化事業の活用を進めます。
- JAや農業委員会と連携し、営農指導や補助金等の支援充実により、農業の高度化を促進します。

第4次与那原町総合計画 基本計画

Ⅲ 施策の方向

③ 特産品の創出とブランド化の促進

- 地域生産者やJAなどと連携し、付加価値を図れる農作物への転換や、ブランド化に取り組みます。
- 収穫体験等イベントの実施など、情報発信力を高めるとともに、直売店等との協力により、販路の拡大に取り組みます。

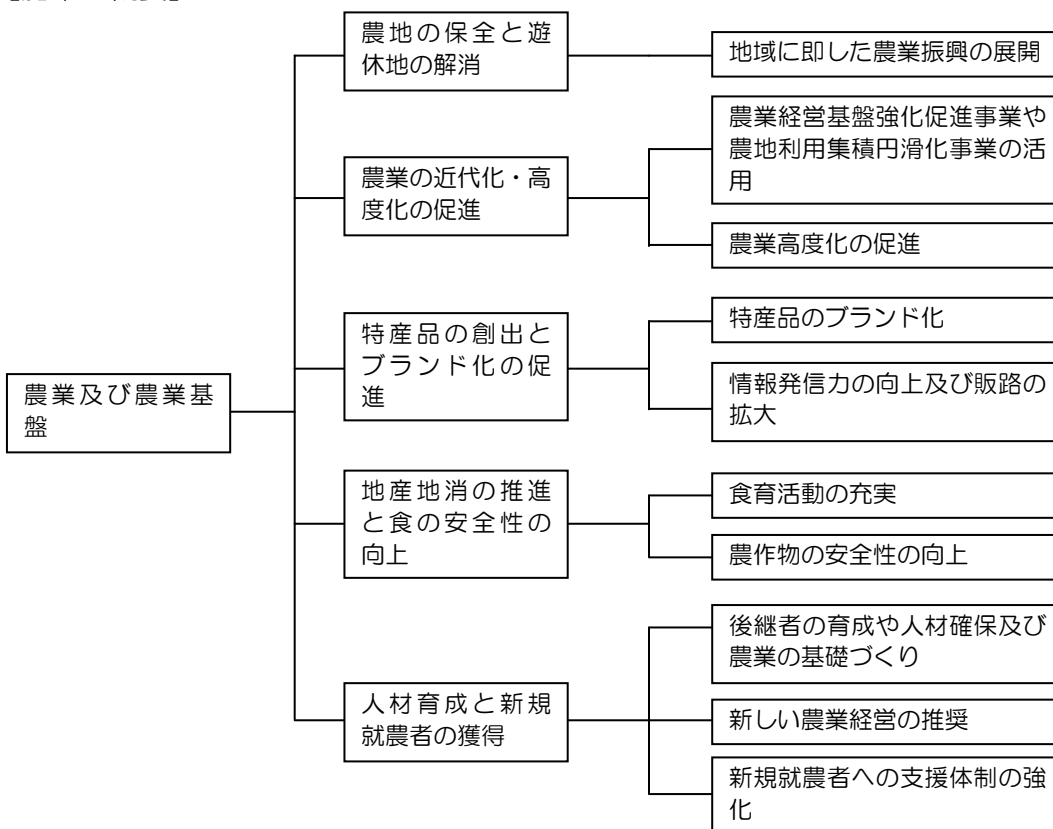
④ 地産地消の推進と食の安全性の向上

- 給食などにおける地元食材の積極的活用を図るとともに、学校における食育活動を充実させます。
- 有機農業など環境にやさしい農業を推進するとともに、農作物の安全性の向上に努めます。

⑤ 人材育成と新規就農者の獲得

- 後継者の育成や人材確保を図るとともに、技術の指導、提供を図り、本町農業の基礎づくりに努めます。
- 新規就農者の育成に向けて、新しい農業経営（有機無農薬栽培、直売店との連携による農産物生産、特産品の開発等）を推奨します。
- 新規就農者へ遊休地の貸付など、斡旋を行い、支援体制を強化します。

【施策の概要】



【参考データ】

■農業活性化の推移

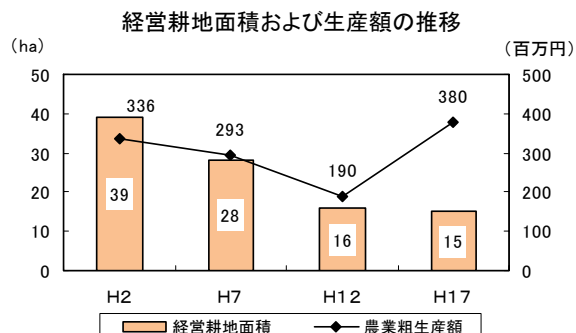
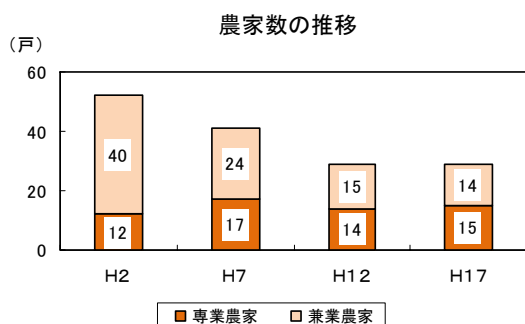
単位：戸、ha、ha/戸、百万円

	S55	S60	H2	H7	H12	H17
専業農家	23	26	12	17	14	15
兼業農家	166	160	40	24	15	14
第一種兼業農家	30	21	11	11	9	5
第二種兼業農家	136	139	29	13	6	9
合計	189	186	52	41	29	29
経営耕地面積	66	56	39	28	16	15
一戸当り経営耕地面積	0	0	0.8	0.7	0.6	0.5
農業粗生産額	375	357	336	293	190	450

資料：「農業関係統計」「沖縄統計年鑑」

※販売農家数のみ記載

※平成17年度の農業粗生産額は未発表のため平成16年度のデータを記載



(2) 水産業

現状と課題

- 本町の水産業は、古くから良好な漁場である中城湾を中心とした漁業が営まれており、当添漁港を中心に沖合・沿岸漁業や本町の特産品であるヒジキ収穫がおこなわれています。
- 平成21年度における総水揚量は369トンで、ヒジキの収穫量が42.7トンとなっています。
- 漁業経営形態としては小規模な経営体が多く、漁業従事者も家族を中心とした形態となっています。
- 漁業組合の構成形態として、組合員数は正組合員数25名、準組合員数131名、計156名となっています。
- ヒジキは県内外において需要が高く、自生地が限られているため、沖縄県水産試験場や漁業協同組合でも移植を試験的におこなっています。
- 漁獲高は、沖合・沿岸漁業とも年次変動が著しく、漁業経営を不安定なものにしており、こうした経営の不安定さが、漁業に対する将来展望の低下と、各経営体の近代化への投資意欲を阻害する要因にもなっています。
- 近年の漁業環境は、漁場資源の減少、魚価の低迷等により、若年者の漁業後継者や新規就業者が少なく、依然として厳しい状況にあることから、後継者を育成し、本町漁業の振興を図っていく必要があります。
- 本町の代表的な特産品であるヒジキについては、安定的な生産や品質向上を図り、二次加工品の開発やブランド化を促進することが望まれます。

施策の方向

【基本方針】

漁業の活性化を図るため、環境保全に取り組むとともに浮漁礁や漁業の整備・維持管理に努めます。本町の特産品のひじきについては、新たなメニュー開発、地産地消の推進、消費拡大のためのブランド化に取り組めます。また、安定した漁業経営の確立に向けた体質改善を図り、人材確保や後継者育成に取り組めます。

【施策の概要】

- ① 漁場の維持と漁業環境整備
 - 漁場を維持保全するため、住民と連携した海岸の環境美化活動や下水道接続の促進などに取り組めます。
 - 漁業関連施設については浮漁礁や水産加工場の拡充を図り、組合員の生産意欲の向上、水揚げ増大を目指し、事業収益の拡大に取り組めます。

② 資源の安定確保とブランド化の推進

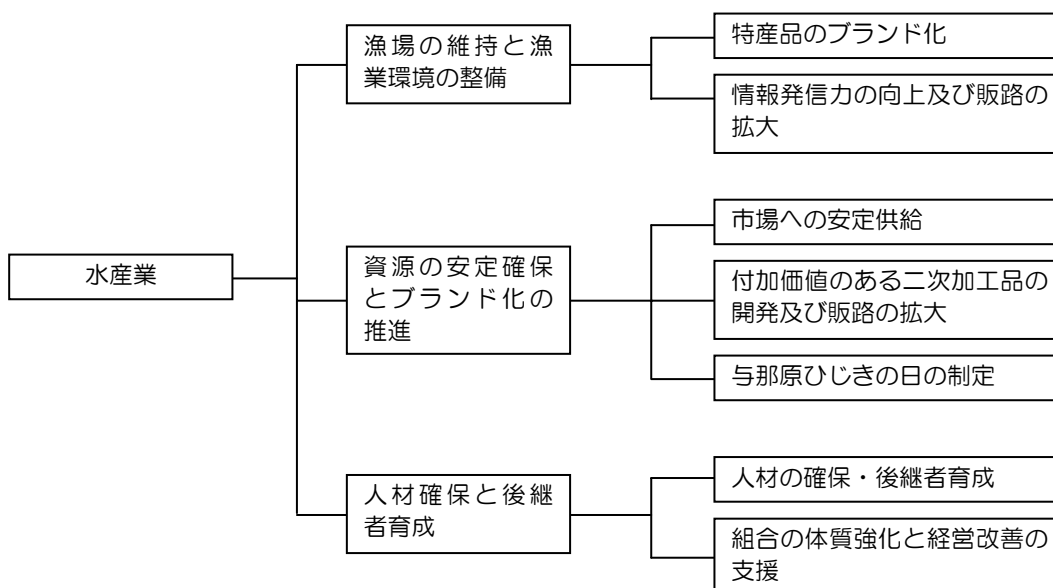
- 漁場の保全により、安定的な資源を確保するとともに、収穫・加工の一貫した供給体制の確立による効率化により、市場への安定供給に取り組みます。
- 本町の特産品である「ヒジキ」については、健康食品としての将来性が高く評価されており、付加価値のある二次加工品の開発をすることでブランド化を推進し、新たな販路拡大による安定収入化に取り組みます。
- 「与那原ひじきの日」の制定や、インターネットによる積極的な情報発信を行い、認知度の向上に努めます。

③ 人材確保と後継者育成

- 獲る漁業から育てる漁業への転換を図り「ヒジキ」の移植について、関係機関と連携し新たな移植技術の開発などの研究を進め人材確保や後継者育成に取り組みます。
- 「与那原町水産振興実施計画」に基づき、組合の体質強化と経営改善を支援します。



【施策の概要】



(3) 工業

現状と課題

- 事業所数、従業者数、製造品出荷額をみると、事業所数および就業者数は、平成7年以降減少傾向がみられる。また、製造品出荷額については、平成15年まで増加傾向にあったが、平成17年には減少に転じています。
- 本町の製造業は、主に窯業や金属加工、木工製造業、食料品製造業があるが、中でも窯業については本町における代表的な地場産業となっています。
- 本町の窯業は、戦前から沖縄独特の登り窯で沖縄赤瓦を生産し、県下の需要を一手に納めるほどの生産地であり、近年ではガス窯へと移行し、新たな屋根瓦の開発や瓦製造技術を用いた新製品の開発等も進み、作業工程も自動化され、本町における主要な地場産業として発展しています。
- 沖縄赤瓦は首里城復元の際にも屋根材として使われており、県内生産量の約9割が本町で生産されています。近年では赤瓦コースター等も生産され、新たな商品開発も行われています。こうしたヤチムンをはじめとする工芸技術は、本町のみならず、沖縄県の持つ伝統工芸として、技術の継承・保存や後継者の育成を図る必要があります。
- 本町の地場産品であるヤチムンについては、建築部材や舗装材等としての積極的な利用により、新たな需要の拡大を図る必要があります。

施策の方向

【基本方針】

本町の誇る伝統工芸や主要な地場産業については、新製品の開発や高度化を推奨し、一層の経営革新と技術力の発展を支援するとともに、まちづくりの中に地場産品を積極的に取り入れていくことにより、与那原らしさの創出と伝統の継承に取り組みます。また窯業の活性化を図るため、住宅、公共施設など建築物における瓦の積極的な使用や、製品の宣伝・情報発信を高め、高付加価値化などに取り組みます。

【施策の概要】

① 窯業など地場産業の活性化

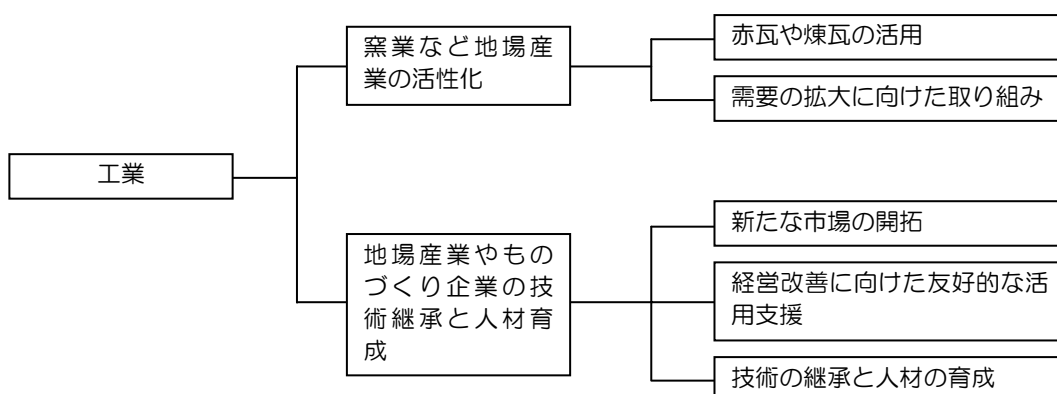
- 公共建築物の建築部材やモニュメントへの沖縄赤瓦の使用をはじめ、歩道等の舗装に、煉瓦（レンガ）タイルを積極的に活用し、また、民間住宅においても積極的にヤチムン使用を奨励することで、特徴ある街並み景観の形成に取り組みます。
- ヤチムンについては、さらなる新製品の開発を図り、展示即売会などにより新たな商品のPRやインターネット等を活用した積極的な情報発信をするなど、需要の拡大に向け取り組みを進めます。

② 地場産業やものづくり企業の技術継承と人材育成

- 伝統あるヤチムン製造の技術を継承するとともに、近代的な製法を取り入れた技術革新で、新たな市場の開拓をより一層進めます。
- 地場産業やモノづくり企業の経営近代化や体質改善を進めるため、各種融資制度の紹介や斡旋をおこない、経営改善に向けて、有効的な活用を図るよう支援していきます。
- 優良工業技術者表彰の推薦を国や県へ行うなど、技術の継承と人材の育成に努めます。



【施策の概要】



(4) 商業及び中心市街地活性化

現状と課題

- 本町の商業についてみると、平成19年現在、事業所数189店、従業者数994名、商品販売額約146億円となっており、すべての項目において減少傾向となっている。
- 既存の商業地については、周辺地域人口の減少、経営者の高齢化、店舗の老朽化等により、空き店舗が増加し商店街の空洞化が目立っている。
- 近隣市町村への大型店の進出や東浜地区の新たな商業地の出現により、既存商業地の購買力が低下しているため、通り会においてはイベント等の開催により魅力ある元気な商店街づくりに取り組んでいます。
- 本町における今後の商業発展を図るためには、東浜地区への商業集積も推進していくと同時に、コンパクトな市街地形態やウォーターフロントの特性を活かし、既存商業地を含めた回遊性のある商業地を形成する必要があります。
- インターネットなどを活用した店舗紹介等、積極的なPR活動が望まれます。

施策の方向

【基本方針】

マリンタウン東浜地区の商業地と既存の商業地の立地条件、さらに商業、医療、福祉や行政の都市機能がコンパクトに集積する本町の特性を活かしたまちづくりを進めます。また、海辺のまちとしてウォーターフロントの魅力と、歴史・伝統・文化の薫るまちの魅力を融合し、住民や来街者の利便性を高め、商業及び中心市街地の活性化に取り組みます。

【施策の概要】

① 中心市街地の形成

- 東浜地区については商業集積を図るとともに、既存商店街の基盤整備など活性化を図り、一体的な商業拠点の形成に努めます。
- ウォーターフロントの特性を活かした散策路やポケットパークの整備などにより、快適に歩きながら楽しく買い物ができる空間の形成を目指し、中心市街地における回遊性の確保に取り組めます。
- 住民、事業者、行政が一体となって、高齢者や障がい者が安心して買い物ができる、中心市街地のバリアフリー化に取り組めます。

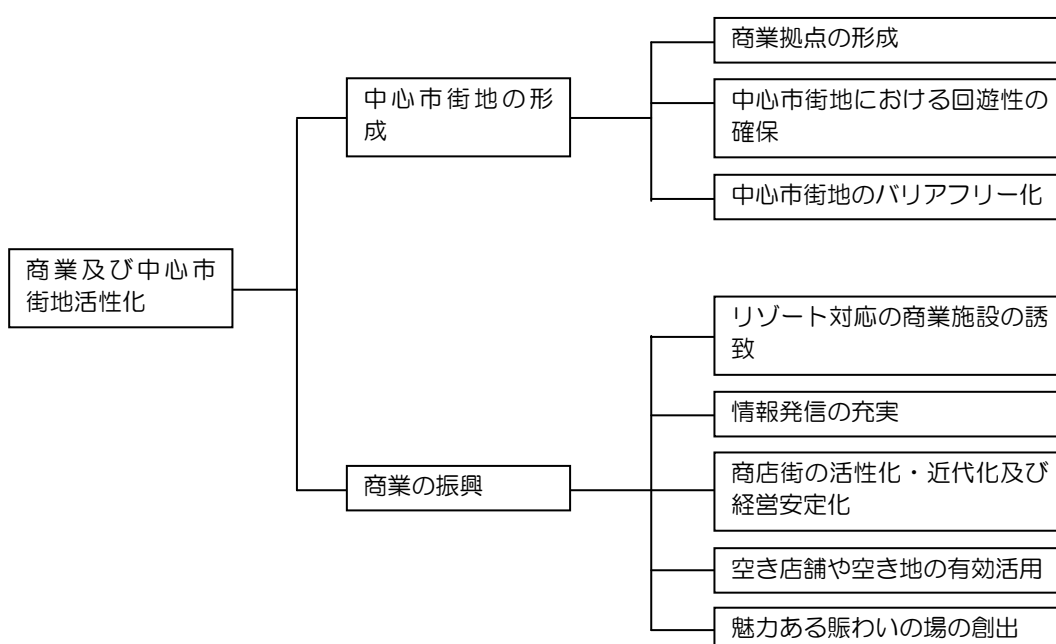
② 商業の振興

- 東浜地区の人口増加やリゾート関連客の流入増加による新たな商業需要に対し、リゾート対応の商業施設の誘致を進めます。
- 商工会、地域の事業者と連携し、インターネットやまちあるきマップを活用し

た情報発信の充実を行います。

- 潤いとやすらぎのある昔の与那原すば屋やマチグワ一の再現と、商店街全体の活性化・近代化と各店舗の経営安定化を目指します。
- 個性的で魅力ある事業者の誘致などにより、空き店舗や空き地の有効活用に取り組みます。
- えびす通りやオリオン通りなど主要な通りを活用した地域密着型のイベントを開催することにより、魅力ある賑わいの場を創出し集客力を高め商業の振興を図ります。

【施策の概要】



第4次与那原町総合計画 基本計画

Ⅲ 施策の方向

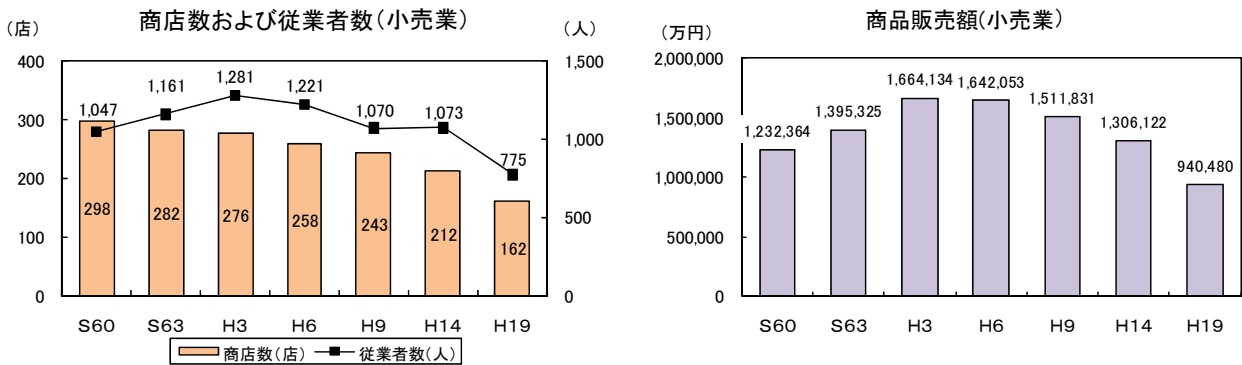
【参考データ】

商業活動の推移（小売業）

	S60	S63	H3	H6	H9	H14	H19
商店数（店）	298	282	276	258	243	212	162
従業者数（人）	1,047	1,161	1,281	1,221	1,070	1,073	775
販売額（万円）	1,232,364	1,395,325	1,664,134	1,642,053	1,511,831	1,306,122	940,480

資料：「沖縄県の商業」（統計課）

※飲食店を除いた数値。

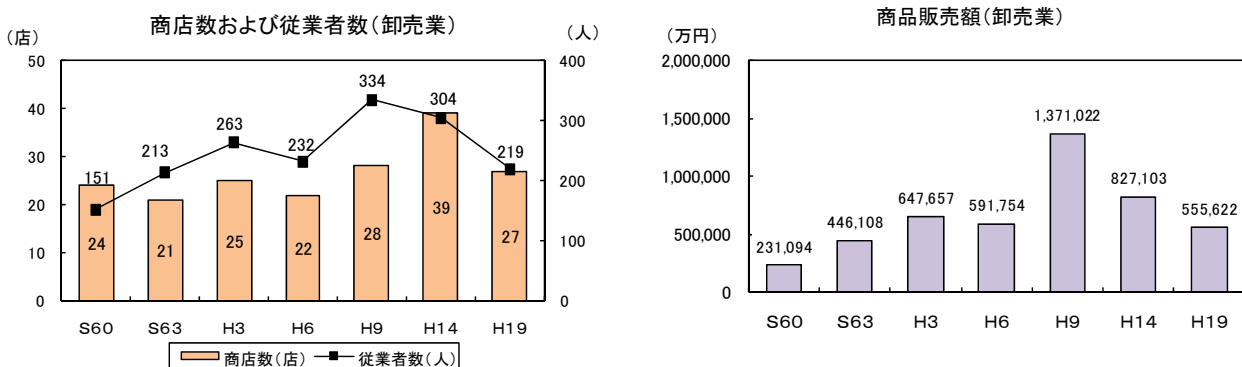


商業活動の推移（卸売業）

	S60	S63	H3	H6	H9	H14	H19
商店数（店）	24	21	25	22	28	39	27
従業者数（人）	151	213	263	232	334	304	219
販売額（万円）	231,094	446,108	647,657	591,754	1,371,022	827,103	555,622

資料：「沖縄県の商業」（統計課）

※飲食店を除いた数値。



(5) 観光

現状と課題

- 本町の観光としては、400年余の伝統を持ち、沖縄三大綱の一つとして知られている「与那原大綱曳」があり、毎年旧暦の6月におこなわれるこの行事には、町内外から多くの観客が訪れています。
- 平成3年に県内唯一の綱曳資料館が建設された。
- 運玉森や雨乞森の山頂からは、眺望が素晴らしく、東に久高島や津堅島、西に慶良間諸島などを望むことができます。
- 地域行事として行われているエイサーやハーリー等は、観光資源として積極的な活用を図る必要があります。
- 東浜地区のマリーナやマリンパークの海洋レクリエーション施設、シンボル緑地や文化交流施設等の整備を県と一体となって推進し、広域的な海洋レクリエーション拠点として、本町の新しいまちづくりに向けて活用を図っていく必要があります。
- 新たな観光形態として体験型観光産業を推進するなど、観光資源を発掘し、地元の雇用拡大に向けて取り組む必要があります。
- 本町中心部に位置する御殿山（うどうんやま）や親川（えーがー）は、いにしえからの聖地を巡る東御廻り（あがりうまーい）のルートとなっており、観光資源としての活用が望まれます。

施策の方向

【基本方針】

地域にある資源の発掘と伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活かした観光振興を図るとともに、マリーナ・水路を活かした海洋レクリエーション拠点を形成し、新たな観光資源の創出を図ります。さらに広域的な地域の連携による修学旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。

地域の資源の発掘と歴史や伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活用するとともに、沖縄芸能の拠点づくりを推進した観光振興を図ります。また、マリーナゾーンを活かした海洋レクリエーション拠点の形成と、南部地域の広域的連携による観光・教育旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。



【施策の概要】

① 大綱曳の活用

- 与那原まつりのメインである大綱曳を、インターネットなどで国内外に情報発信し、「大綱曳の町・よなばる」として知名度を高めていきます。
- 大綱曳は、町内外から多様な主体が参加し、交流が図れる形式を検討します。
- 県内唯一である綱曳資料館については、施設及び展示資料の充実を図ります。



② 歴史的資源の活用

- 御殿山（うどうんやま）や親川（えーがー）などの拝所を整備し、東御廻り（あがりうまーい）の説明や案内ができる観光ガイドを育成します。
- 歴史的資源を活用した含めた観光パンフレットを作成やインターネットを活用した情報発信に努めます。

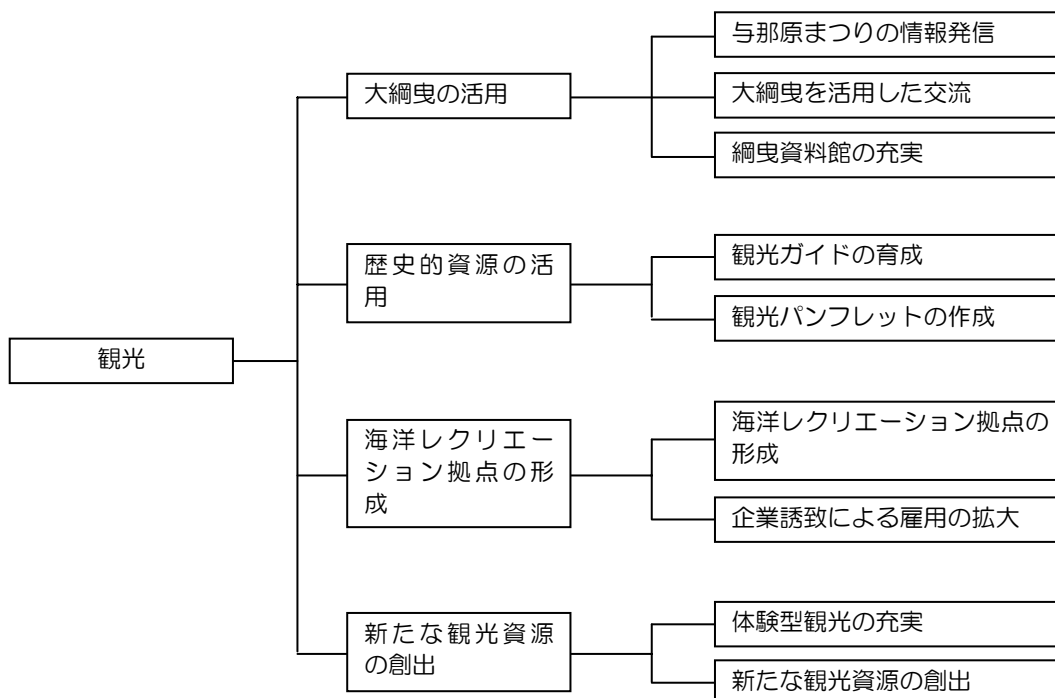
③ 海洋レクリエーション拠点の形成

- 県と一体となって、マリーナ整備、シンボル緑地・文化交流施設等の関連施設の整備を推進し、海洋レクリエーション拠点の形成を図ります。
- マリーナやホテルなどへ進出事業者を誘致することにより、観光客の集客の拡大を図ります。

④ 新たな観光資源の創出

- 綱づくり、マリンスポーツ、ヒジキ収穫、農漁業体験など、体験型観光の充実を図ります。
- 山原船の復元や屋形船、カヌーなどで、マリーナ、水路の新たな観光資源を創出します。

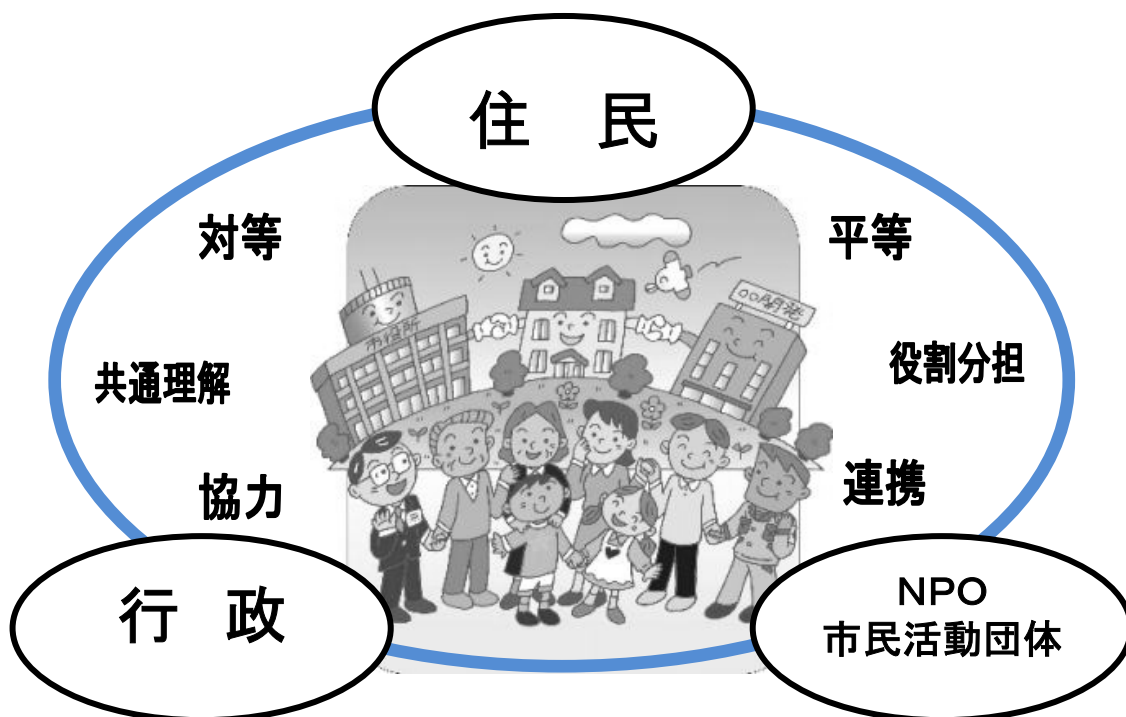
【施策の概要】



參考資料

1. 第4次与那原町総合計画策定基本方針

第4次与那原町総合計画 策定基本方針



企画総務課企画班

1. 総合計画策定における基本的視点

第4次与那原町総合計画の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき作業を進めるものとする。

(1) 現状を把握した上での計画作り

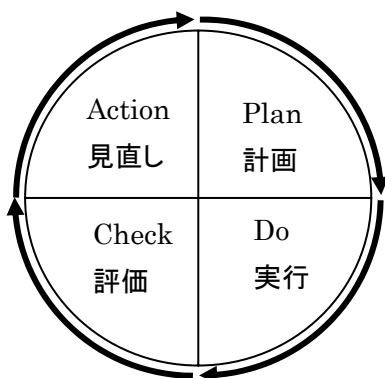
現在の町が抱える課題や町民ニーズを的確に捉えると共に、第3次総合計画の実績等をふまえた上で、計画策定の前提条件（人口推計・産業別就業者推計・土地利用計画・など）や国・県の関連計画及び町の各種計画を整理し計画策定を行うものとする。

(2) 目標達成型の計画

基本計画をより実行性のあるものにするため、目標値（成果指標）を設定する。

目標値（成果指標）を基に、一定期間で評価し事業の達成度を測り見直しを行なえるものにする。

計画（Plan）～実行（Do）～評価（Check）～改善案の実行（Action）の経営サイクルの構築



Plan	目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計（改訂）する
Do	計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する
Check	測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う
Action	プロセスの改善・向上に必要となる変更点を明らかにする（計画の再構築）

(3) 住民と町の協働による計画作り

住民と町が共通の目標を持って力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提として、総合計画策定にあたっては、策定段階からの「住民参加」及び情報提供を十分に行うとともに、フォーラムの開催、パブリックコメントの実施等によりできる限り取り住民意見を入れることにより、住民と町の協働による計画作りを進める。

また、計画策定後も計画の進捗状況などを評価・検証して公表し、責任を持って住民と町によるまちづくりを進めていく。

(4) わかりやすさと実現性の高さ

総合計画は、住民にわかりやすい表現に努め共感が得られる内容とし、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の与那原町を見据えた実現性の高い計画とする。

2. 総合計画の構成・期間

平成23年度からの次期総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成することとする。

基本構想…町の最上位計画として、町の将来都市像を描き、その実現に向かって町民と町が計画的にまちづくりを進めていくための指針。

計画期間は8年（平成23年度～平成30年度）とする。

基本計画…基本構想にある政策の実現手段である施策を明記したもの。

計画期間は前期4年（平成23年度～平成26年度）、後期4年（平成27年～平成30）年とする。

実施計画…基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。計画期間については、基本計画開始年度に4年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化・住民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方式を採用する。

3. 策定体制

総合計画の策定体制は次のとおりとする。（【別紙1】参照）

(1) 議会

議決機関として、基本構想（案）の策定段階から審議し、基本構想の議決を行う。

(2) 総合計画審議会

総合計画審議会条例に基づき設置する。町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

審議会は、知識経験を有する者・町職員・その他町長が必要と認める者により委員15人程度で組織する。

(3) 住民参加

総合計画策定段階においては、住民の意見等を広く取り入れるために次のような手法を取り入れるものとする。

①住民会議

公募委員及び与那原町総合計画策定研究プロジェクトチーム委員で構成し、次期基本構想及び基本計画の素案作成を目的とする。公募は町外も含む40名程度とする。

②町民意向調査（アンケート・パブリックコメント）

与那原町のこれからのまちづくりに対する課題を把握するとともに、できるだけ多くの町民からの意見聴取を図るため、町民意向調査を実施する。

③町民説明会（フォーラム）

次期基本構想及び基本計画素案の策定段階において住民に対して説明会・懇談会を実施し、住民への情報提供及び住民からの意見聴取を行う。

(4) 庁内体制

総合計画策定本部を設置し、全庁的な策定体制を構築する。

第4次与那原町総合計画 参考資料

①与那原町総合計画策定委員会

副町長・教育長・各課長・参事・室長・局長で構成し部会を置く、総合計画策定についての最高意思決定機関として、住民会議からの素案を検討・補完し基本構想・基本計画・実施計画の策定を行う。

必要に応じて住民会議との意見交換等を行なう。

②総合計画策定研究プロジェクトチーム

町職員（プロジェクトチーム設置要綱第4条で定める職員）で構成し部会を置く、住民会議に参加して素案作成を行なう。また、住民会議での協議経過等を総合計画策定委員会に情報提供するとともに、必要に応じて策定委員会の総合計画案策定作業に協力する。

③全職員

総合計画は町の最上位計画であり、計画行政の根幹をなすことから、計画策定には全ての職員が一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に計画策定に関わっていく。

必要に応じ住民会議、策定委員会への情報提供及び意見交換を行なう。

4. 策定スケジュール

(1) 計画別スケジュール

総合計画を構成する3つの計画は、次のスケジュールにより策定作業を進める。

①基本構想・基本計画

平成21年度より策定作業に取り掛かり、総合計画審議会の答申を経て、平成22年度12月に基本構想案を議会に議案提出をする。

②実施計画

平成22年度より具体的な実施計画事業の取りまとめに取り掛かり、23年度内に計画を確定する。

2. 与那原町住民会議

(1) 「与那原町住民会議」設置要項（逐条解説）

(基本理念)

第1条 第四次与那原町総合計画を策定するにあたり、住民が主体となり、広く住民の意見を集約し、それを計画に反映させることを基本とする。

意見の集約の中で、対立や矛盾、緊張が起こることも予測されるが、お互いの考えを尊重し、理解しようとする前向きな姿勢で取り組む。

さらに住民、行政、企業、NPO、個人、家庭、学校など、さまざまな主体が、情報を共有し、まちづくりの方向性を合わせ、お互いを補完しながら、新しい可能性を創造する。このような考え方を、「協働」によるまちづくりと位置づけ、住民がまちづくりに取り組む基本理念とする。

(設置の目的)

第2条 第四次与那原町総合計画の策定にあたり、基本理念に基づき与那原町に暮らす住民が心豊かな活力あるまちづくりをめざして、住民と行政がお互いの意見を交換し、協働で総合計画素案を策定することを目的として、「与那原町住民会議」(以下、「住民会議」という。)を設置する。

○住民＝与那原町に住所のある方、与那原町で働く方、通学されている方、さらには町外の方で与那原町のまちづくりに関心のある方。

○さまざまな立場の方の立場や意見を尊重しながら、まちづくりについての意見集約を行います。

○基本理念に基づき、心豊かな活力ある与那原のまちづくりを目指して総合計画素案を策定します。

○協働＝これまでの行政主導のまちづくりから、行政と住民がお互いの立場を理解し尊重しながら、まちづくりを対等な立場で「一緒に取り組む」ものとして位置づけています。

○総合計画素案＝ここでは基本構想及び基本計画を総合計画と位置付け、その素案を策定し、町長へ提案します。

(役割)

第3条 住民会議は、次に掲げる事項に対する意見を取りまとめ、町長に提案を行う。

(1) 第四次与那原町総合計画素案の策定に関すること。

(2) 住民参加のあり方や推進に関すること。

○総合計画素案全体の策定はもちろんですが、各自治会やNPOなどが自主的な活動を進めていくうえで、まちづくりへの住民参加のあり方、企業やNPOなどとの関わりや役割分担なども検討します。

第4次与那原町総合計画

参考資料

(組織)

第4条 住民会議は、次に掲げる者で構成する住民会議委員（以下、「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 公募住民のうち町長が委嘱した者（以下、「公募委員」という。）
 - (2) 与那原町総合計画策定研究プロジェクトチーム（以下、「職員」という。）
- 2 公募委員の過半数は、与那原町在住とする。
 - 3 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。
 - 4 公募委員は30名程度とする。
 - 5 職員は30名程度とする。

○公募委員＝行政からの指名によって選任された方ではなく、自主的に参加した方。
○与那原町総合計画策定研究プロジェクトチーム＝役場の課長補佐職及び職員より公募した、総合計画素案策定に関わるワークグループで住民会議へ委員として参加します。
○「基本理念」、「設置の目的」に基づき、公募委員とプロジェクトチームが「住民会議委員」として、相互に補完しながら会議を進めます。

(任期)

第5条 委員の任期は、提案した総合計画素案が与那原町総合計画審議会（以下、「審議会」という。）へ総合計画案として諮問され、審議会において審議終了する日までとする。

○総合計画素案の提案後、与那原町総合計画策定委員会及び与那原町総合計画策定審議会での総合計画案策定の過程において、住民会議との意見交換などが予測されることから、任期については総合計画審議会の終了予定である平成22年12月末を予定しています。

(住民会議の代表)

第6条 住民会議に会長1人及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は住民会議を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(部会)

第7条 第2条に規定する役割を効率的に行うため、住民会議に総務財政部会、教育文化部会、健康福祉部会、産業建設部会を置き、その役割を分担させる。

- 2 部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、部会長及び副部会長は部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 3 部会長は部会を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 5 委員は、いずれか1つの部会に属さなければならない。

○委員は必ず1つの部会に所属しなければなりません。また、効率的な進行や公平な意見集約の観点から、複数部会への所属はできません。

(会議時間)

第8条 住民会議(各部会を含む)における会議時間は、基本的に2時間程度とする。ただし、会議に諮って、これを延長することができる。

○各会議時間は基本的に2時間程度としますが、会議の内容によって2時間以上かかると予測される場合は、会議に諮って延長を可能としています。

(運営)

第9条 住民会議(各部会を含む)は、委員の自主運営を基本とする。

2 各部会は、会議の内容をまとめ住民会議で報告する。

○基本的な活動日程は事務局より提示しますが、基本理念に基づき会議の運営や日程補足等の決定については、委員同士が補完しあいながら進めていくことを基本としています。

(会議の公開)

第10条 会議は原則として公開するものとし、会議の結果もホームページなどで積極的に公開する。

○町ホームページや広報へ会議の日程と場所を掲載し、いつでも、誰でも、会議の傍聴が可能とします。また、会議で諮り可能な限り傍聴者からの意見を聴くなど幅広く住民参加を促す場とします。さらに、会議の結果は可能な限りホームページへ掲載します。

(意見聴取等)

第11条 住民会議(各部会を含む)は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

○委員以外の方＝役場職員や学識経験者、各部会に関する情報や知識を持っている方。
○必要な資料＝町個人情報保護条例や情報公開条例に基づいて、可能な範囲内で求めることができます。

(提案の尊重)

第12条 町長は、第四次与那原町総合計画素案の提案を受けたときは、その内容を尊重するよう努める。

○住民会議から提案を受けた「総合計画素案」は、「総合計画策定委員会」の検討を経て「総合計画案」として「総合計画審議会」で審議され、さらに、議会において審議されます。住民会議は各機関の役割を認識したうえで総合計画素案を策定し提案を行います。町長は住民会議での結果を尊重するように努めるという意味です。

第4次与那原町総合計画
参考資料

(庶務)

第13条 住民会議の庶務は、企画総務課において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、住民会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年12月14日から施行する。

(2) 与那原町住民会議経過

日 程	内 容 等
平成21年6月24日	総合計画策定研究プロジェクトチーム辞令交付 課長補佐：20名 一般職：11名 計：31名
平成21年8月17日 ～9月4日	一般公募 男性：11名 女性：5名 計：16名 20代：3名 30代：3名 40代：5名 50代：2名 60代：3名
平成21年12月16日	町長からの諮問・辞令交付 公募委員：16名 職員：31名 計：47名 基調講演会 島袋純氏（琉球大学教育学部教授）による講演
平成22年10月12日	第1回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年10月26日	第2回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年2月9日	第3回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年2月23日	第4回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年3月8日	第5回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年3月23日	第6回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年4月6日	第7回全体会議中間発表会
平成22年4月20日	第8回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年5月11日	第9回全体会議部会間での意見交換会
平成22年5月17日	部会長会議部会間での調整
平成22年5月25日	第10回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年6月1日	第11回全体会議各部会のワーキング作業
平成22年6月22日	部会長会議提言書の取りまとめ
平成22年6月25日	会長・副会長との調整提言書の取りまとめ
平成22年6月30日	会長・副会長との調整提言書の取りまとめ
平成22年7月9日	第12回全体会議提言書の報告
平成22年7月12日	住民会議答申町長への答申

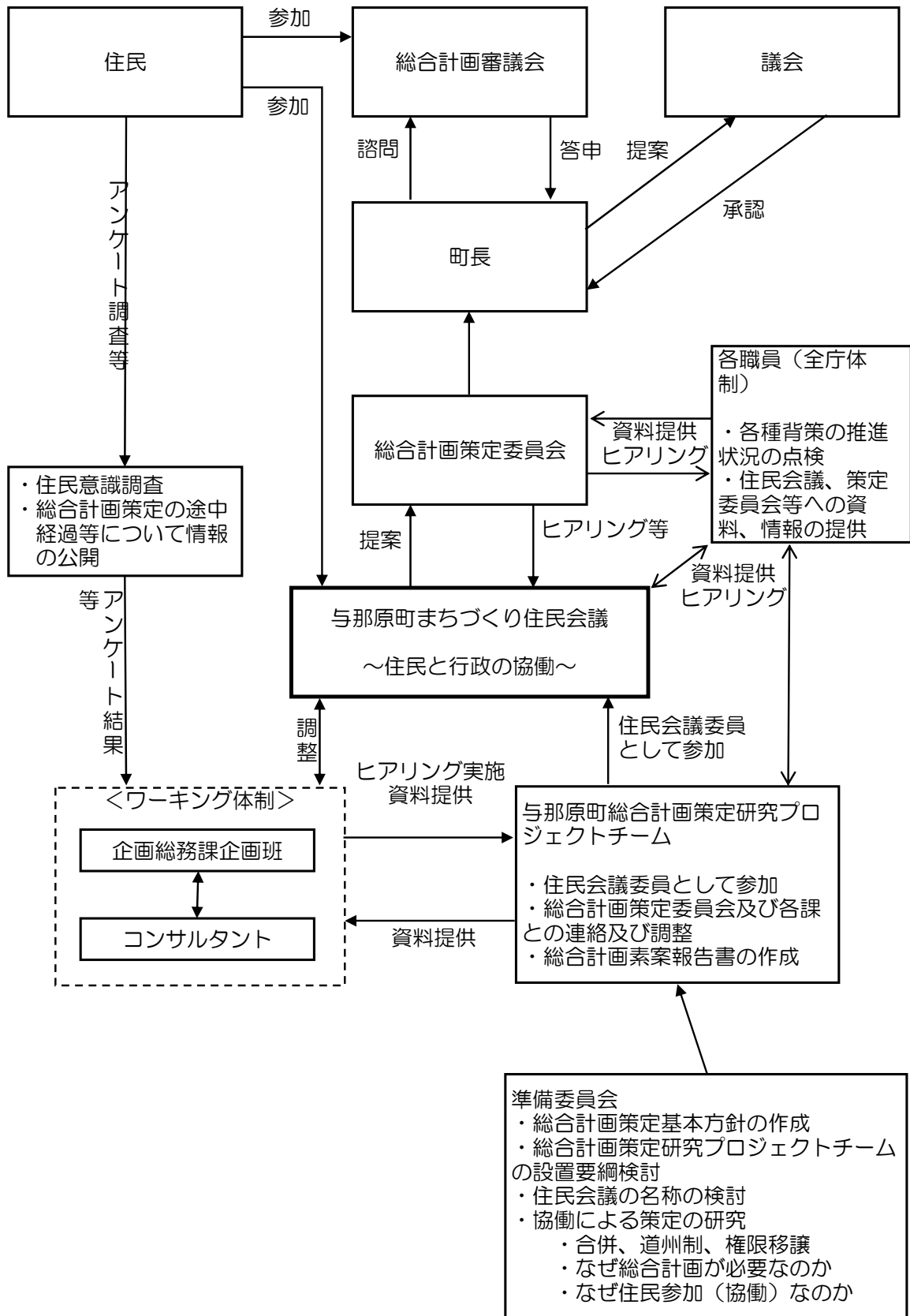
(3) 住民会議委員名簿

		氏 名				氏 名	
総務財政部	11名	1	新垣 信人	産業建設部会	32	与那嶺 貞男	
		2	嘉数 司		33	上原 利恵子	
		3	高里 義人		34	具志堅 毅	
		4	宮平 律子		35	當間 卓	
		5	新里 郁子		36	金城 恵美里	
		6	上原 清武		37	伊地 真理野	
		7	中村 孝		38	伊集 哲	
		8	山城 司		39	比嘉 哲也	
		9	具志堅 勇		40	具志堅 智	
		10	大城 伸司		41	有馬 良一	
		11	外間 智		42	高里 順	
教育文化部会		12	津多 則光	43	照屋 勝也		
		13	金城 多美子	44	上原 謙		
		14	岡 剛	45	諸見 里一		
		15	照屋 基	46	吉野 了		
		16	大田 守昭	47	仲里 武徳		
		17	城間 秀盛	会長 津多 則光			
		18	宮城 きよみ	副会長 新里 健			
		19	饒平 名幹貴	総務財政部会			
		20	金城 さやか	部会長 新垣 信人			
	10名	21	与那嶺 昌代	副部会長 山城 司			
健康福祉部会		22	喜屋 武力	教育文化部会			
		23	諸見 里桜	部会長 津多 則光			
		24	新里 健	副部会長 岡 剛			
		25	石川 毅	健康福祉部会			
		26	上原 啓	部会長 新里 健			
		27	瀬底 雄子	副部会長 喜屋武 力			
		28	謝敷 宗規	" 諸見里 桜			
		29	安仁 屋勇希	産業建設部会			
		30	山内 聖子	部会長 与那嶺 貞男			
	10名	31	宮城 結	副部会長 有馬 良一			

3. 第4次与那原町総合計画策定業務経緯

日 程	町（庁内）	住民会議等
平成21年2月	職員アンケート実施 職員研修（講演会）実施	
平成21年3月	第4次総合計画策定業務準備委員会発足 策定方針・住民会議運営手法の作成	
平成21年4月		
平成21年5月		
平成21年6月	第4次与那原町総合計画策定基本方針決定 総合計画策定プロジェクトチーム委員公募	
平成21年7月	プロジェクトチーム研修	
平成21年8月	第3次総合計画評価 住民アンケート作成	住民会議委員一般公募 20代：3名 30代：3名 40代：5名 50代：2名 60代：3名
平成21年9月		
平成21年10月		
平成21年11月		
平成21年12月		町長からの諮問・辞令交付 公募委員：16名 職員：31名 計：47名 基調講演会 島袋純氏（琉球大学教育学部教授）による講演
平成22年1月		第1回・2回全体会議各部署のワーキング作業
平成22年2月		第3回・4回全体会議各部署のワーキング作業
平成22年3月	住民アンケート	第5回・6回全体会議各部署のワーキング作業
平成22年4月	策定委員の住民会議参加	第7回・8回全体会議中間発表会・ワーキング作業
平成22年5月	人口フレーム作成	第9回・10回全体会議部会間での意見交換会・部会長会・ワーキング作業
平成22年6月		第11回全体会議各部署のワーキング作業・部会長会（提言書まとめ）
平成22年6月		会長・副会長との調整提言書の取りまとめ
平成22年7月		第12回全体会議提言書の報告
		7月12日住民会議答申町長への答申
平成22年8月～9月	第4次総合計画（素案）作成	
平成22年10月	第1回総合計画策定委員会	
平成22年11月	基本構想 最終確認 基本計画（調整中）	
平成22年12月		
平成23年1月	総合計画策定委員会（審議会指摘事項検討）	第1回・2回総合計画審議会（委嘱状交付・策定経緯説明・基本構想（素案）審議
平成23年2月	策定経緯等議会説明	第3回・4回・5回審議会（基本構想（素案）審議・2月23日審議会会長より答申
平成23年3月		3月18日議決

4. 総合計画フローイメージ



5. 与那原町総合計画審議会設置規則

○与那原町総合計画審議会設置規則

昭和59年3月30日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、与那原町附属機関設置条例(昭和59年条例第7号)第3条の規定に基づき、与那原町総合計画及び国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 町の職員
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 町教育委員会の委員
- (6) 町農業委員会の委員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は2年とし、同項第2号から第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第5条 審議会に特定の事項について調査するため特別委員をおくことができる。

2 特別委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

第4次与那原町総合計画
参考資料

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長、副会長ともに事故があるときは、出席委員のうち年長者が議長となる。

(資料の提出)

第7条 審議会は、必要に応じ町に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会にはか
つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成18年規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第1号)

この規則は、平成23年1月6日から施行する。

6. 諮問

与 企 諮 問 第 1 号
平成23年1月21日

与那原町総合計画審議会
会長 伊 禮 清 一 殿

与那原町長 古 堅 國 雄

第4次与那原町総合計画（案）について（諮問）

与那原町付属機関設置条例第2条及び与那原町総合計画審議会設置規則の規定により、第4次与那原町総合計画（案）について審議会の意見を求めます。

7. 答申

与 総 審 第 1 号

平成 23 年 2 月 23 日

与那原町長 古 堅 國 雄 殿

与那原町総合計画審議会

会長 伊 禮 清 一

第 4 次与那原町総合計画基本構想の策定について（答申）

平成 23 年 1 月 23 日付け与企諮問第 1 号にて当審議会に諮問があった第 4 次与那原町総合計画基本構想の策定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得たのでここに答申します。

本総合計画基本構想案は、少子高齢化の進行や環境問題の深刻化、生活様式の多様化など社会環境の変化の対応とともに、地方分権の進展や厳しい財政状況のもと、町民や事業者、行政など与那原町のまちづくりに関わるすべての主体が「協働するまち」を実現することにより、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくことを目標としています。

本総合計画基本構想案が、これからのまちづくりの指針として、その趣旨が広く住民に周知され、住民の理解と参画のもとに将来像の実現に取り組まれるよう望みます。

8. 意見書

意 見 書

第4次与那原町総合計画基本構想案は、公募による与那原町民等により構成された住民会議の検討内容を基本としつつ、第3次与那原町総合計画を踏まえて、今後8年間のまちづくりの方向を示している。

まちの将来像を「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」と設定し、まちの目標を「みんなで創るこころ豊かなまち」「ゆとりと潤いのあるまち」としている。このことから解るように、都市基盤の整備などハード面の充実だけではなく、教育や福祉などソフト面での充実を図ることが、まちづくりにおいてより重要である。

また、まちの目標を達成するため、まちづくりの方針として

- 1 協働と連携、未来につながるまちづくり
- 2 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
- 3 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
- 4 コンパクトで快適に暮せるまちづくり
- 5 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
- 6 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

を設定しているが、これら各分野の各種施策を展開するには、行政だけではなく住民との協働が不可欠である。

本基本構想案に示されているように、住民と行政が情報を共有しあい、まちの将来像実現に向けて取り組んでいくことが重要となるため、住民との合意形成を図りながら効率的な行政運営により積極的な施策が行えるよう特段の意を払って頂きたい。

9. 審議会名簿

第4次与那原町総合計画審議会委員名簿

No	氏 名	所属団体等	備 考
1	砂 川 徹 夫	沖縄国際大学教授	学識経験者
2	前 津 榮 健	沖縄国際大学教授	学識経験者
3	親 泊 仲 真	有限会社アトシ設計主宰	学識経験者
4	当 真 聡	与那原町議会議員	議会議員
5	福 地 齊	与那原町副町長	町の職員
6	徳 村 政 福	与那原町老人クラブ連合会副会長	公共団体の役員
7	大 城 小 夜	与那原町婦人会長	公共団体の役員
8	伊 禮 清 一	与那原町社会福祉協議会長	公共団体の役員
9	照 屋 義 実	与那原町商工会長	公共団体の役員
10	山 内 康 司	与那原町PTA連会長	公共団体の役員
11	山 内 聖 子	与那原町青年会長	公共団体の役員
12	宮 平 洋 子	与那原町教育委員会長	教育委員会の委員
13	新 里 吉 康	与那原町農業委員会長	農業委員会の委員

第4次与那原町総合計画

平成23年度

発行：与那原町役場

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/>

編集：企画財政課

TEL 098-945-2201（直通） FAX 098-946-6074



与那原町